

令和5年7月27日

令和5年度第4回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和5年度第4回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 第2号 松本市立小中学校等市費教員設置要綱の一部改正について
- 第3号 小学校教科用図書採択について
- 第4号 松本市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第5号 松本市公民館運営審議会委員の委嘱について【非公開】
- 第6号 松本市図書館協議会委員の任命について【非公開】

[報告]

- 第1号 松本市立小学校、中学校結核対策委員会委員の委嘱について
- 第2号 岡田小学校における事故について
- 第3号 自動車事故について
- 第4号 学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について
- 第5号 国宝松本城天守耐震対策専門委員会委員等の委嘱について
- 追加 第6号 会計実地検査結果について【非公開】

[その他]

議案第 1 号

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和4年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)を作成しましたので、これについて協議するものです。

2 松本市教育委員会事務点検評価委員会の設置について

(1) 松本市教育委員会事務点検評価委員会の設置

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、法の趣旨に則り、より専門的な知見で点検評価を実施するため、令和4年度以降は新たに松本市教育委員会事務点検評価委員会(以下、点検評価委員会)を設置し、当該委員会の委員の職務とすることとしています。

(2) 委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

区分	氏名	備考
学識経験者	荒井 英治郎	松本市教育顧問 信州大学教職支援センター准教授 第3次松本市教育振興基本計画策定委員長
学校教育関係者	杉村 修一	長野県高等学校長会 事務局長 前松本県ヶ丘高等学校長 前松本市社会教育委員
社会教育関係者	伊東 直登	松本市図書館協議会長 第3次松本市教育振興基本計画策定委員 学都松本推進協議会副会長

3 点検及び評価の経過

R5. 3 第12回定例教育委員会で各課から事務事業について報告

6 点検評価委員会で各課から事務事業について報告

7 各課において点検評価委員会からの評価意見に対する改善方針案を作成
教育振興基本計画の進捗状況の調査

4 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)
別冊のとおり

5 報告書の主な内容について

- (1) 教育の基本計画
- (2) 各課の重点目標及び事務事業全体についての点検
- (3) 教育振興基本計画の進捗状況

6 今後の対応

市議会9月定例会へ報告書を提出し、市ホームページに公表します。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980



令和4年度

教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価報告書

令和5年9月
松本市教育委員会

目 次

第1章 本報告書の趣旨	・・・	1
1 根拠法令	・・・	1
2 松本市教育委員会事務点検評価委員会	・・・	1
3 点検・評価の方法（取組経過）	・・・	1
第2章 教育の基本計画	・・・	3
1 松本市教育大綱	・・・	3
2 教育大綱と教育振興基本計画の関係	・・・	5
3 第3次松本市教育振興基本計画	・・・	5
第3章 点検・評価の報告	・・・	8
1 教育委員の活動状況	・・・	8
2 各課の報告	・・・	9
(1) 教育政策課	・・・	9
(2) 学校教育課	・・・	14
(3) 学校給食課	・・・	19
(4) 生涯学習課・中央公民館	・・・	23
(5) 中央図書館	・・・	28
(6) 文化財課	・・・	32
(7) 博物館	・・・	39
第4章 教育振興基本計画の進捗状況	・・・	43

第1章 本報告書の趣旨

1 根拠法令

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、令和4年度における松本市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 松本市教育委員会事務点検評価委員会

(1) 委員会の設置

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和3年度までは松本市社会教育委員の職務としてきましたが、法の趣旨に則り、より専門的な知見で点検評価を実施するため、令和4年度以降は、新たに松本市教育委員会事務点検評価委員会を設置し、当該委員会の委員の職務とすることとしました。

(2) 委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

区分	氏名	備考
学識経験者	荒井 英治郎	松本市教育顧問 信州大学教職支援センター准教授 第3次松本市教育振興基本計画策定委員長
学校教育関係者	杉村 修一	長野県高等学校長会 事務局長 前松本県ヶ丘高等学校長 前松本市社会教育委員
社会教育関係者	伊東 直登	松本市図書館協議会長 第3次松本市教育振興基本計画策定委員 学都松本推進協議会 副会長

3 点検・評価の方法（取組経過）

(1) 重点目標の設定 (R4. 4) 【P（プラン）】

年度当初に各課で重点目標を設定し、5月の定例教育委員会へ報告しました。

(2) 各課における事務事業の実施 (R4. 4～R5. 3) 【D（ドゥー）】

重点目標を中心に、各課において事務事業に取り組みました。

(3) 各課による総括及び自己評価 (R5. 3) 【C（自らチェック）】

- ア 各課で重点目標ごとに1年間の事業成果及び課題と方向性をまとめました。
- イ 各課で事務事業全体を総括し、3段階で自己評価(※)を行いました。
- ウ (1)、(2)の内容について、3月の定例教育委員会に報告しました。

※自己評価の基準

評価	評価の基準
A	設定した目標以上の成果をあげた
B	設定した目標を達成することができた
C	目標を達成できないものがあつた

(4) 松本市教育委員会事務点検評価委員による評価 (R5. 6) 【C (外部チェック)】

- ア 各課の重点目標ごとの事業成果、課題と方向性及び自己評価について、松本市教育委員会事務点検評価委員が各課長にヒアリングを行いました。
- イ アを踏まえ、松本市教育委員会事務点検評価委員の評価意見をまとめました。

(5) 松本市教育委員会における改善方針のまとめ (R5. 7) 【A (アクション)】

- ア 松本市教育委員会事務点検評価委員の意見を受けて、各課が改善方針をまとめました。
- イ 7月の定例教育委員会において、各課の改善方針を含めた点検・評価の内容を協議し、必要に応じて修正を加えました。

第2章 教育の基本計画

1 松本市教育大綱

令和4年2月14日に令和3年度第3回松本市総合教育会議を開催し、教育長及び教育委員との計4回にわたる協議を踏まえ、市長が松本市教育大綱を策定しました。



学都松本の主人公は 子どもです

すべての子どもは、かけがえのない存在です。

すべての子どもは、自ら学び、成長していく力を持っています。
すべての子どもは、生まれ育った環境などに左右されることなく、
学びの機会が保障されなければなりません。

すべての子どもが、健やかに成長していく。
すべての子どもが、自由に自分を表現していく。
すべての子どもが、身近な大人の支援を受けることができる。
そして、すべての子どもの違いが、「自分らしさ」として認められていく。

学都松本は、
「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

学都松本のシンカ

子どもは、さまざまな経験を通じて、日々成長していきます。

大人は、子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、
健やかな育ちと豊かな学びを支えていきます。

そして、子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、
自分らしく生きていくことを叶えていきます。

松本市は、
「子どもを主人公とし、
その学びを地域社会全体で支えること」
を学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、
「学都松本のシンカ」に挑んでいきます。

これからの時代に必要な力

●予測困難な時代

世界的な気候変動や新たな感染症の出現で、私たちは予測困難な時代の到来を目の当たりにしています。新しい生活様式が模索される中で、情報化や技術革新は加速度的に進展し、社会は大きな転換期を迎えています。ただ、このことは、見方を変えれば、私たちの手で未来を創り出していく好機として捉えることができます。

●非認知的能力への着目

変化の激しい社会を生きていくために、生涯の学びを支える非認知的能力がこれまで以上に必要とされています。非認知的能力とは、意欲、計画性、粘り強さ、忍耐力、自制心、協調性、創造性、コミュニケーション力といった個人の特性として備わっていく資質や能力のことを指します。

●遊育・情動・体験への着目

人は、自分の興味・関心や好奇心に応じて夢中になって遊ぶこと（遊育※）や他者とのコミュニケーションによって心を動かされたりすること（情動）など、さまざまな体験を積み重ねることで、もっと学びたいという意欲が喚起されます。

子どもたちのさまざまな体験の環境を整えていくためには、家庭や学校だけでなく、地域社会が一体となって協働して取り組んでいく必要があります。

※遊育（ゆういく）：将来の生活に必要な基本的な動作をからだや五感（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚）を使った遊びを通じてバランスよく身につけ、子どもの健やかな成長を促すこと

大切にしていける学びのあり方

子どもを主人公とする学都松本では、特に大切にしていきたいと考えている学びの視点が3つあります。

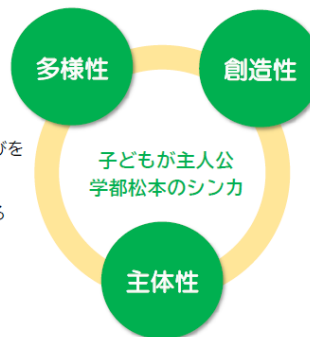
それは、**多様性**、**創造性**、**主体性**です。

多様性 を育む学びとは、一人ひとりの個性や能力を尊重した学びを

創造性 を育む学びとは、未来を切り拓き、新しい価値を生み出す学びを

主体性 を育む学びとは、自己や他者と対話しながら、社会に参画する学びを指します。

3つの学びの視点には、「これからの社会を創る子どもたちに大切な価値として受け止めてほしい」という期待と、「学びの環境を整え支えていく支援者の大人に常に心に留めてほしい」という期待が込められています。



学びの基盤となる基礎学力（知識・技能）を伸ばし、大綱で示した理念と学びの視点を実現していくために、次の施策に重点的に取り組みます。

重点① 子どもを誰一人取り残すことのないシステムの構築

- ・インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実
- ・家庭・教育・医療・福祉の連携・協働を通じて、子どもの育ちと学びを切れ目なく支援する仕組みの強化
- ・多様な学びを地域で支えていく仕組みづくりの推進

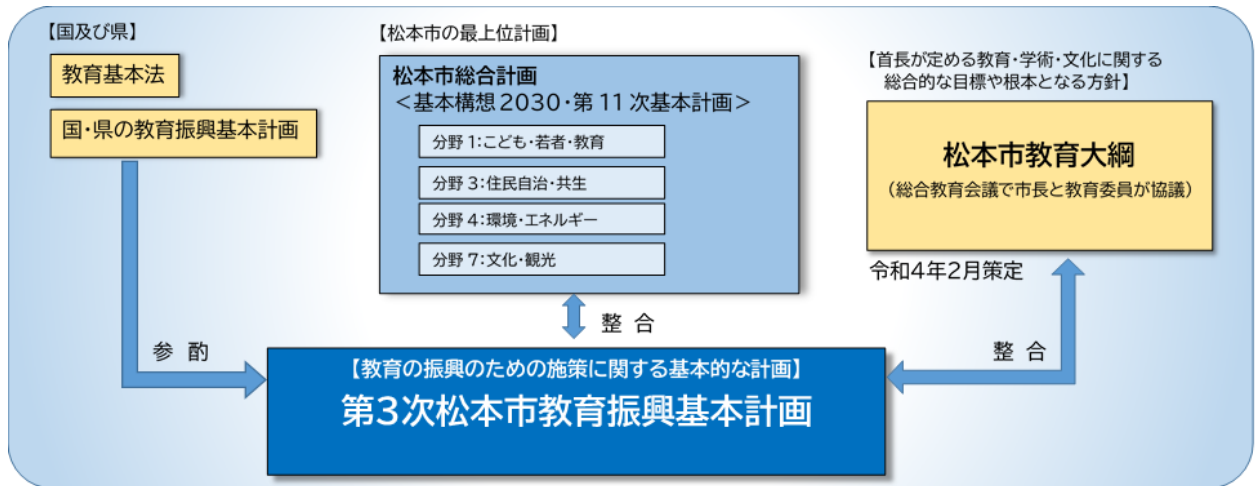
重点② 子どもにとって魅力的な学校環境の整備

- ・学びの伴走者として個別最適な学びと協働的な学びを支える教職員研修の充実
- ・特色ある教育活動を支援するリーディングスクールの実現
- ・安全・安心な教育環境の実現（学校設備、学校給食）

重点③ 「遊び」や「体験」を大切にした学びの拡充

- ・子どもが安心して自由に遊び、さまざまな体験ができる場と機会の創出
- ・子どもや若者が集い、他者と協働的に学ぶことができる場と機会の創出
- ・本物の芸術や文化に触れることができる場と機会の創出

2 教育大綱と教育振興基本計画の関係



3 第3次松本市教育振興基本計画

(1) 計画策定の趣旨

令和4年6月に、教育委員会としてのめざすべき方向性及び目標を明らかにし、その目標ごとの具体的な事業などを定めた松本市教育振興基本計画「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を策定しました。

(2) 計画の構成

この計画は、各分野の方針ごと【現状と課題】【施策の方向性】【主要事業一覧】の3つで構成されています。

急速に変化する社会情勢や、多様化する市民ニーズ（アンケート調査結果など）を踏まえて【現状と課題】を概括し、今後5年間の計画期間で特に重点的に取り組む【施策の方向性】を記載しています。また、【主要事業一覧】は、この【施策の方向性】に関連する既存（令和3年度）の事業を一覧で掲載しています。

(3) 計画の期間

2022年（令和4年）から2026年（令和8年）までの5年間としています。

(4) 計画の基本的理念 ～子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本～

生きることは学ぶこと。学ぶことは生きること。

自分らしく生きるために欠かすことのできない学び。そのためには、一人ひとりのいのちの尊厳が守られなければなりません。

すべての人が互いを認め合い、自分らしく生きていく、その権利を保障していく。

すべての人がさまざまな経験を積み重ね、自分らしい学びを深めていく、その機会を保障していく。

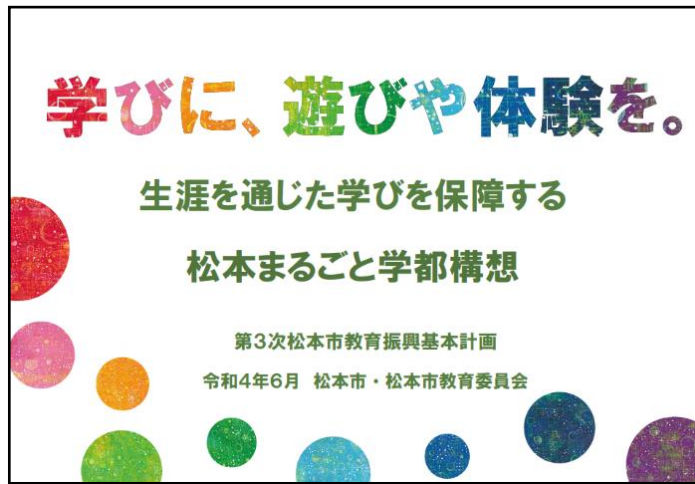
松本市は「子どもの権利に関する条例」を制定し、「すべての子どもにやさしいまち」を目指しています。

子どもにやさしいまちは、すべての市民にとっても、魅力あるまちとなります。

大人は、子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、健やかな育ちと豊かな学びを支えていく。

子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、自分らしく生きていく。

松本市は、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を実現していきます。



(5) 計画の特徴

- ア 複数の担当課が一つの事業を連携・協働して推進する姿勢を複合的な体系図として示すこととしました。
- イ 教育にかかわるすべての事業を「遊び」や「体験」の要素を意識して推進していきます。
- ウ 松本の地域全体で、子どもも大人も生涯を通じて学び続けていくことを支えます。

(6) 計画のキャッチフレーズ

「学びに、遊びや体験を。生涯を通じた学びを保障する松本まるごと学都構想」

私たちは、学びを支える「楽しさ」を奪い、子どもにとっての豊かな学びの可能性を狭めてこなかったでしょうか。

学びを動かしていく原動力には、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心があります。

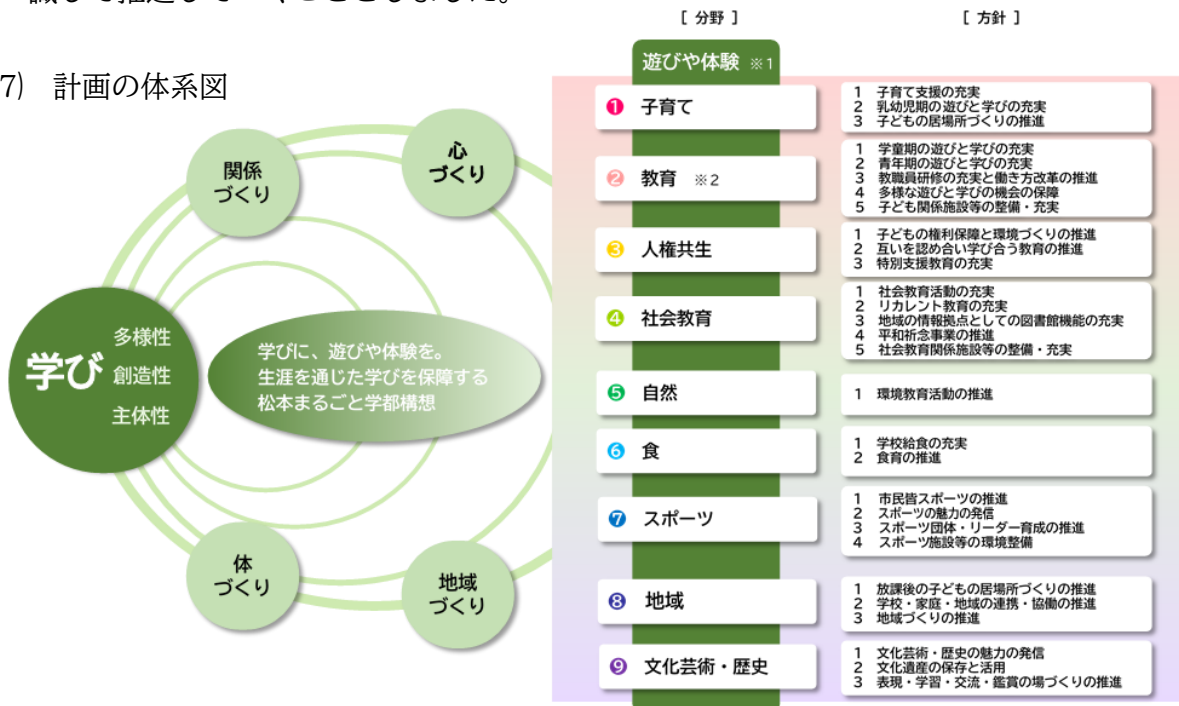
夢中になって遊ぶこと（遊育）。

他者との関わりのなかで心を動かされること（情動）

こうした経験の積み重ねが、学びに対する意欲を喚起し、多様性・創造性・主体性を育む資質や能力の育成につながっていくものと考えます。

そこで、第3次計画では、教育にかかわるすべての事業を、「遊び」や「体験」の要素を意識して推進していくこととしました。

(7) 計画の体系図



(8) 計画策定までの経過

日付	会議等	内容
R2. 10. 30 ~11. 30	教育に関するアンケート実施	策定の基礎資料として、児童生徒、保護者、教職員、一般を対象に実施
12. 24	第1回庁内調整会議幹事会	第2次計画の評価・検証、第3次計画の策定方法について協議
R3. 2. 22	第1回策定委員会	アンケート結果報告、第3次計画の策定方法について協議
3. 18	教育委員研究会	アンケート結果報告
29	第2回策定委員会	第2次計画の振り返り、第3次計画の策定に向けた課題を協議
4. 28	第3回策定委員会	第2次計画の振り返り、第3次計画の策定に向けた課題を協議
5. 6	教育委員研究会	教育大綱及び第3次計画の策定について協議
20	第2回定例教育委員会	アンケート結果報告
6. 17	教育委員研究会	アンケート結果及び課題を検証
21	第4回策定委員会	教育大綱策定に係る市長との意見交換
28	教育委員研究会	アンケート結果及び課題を検証
7. 21	第5回策定委員会	大綱と計画との整合性、計画の柱について協議
9. 1	第6回策定委員会	第3次計画の体系図の構成を協議
10. 7	第7回策定委員会	体系図の分野、方針を協議

日付	会議等	内容
11. 5	第8回策定委員会	体系図の分野、方針を協議
12. 23	第9回定例教育委員会	計画策定の進捗状況を報告
R4. 1. 17	第9回策定委員会	方針ごとの「現状と課題」、「施策の方向性」、「主要事業」を協議
27	第10回定例教育委員会	計画案を協議
2. 1	庁議	計画案を協議
3. 10	市議会経済文教委員協議会	計画案を協議
3. 11 ~4. 10	パブリックコメント実施	提出意見 79件
3. 23	第10回策定委員会	市議会意見・パブリックコメント意見を報告、対応案を協議
5. 12	教育委員研究会	計画策定の進捗状況を報告
18	第2回定例教育委員会	計画案を協議
30	庁議	計画策定（パブリックコメント結果）を報告
6. 17	市議会経済文教委員協議会	計画策定（パブリックコメント結果）を報告

(9) 計画の策定委員会

◎ 会長

区分	氏名	所属団体等（令和4年3月31日時点）
学校教育関係	本田 秀夫	国立大学法人信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室教授
	宮坂 俊之	丸ノ内中学校長
	小松 崇	才教学園校長
	小田 貴幸	松本市PTA連合会幹事
	西口 恵利子	松本市子ども会育成連合会副会長
	海野 暁光	長野県保育連盟会長
	西森 尚己	はぐルッポ代表
社会教育関係	◎荒井 英治郎	信州大学教職支援センター准教授
	向井 健	松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 准教授
	伊東 直登	松本大学図書館長
	木下 千夏	松本市子ども日本語教育センター日本語教育支援員
	久保 愛	特定非営利法人ワーカーズコープ松本事業所長

（任期 令和4年6月まで）

第3章 点検・評価の報告

1 教育委員の活動状況

(1) 教育委員

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

氏名	就任年月日	任期 () は期数		職名等	備考
小柳 廣幸 <small>こやなぎ ひろゆき</small>	R3. 4. 1	R7. 3. 31	(1)	職務代理者	
橋本 要人 <small>はしもと かなめ</small>	H30. 12. 26	R4. 12. 25	(1)		
佐藤 佳子 <small>さとう よしこ</small>	R2. 12. 25	R6. 12. 24	(1)		
春原 啓子 <small>すのはら けいこ</small>	R3. 12. 26	R7. 12. 25	(1)		
福澤 崇浩 <small>ふくざわ たかひろ</small>	R4. 12. 26	R8. 12. 25	(1)		

(2) 教育委員会

ア 定例教育委員会 毎月1回開催 計12回

イ 臨時教育委員会 不定期開催 6回

(3) 総合教育会議

ア 第1回 「人口定常化に向けた教育環境の充実」 5月26日

イ 第2回 「地域に開かれた学校づくりについて～部活動の地域移行について」

11月24日

(4) 教育委員研究会 10回

(5) 関係団体との懇談会

ア スクールソーシャルワーカーとの意見交換会 9月22日、3月17日

イ 市PTA連合会との意見交換会 1月19日

(6) 学校訪問

教育委員の学校訪問

計14回

(7) 研修

長野県市町村教育委員会連絡協議会研修総会（オンライン開催）

(8) その他

長野県市町村教育委員会連絡協議会、長野県都市教育委員会連絡協議会

II 各課の報告

令和4年度事務事業報告

教育政策課

1 教育政策課の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い、各課との連携を図ります。コロナ禍によって大きく世の中が変容する中、これからの時代を生きるために必要な力は何か等、社会の変化に対応したこれからの教育のあり方を見定め、「学都松本」のシンカのために、近隣市町村、長野県との連携や、広く市民と協働しながら事務事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

2 教育政策課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	<p>学都松本寺子屋事業を開始し、プラットフォームの基盤づくりを行いました。また、第3次計画のテーマ「学びに遊びや体験を。」に沿って体験学習を次年度以降の対象に加える形に要綱を改正しました。</p> <p>子育て世代の地方への一時的な移住や地方と都会との二拠点生活などライフスタイルの変化に伴い、体験的に短期間通学できる新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」を導入する準備を進めました。来年度からは、大野川小中学校において積極的に推進します。</p> <p>スポーツ庁等の提言を踏まえ、来年度から中学校の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行していくため、部活動の現状や課題等について学校や競技団体、保護者等と意見交換を行うなど、部局横断で取組みを始めました。</p> <p>教員の働き方改革を推進する、経済産業省受託事業「未来の教室」事業を外部コンサルからの指導を得ながら波田小学校とともに実践し、日課の変更を実施するなど、授業改善に向けた校内プロジェクトに着手しました。</p> <p>中核市への移行に伴い、市独自の教職員研修を企画・運営するため、松本市教職員研修計画を策定しました。「子どもが主人公」を実践する視点で、目指す教師像や研修の重点を明確化し、松本市の特色や教育課題に即した独自の研修を実施します。</p>
社会情勢への対応（任意）		<p>子どもたちの公教育の多様化として、安曇小中学校へ小規模特認校制を導入しました。低学年の入学者が多かったことで、高学年の児童生徒に社会性が育まれた姿が見られ、学校全体の活性化に繋がりました。また、新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」を導入する準備を進めました。</p> <p>市民が教育行政の取組みに関心をもってもらえるよう、教育委員会サブサイトを新たに構築し、定期的な教育長通信や最新情報の発信に努めました。また、教育委員会 YouTube サイトでも教育コンテンツの動画配信を行いました。</p>
事務事業の効率化（任意）		<p>教育委員会課長会議やシンカ会議の開催方法について、Zoomを使ったオンライン参加も可能とし、効率化を図りました。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画において関連する分野・方針】

(1) 第3次教育振興基本計画に基づく事業推進及び進捗確認（新規）

これからの市の教育の目指す姿を見据え、新たに第3次教育振興基本計画を策定「施策の方向性」に沿って事業を推進、進捗状況を確認

<具体的な進め方等>

- ・市民の協力を得られるよう、多様な広報媒体を活用し、広く周知
- ・円滑な推進に向け、横断的に支援し、柔軟に総合調整
- ・各課重点目標は、第3次計画の「施策の方向性」に沿ったものとし、点検・評価、本計画の進捗状況の確認

<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 第3次教育振興基本計画案について、3月から4月にかけてパブリックコメントを実施し、出された意見を踏まえ、6月に策定しました。その後、ホームページでの周知に努めました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 【第3次計画策定事業で、関連する分野・方針が無いため非該当】</p>	<p>イ 課題と方向性 第3次計画に位置付けて実施する事業について、複数課が連携し、部局横断的に取り組むことに注力するとともに、取組状況等について評価を行います。</p>
<p>(2) 情報発信力の強化（継続） 市民が教育行政の取組みに関心を持ち、理解を深めてもらえるような情報発信力を強化。 <具体的な進め方等> ・市ホームページのリニューアルに伴い、独立して設置した教育委員会小サイトについて見直しとコンテンツの充実化 ・庁内関係課、学校・民間事業者等とも連携し、子どもたちの学びの動画コンテンツの制作、配信</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 4-1 社会教育活動の充実</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 市ホームページのリニューアルに合わせ、教育委員会サブサイトを構築し、定期的に教育長通信を発信したほか、最新情報の発信に努めました。また、松本市教育委員会のYouTubeチャンネルでは、民間業者と連携し、安曇小中学校の上高地学習について動画コンテンツを配信したほか、各課と連携して動画コンテンツの制作、配信を行いました（3月6日時点で全54件の動画をアップロード、視聴回数は延べ1369回）。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 ホームページのコンテンツ項目を見直すとともに、サイトデザインを一新。教育委員会のトップページにタイル型のメニューボタンを配置するなど、ユニバーサルデザインを意識した、誰でも見やすいサイトレイアウトを構築しました。（2-4）</p>	<p>イ 課題と方向性 サイト構成を定期的に見直し、ユーザービリティの向上や動画コンテンツとの連携など、よりアクセスしやすいサイト構築を行います。</p>
<p>(3) 人口定常化につなげる教育施策の推進（新規） 「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、「すべての子どもにやさしいまち」を目指す取組みを通じて、人口の定常化につなげる。 <具体的な進め方等> ・小規模校の様々な学びの可能性を探る、ニーズ把握 ・二拠点居住や地方移住、教育移住のニーズ把握 ・異年齢集団による学び合いや、体験を重視した主体的、対話的で深い学びなど、一人ひとりの可能性を引き出す学びの改革の推進。魅力的な学校環境整備。多様な学びのあり方を研究</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 a 令和4年度から安曇小中学校に小規模特認校制を導入し、子どもたちの学びの選択肢を広げる取組みを実施しました。 b 令和5年度から大野川小中学校に新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」を導入する準備を進めました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 通学区域外からの就学により、多様な児童生徒が豊かに関わり合う学びにつなげることができました。（2-4） b 小規模特認校制導入に当たっては、学校、家庭のみならず、地域住民にも説明しながら</p>	

理解と協力を得て進めることができました。(8-2、8-3)	
イ 課題と方向性 来年度、県外からの地方移住等に伴う新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」の大野川小中学校への積極活用に当たり、利用しやすい制度を目指すため、住環境の整備も一体として考えながら制度を構築していきます。	
(4) 学都松本寺子屋事業の推進(新規) 子どもに豊かな学びの機会を提供することにより、子どもたちの学習習慣の定着や、学習意欲・学力・自己肯定感等の向上 ＜具体的な進め方等＞ ・第三の居場所での学習支援を行う団体に交付金を交付 ・寺子屋先生・寺子屋サポーターの募集・登録・紹介 ・学習支援者の研修	【第3次計画において関連する分野・方針】 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 今年度5団体を目標としていた、学都松本寺子屋事業実施団体は8団体が実施、寺子屋先生・サポーターは14名が登録し、実施団体の先生・サポーターとともに研修会を実施しました。また、実施団体同士の意見交換会を開催し、活動内容・工夫点等の情報交換を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 実施団体の意見要望や第3次計画のキャッチフレーズである「学びに、遊びや体験を。」に基づき、体験学習も対象範囲に加えるよう要綱を見直しました。(1-3、2-1、2-4)	
イ 課題と方向性 現在8か所で実施している寺子屋事業を市内全域に広め、誰もが気軽に参加できる環境づくりを推進していく。また、新たな団体の立ち上げを促進するとともに、寺子屋先生・サポーターとして登録していただいた方の活動の場を増やします。	
(5) 教職員研修の充実(新規) 中核市移行に伴う松本市独自の教職員研修計画の策定と実施研修の充実 ＜具体的な進め方等＞ ・検討会議を組織し協議を重ね「松本市教職員研修計画」を策定 ・授業づくり、ミドルリーダー、働き方改革等、新規の研修を企画・実施 ・寺子屋先生・サポーターを対象とした研修の実施	【第3次計画において関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 5回の検討会議の協議を通して松本市教職員研修計画の原案を作成し、3回の教育委員研究会での検討を通して正式に策定、研修実施体制を整えるとともに各校へ周知しました。 b ワークショップ型授業づくり・ミドルリーダー研修シリーズ、訪問型特別支援教育研修、働き方改革フォーラム、熊本市教育長講演、軽井沢風越学園校長講演等を企画・実施し、多くの教員の参加を得ました。 c 学都松本寺子屋事業において指導者・支援者となる「寺子屋先生・サポーター」の応募者の選考及び採用者を対象とした研修を5回実施しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 特別支援教育関係研修や伴走型働き方改革研修等、多様な学びや働き方改革の推進に寄与する研修を実施しました。また、松本市教職員研修計画でも、多様な学びや特別支援教育のあり方に関する研修の拡充を図りました。(2-1、2-2、2-3、2-4)	

<p>イ 課題と方向性</p> <p>(ア) 研修講座の企画に当たっては、研修の実施状況を踏まえつつ、教育現場のニーズを把握し、松本市の教育の課題に対応した柔軟な研修のあり方を模索する等により、一層の効力感のある研修を目指し、充実を図ります。</p> <p>(イ) 校長会、教育会等と連携し、それぞれの役割を明確にし、教員が自主的に学びに向かう気風の一層の向上に取り組みます。</p> <p>(ウ) 研修の成果が学校現場で生きて働き、学校運営や児童生徒の学びの改善につながるよう、教育委員会が伴走者として継続的に学校に関わり、助言・支援を行う研修のあり方を研究します。</p>	
<p>(6) 教育文化センター再整備事業（継続）</p> <p>人材育成拠点とすることに主眼を置き、最先端の知識や情報を活用して探究を続ける力を身につける施設とします。事業内容や仕組みづくり、必要備品等施設のリノベーションについて検討</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画素案をベースに、10月までに見直し ・3名のアドバイザーから意見をもとに検討、運営委員会で協議 ・松本独自の教職員研修の場として必要となる施設機能の検討 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実</p> <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障</p> <p>2-5 子ども関係施設等の整備・充実</p> <p>4-1 社会教育活動の充実</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>アドバイザーの意見をもとに、再整備のコンセプトイメージを「不思議を探り、持続可能な未来を切り拓く子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点」と定めた。また、ICTを駆使して学びを発信することや、この施設が「人と人」や「人と学び」のつなげるハブとなること等、事業の方向性をまとめました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>再整備後の事業コンセプトとして、遊びや体験を通じた学びの起点づくり、企業や大学等と連携をした多様な学び等を定めた。また、それらを実現するために必要な施設機能や備品等の検討を進めました。(2-1、2-4、2-5、4-1、4-5)</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>再整備のコンセプトイメージに沿い、真に必要な整備内容や備品配備について精査をする等、内部検討を進めます。</p>	

4 評価意見及び教育委員会の改善方針(取組方針)

<p>(1) 第3次松本市教育振興基本計画に基づく事業推進及び進捗確認</p>
<p>ア 点検評価委員による評価意見</p> <p>(ア) 第3次基本計画の課題と方向性の欄に、部局横断的な取組を評価することを明記したことを評価したい。連携先は企業などいくつもある。連携によってどのような効果が得られたかを評価指標とされたい。</p> <p>(イ) 第3次基本計画では、子どもだけでなく「市民全体」の学びの支援を理念としたが、教育委員会全体で、「子ども」を対象にした事業展開に偏っているのではないか。大人も含めた地域全体へのアプローチを強めてもらいたい。</p>
<p>イ 教育委員会の改善方針(取組方針)</p> <p>(ア) 松本市教育大綱、第3次松本市教育振興基本計画双方の基本的理念である「すべての子どもにやさしいまち」「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」の実現に向け、各課で掲げた重点目標をその都度確認を取りながら、部局横断的に事業を進めます。また、毎年実施する第3次松本市教育振興基本計画の進捗確認を元に効果検証を図ります。</p> <p>(イ) 第3次松本市教育振興基本計画の基本的理念の中で「子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、自分らしく生きていく。」と位置付けています。「学都松本のシンカ」の実現に向け、世代を問わず共に学び、深める事業の推進に努めます。</p>

(2) 学都松本寺子屋事業の推進

<p>ア 点検評価委員による評価意見 寺子屋事業をもっと大きな取組みとするために、数を増やすだけでよいのか。学校や地域の学びとの関連で質の向上を検討されたい。</p>
<p>イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 寺子屋事業実施団体の学習支援者を対象に定期的な研修を行い、支援の質の向上に努めます。また、参加されている子どもたちを対象にアンケート調査を行い、自主学習時間の増減や自己肯定感の変化などの把握に努め、効果検証を行います。</p>

令和4年度事務事業報告

課名： 学校教育課

1 事務事業の概要

<p>児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化対策を計画的に進めるとともに、設備の改修、校用・教材備品の購入、情報化の推進や整備を図り、学校環境の充実を進めます。</p> <p>また、就学援助事業など子どもの就学全般にわたる事務事業を進めるとともに、学校における教職員の働き方改革を推進します。</p> <p>「子どもが主人公・学都松本のシンカ」に向け、「絆の深化」、「学びの進化」を目指して、学校・教職員、児童生徒への支援に取り組みます。</p>
--

2 学校教育課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	<p>施設整備については、長寿命化改良事業、学校トイレ整備事業及び障がい児等施設整備事業など予定通り進みました。また、令和5年度に予定していた長寿命化改良事業などの国庫補助事業については、国の補正予算を活用し、令和4年度へ前倒して事業を進めています。</p> <p>学校ICT環境は、当年度の整備により、国の指標に基づく整備率がほぼ100%になりました。このほか、学校と保護者とのコミュニケーション手段について双方向の即時性の高いシステム化を図り、校務環境の改善を図りました。</p> <p>松本市独自でスクリーニング会議のシステムを構築し、市内の1校を除く小学校で実施、昨年度の1.6倍のスクールソーシャルワーカー派遣を行い、サービスを含めた必要な支援につなげることができました。</p>
社会情勢への対応（任意）		<p>部活動地域クラブへの移行をスムーズに行うために、全市の小5・6年生、中学生、その保護者、中学教員にアンケートを実施し、子どもや保護者の願う部活動の地域クラブ移行についての意識を明らかにすることができました。</p>
事務事業の効率化（任意）		<p>卒業式・入学式の来賓対応について、コロナ禍を経て、子どもが主人公となる式典のあり方を従来の慣例にとらわれず学校長が判断して進めることとしました。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 小中学校施設整備事業（継続）</p> <p>教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、学校トイレ整備事業、肢体不自由学級設置に伴うエレベーター設置等の障害児等施設整備事業などを計画的に進めます。</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化改良事業は2校で第1期改良工事の着手、1校で実施設計実施 ・学校トイレ整備事業は改修工事、実施設計の実施 ・障がい児等施設整備事業は、1校にエレベーターの設置工事实施 	<p>1-1 子育て支援の充実</p> <p>1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実</p> <p>1-3 子どもの居場所づくりの推進</p> <p>2-5 子ども関係施設等の整備・充実</p> <p>8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>a 長寿命化改良事業は2校で第1期改良工事に着手、1校で実施設計が完了しました。</p> <p>b 学校トイレ整備事業は小中12校で改修工事、令和5年度施工予定の小中12校で実施設計が完了しました。</p>	

<p>c 障がい児等施設整備事業における清水小学校へのエレベーター及びいす式階段昇降機の設置工事が完了しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 それぞれの課で実施してきた学校・保育園・児童センター等の施設整備を今後は、こども部との連携を図り、余裕教室等の施設や学校敷地を有効活用し、施設の複合化・併設化の取組みを進めます。令和5年度には、明善小学校敷地内に児童センターを併設する計画を進めています。(1-1、1-2、1-3、2-5、8-1)</p>	<p>イ 課題と方向性 令和3年3月に策定した学校施設個別施設計画や実施計画に基づき、事業を進めます。また、余裕のある学校施設を子どもの関連施設に活用し、施設の複合化・併設化を更に進めます。更に、本市が掲げるゼロカーボン及び水銀灯や蛍光灯の製造中止に伴い、令和5年度から学校施設の照明のLED化を進めていきます。</p>
<p>(2) 学校教育情報化推進事業（継続） 「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台端末の整備及び運用。ICT環境の整備やICT活用能力の向上 ＜具体的な進め方等＞ ・児童生徒及び教職員の「学習用1人1台端末」の管理運用（約1万8千台） ・ICT環境の拡充整備 ・ICT支援員の配置による、ICT活用を行う授業の提案や授業づくり支援、運用ヘルプデスク、教職員の研修等 ・校務に係る情報化を推進 ・更なる情報化に向けた検討、改善</p>	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 (新規) ・オンライン授業用機器（会議用スピーカーマイク）の配備（全学級） ・スマートフォンを用いた学校と保護者とのコミュニケーションシステムを整備、お便り配信や欠席連絡機能の運用（全小中学校） (拡充) ・教室の授業で用いる電子黒板等の拡充配備（普通教室、特別支援学級、特別教室） ・学習用一人一台端末（専科職員用）の拡充配備 ・無線LAN環境の拡充整備（職員室等、全小中学校） (その他) ・ICT支援員が計画的支援に加え、上記整備機器を活用するための支援を実施 ・国が進めているデジタル学習環境（eポータル）導入に関する研究 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「2-3」と「2-4」の当該事業における機器整備の達成状況を基に、整った環境で他事業のICT活用に寄与できる状況となりました。(2-3、2-4)</p>	<p>イ 課題と方向性 一人一台端末を利用した学習者用「デジタル教科書」の利用が令和6年度から本格的に始まります。eポータルにも関連するICTによる学び方の変化に対し、環境整備面で適応していく必要があります。</p>
<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒への就学援助事業（継続） 経済的理由のため就学困難な児童生徒の保護者へ教育費の一部を援助 ＜具体的な進め方等＞ ・学用品費、学校給食費、修学旅行費等を支給 ・小学1年生の新入学用品費は3月に前倒して希望者へ支給 ・新型コロナウイルス感染症関連により就学困難な場合も柔軟に対応</p>	<p>1-1 子育て支援の充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>

<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 新入学用品費の前倒し支給の認定者は約20人、新型コロナウイルス感染症関連による支給の認定者は約60人となり、就学困難世帯への時機を捉えた柔軟な対応を行いました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 就学困難世帯への経済的支援により、生活基盤の向上を図るため、令和5年度申請分からの申請書の簡略化を決定しました。保護者と学校の負担軽減を図ることで、申請しやすい環境が整いつつあります。(2-1)</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>令和5年度は、オンライン申請の導入に向けた準備を行います。</p>
<p>(4) 学校における働き方改革の推進(新規)</p> <p>教員が児童生徒への指導や教材研究に注力できるよう 教員業務支援員の配置 <具体的な進め方等> 教員業務支援員未配置校は、市費での単独配置について、行政改革見直し検討・協議</p>	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 令和5年度から県費教員業務支援員が配置されない6校(中山小学校、明善中学校、会田中学校、安曇小中学校、大野川小中学校、奈川小中学校)へ市費で配置します。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 教員業務支援員を市費で配置することにより、関連する分野・方針にそれぞれ掲げている子どもたちと向き合う時間の確保につなげ、学校業務の適正化を図りました。 (2-3)</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>保護者からの度重なるクレーム対応に追われている学校では、残業時間が増えている傾向があります。今後、保護者との向き合い方などの指導主事の学校訪問研修の充実を進めていきます。</p>
<p>(5) いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚の醸成、いじめや体罰のない学校づくり ・不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策 「いじめ・体罰等の実態調査」アンケートに自由記述欄を設け、実態把握、早期の対応 ・不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 保護者、各機関への働きかけを実施 SSWによる、全市立小学校でスクリーニング会議で不登校児童の早期発見・早期支援を推進 	<p>1-1 子育て支援の充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 スクリーニング会議を市内のほぼ全小学校で実施し、不登校傾向にある子どもの背景や実態を明らかにしました。また、支援が必要な児童を円滑に福祉機関等につなげる流れをつくることができました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 スクリーニング会議により、これまで担任だけが抱えていたものが、広く情報共有され、SSW派遣数が増加しました(昨年度まで80人前後、本年度120人超)。 (1-1)</p>	

<p>イ 課題と方向性 スクリーニング会議で明らかにした分析をもとに、令和5年度は不登校未然防止の研修の充実が必要となります。また、居場所づくりとして、新たな松本南部の中間教室開設、増員した不登校支援アドバイザーの不登校児童生徒へのきめ細かな支援がさらに大切となります。</p>	
<p>(6) 学力・体力向上事業（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上 ICT等を活用し、新学習指導要領全面実施における「主体的・対話的で深い学び」の実現を意識した授業づくりの支援 ・体力向上（部活動改革） 中学校の部活動改革について検討し、地域スポーツ活動として取り組める環境の整備 <具体的な進め方等> ・学力向上 学力・授業改善担当指導主事とICT担当指導主事の学校訪問等による、授業改善への助言、支援、1年目講師の研修を実施 ・体力向上 「松本市スポーツ・文化活動運営委員会連絡協議会」の開催。「(仮)中学生の休日スポーツ文化活動検討委員会」の支援 	<p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 7-3 スポーツ団体・リーダー育成の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況 小学5・6年生とその保護者、中学生とその保護者、中学校教員に部活動の地域クラブ移行についての意識調査を実施し、子どもや保護者、教員がどんな思いや願いを持っているかを明らかにすることができました。また、希望する学校に説明に赴いたり、説明動画を作成し、周知活動に取り組みました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 スポーツ推進課、生涯学習課、文化振興課、教育政策課、スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会、市PTA連合会と連携し、部活動の地域クラブ活動への移行の道筋の検討、アンケート項目の検討、モデル事業の検討を行いました（2-4）。</p>	
<p>イ 課題と方向性 部活動の地域クラブ活動への移行についての意識調査を活かし、移行に向けたシステムを提案するとともに、モデル事業を実施し、課題を明らかにしていきます。</p>	
<p>(7) 特別支援教育推進事業（インクルーシブ教育推進事業）（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校から小中学校特別支援学級へ、特別支援学級から通常学級への学びの場の見直し ・(仮)総合支援センターの設置に向けた検討 ・インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実 <具体的な進め方等> ・学びの実態把握のため指導主事の授業参観及び指導支援会議を実施 ・(仮)総合支援センター準備委員会を設置、計画骨子づくり ・特別支援学校の教育相談専任職員による訪問型研修の実施 	<p>1-1 子育て支援の充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実</p>

<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況 センター設立委員会を4回開催し、センターの方向性を共有し、センターに持たせたい機能等、具体的なセンター像について検討を行いました。</p> <p>(1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 目指すセンター像を事務局内で丁寧にすり合わせた上で、準備委員会を開催したことにより、準備委員会の議論が焦点化され、委員の意見を引き出すことができました。「診断機能の実現」、「学齢期の支援充実」という柱が確認され、人材配置について検討を始めています。(3-3)</p>
<p>イ 課題と方向性</p> <p>準備委員会の議論の中で、必要な専門家スタッフが明確になってきたものの、配置には様々な機関との調整が必要となります。既にできる部分で調整を始めていますが、実現に向けて解決していくべき課題が多くあります。</p>

4 評価意見及び教育委員会の改善方針(取組方針)

<p>(1) 学校教育情報化推進事業</p>
<p>ア 点検評価委員による評価意見 ICT化など新規事業の推進について、学校への説明を年度末に行うよりも、早めに学校へ情報発信されたい。</p>
<p>イ 教育委員会の改善方針(取組方針)</p> <p>(7) 費用の生じる新規事業は、予算の裏付けがないと実施事業(案)として公表できません。このため、次年度の新規事業は市議会2月定例会での公表をもって情報発信しております。</p> <p>(1) 上記以外の新規事業の情報につきましては、早めの発信に努めます。</p>
<p>(2) 要保護・準要保護児童生徒への就学援助事業</p>
<p>ア 点検評価委員による評価意見 就学援助の前倒し支給は評価したい。今後オンライン申請はどう進めていく予定か。</p>
<p>イ 教育委員会の改善方針(取組方針)</p> <p>今回のオンライン申請は、新小学校1年生の入学前支給に限って実施し、広報まつもと(令和6年1月号)で周知する予定です。これ以外の申請のオンライン化については、今回の状況を検証し、導入に向けた検討を進めます。</p>
<p>(3) 学校における働き方改革の推進</p>
<p>ア 点検評価委員による評価意見</p> <p>(7) 部活動地域クラブ移行により教員の負担軽減が進めばよい。10年先を見越して取り組んでもらいたい。意識調査を実施したことを評価したい。部活動移行により教員の授業改善が進むのか。そこも検討されたい。</p> <p>(1) 教員が自分たちで学校を変えていく取組が必要。それには外部からの働きかけも必要。行政が学校に対して働きかけて改革のきっかけをつくってもらいたい。</p>
<p>イ 教育委員会の改善方針(取組方針)</p> <p>(7) 部活動の地域クラブ移行により中学校教員の部活動に携わる時間は確実に削減されます。そのことにより、子どもに向き合う時間が確保され、授業改善につながっていきます。</p> <p>(1) 令和4年度には波田小学校において教育委員会も関わりながら、教職員による自立的な働き方の見直しが行われ、放課後における教職員のゆとりを生み出す取組みがなされました。このような取組みを広めていきたいと考えています。</p>
<p>(4) いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進</p>
<p>ア 点検評価委員による評価意見 不登校のスクリーニングを全小学校で実施したことは評価できる。人間関係が密接になりやすい特に小規模校こそやるべきと考える。中学校での実施についてはどう考えるか。</p>
<p>イ 教育委員会の改善方針(取組方針)</p> <p>小規模校については、希望があった場合には対応をしています。中学校まで広げたいと考えていますが、人的・予算的に厳しい状況です。まずは小学校から実施し、そこに中学校の校長が参加して、中学校内で共有しSSWでなくても教員自身が実施できるようにしたいと考えています。</p>

令和4年度事務事業報告

課名： 学校給食課

1 事務事業の概要

<p>学校給食法に基づき、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通じた食育に取り組みます。また、地産地消や季節を大切に食材の使用を進め、より安全で安心な給食の提供を目指します。</p> <p>また、老朽化した施設・設備については早急に解消できるよう、再整備に向けた取組みを進めます。</p>

2 学校給食課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	<p>食育の推進では、「食に関する指導の全体計画」に沿って、計画的な食育を推進し、栄養教諭や調理員が学校訪問を実施、また地元農家と学校を結び、生産者とリアルタイムで配信を行い、ICTを活用した食育事業を実施しました。</p> <p>衛生管理・労働安全研修会を開催し、各職場での研修や日常点検に注力し、公務災害の発生件数が5件で、昨年度よりも2件減少しました。</p> <p>学校給食センターの再整備事業では、複数の再整備プラン（案）をもとに、住民説明会を開催し意見聴取を行うなど検討を重ね、説明会の意見等を反映した松本市学校給食センター再整備基本方針を策定しました。</p> <p>学校給食センターの再整備事業では、複数の再整備プラン（案）をもとに、住民説明会を開催し意見聴取を行うなど検討を重ね、説明会の意見等を反映した松本市学校給食センター再整備基本方針を策定しました。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年4～5月に実施した学級閉鎖について、特別措置として、学校給食費の減額を行いました。</p> <p>また、急激な給食食材の高騰に対応するため、給食費を1食あたり10円値上げし、児童生徒分については値上げ分を公費負担することで、給食の質の維持に努めながら、保護者負担の軽減を図りました。</p>
社会情勢への対応（任意）		小学校においてICTを活用した食育事業を実施しました。
事務事業の効率化（任意）		学校給食委員会、食品等選定委員会、衛生管理・労働安全研修会について、協議事項がない場合、Zoomで開催し移動時間等を短縮し効率化を図りました。

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 食育の推進（新規）</p> <p>「食に関する指導の全体計画」に沿って、計画的な食育の推進。児童生徒、その保護者を対象に、バランスのとれた食事を通して、生活習慣病の予防や改善に結びつける取組みを推進</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育の取組み <p>食育推進の方法について栄養教諭や調理員が学校訪問を実施、給食センターの調理の様子を学校にリアルタイムで配信する等、ICTの活用等を検討。子どもを通して食に関する指導を行い、学校と</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>6-1 学校給食の充実</p> <p>6-2 食育の推進</p>
---	---

<p>連携した食育事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防の取組み 食習慣に関する指導や、「食育だより」による生活習慣病の家庭への周知を行い、予防する取組みを推進 他課と連携した取組み 松本市第3期松本市食育推進基本計画に沿った取組みを実施 	
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 地元農家の耕作の様子をリアルタイムに配信したり、農家の方と児童がテレビ会議を通じてやり取りをする等のICTを活用した食育事業を実施しました。 年12回発行している「食育だより」で、食習慣に関する指導や生活習慣病の家庭への周知を行いました。 松本市第3期松本市食育推進基本計画に沿った食育の取組みを実施しました。 <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「松本市食育推進計画」で事業計画等について、関係課と調整を図りました。 (6-1、6-2)</p> <p>イ 課題と方向性</p> <p>東部・西部学校給食センターでは提供校が多く、栄養教諭による食育指導が十分に実施できていません。給食センター再整備事業に合わせて、栄養士を増員し、学校での食育の充実を図ります。</p>	
<p>(2) 地産地消の推進（継続）</p> <p>地産地消に取り組み、安全安心な食材を使用。梱包資材や流通コストの削減、環境へ配慮したゼロカーボンシティの取組みを推進 <具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> 主要野菜15品目の長野県産食材使用割合を、令和7年度までに重量ベースで30%に 地産地消率向上のため、食材納入業者に地場産物の納入を促進。 「松本の日」*1を継続して実施 児童生徒が総合学習で生産した農産物を給食食材として使用 <p>*1「松本の日」：旬のものが市場に多く出回る6月から11月に月1回松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れ、児童生徒に紹介するための献立を提供する日</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 主要野菜15品目については、長野県産、松本地域産を調達可能な範囲で積極的に使用し、使用割合が上昇しました。令和4年度末の見込みは29.5% 給食で提供したりんごは全て市内産のものを使用しました。また野菜等の食材を使用した「松本の日」献立を継続して提供しました。 四賀小学校では、児童が総合学習で生産した、もち米、サツマイモ、きゅうりを給食食材に使用しました。 <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地産地消の推進のため、農政課、JA、クリーン・ア・グリーンと協議し、提供可能な農産物の仕入れを確保しました。(6-1、6-2)</p> <p>イ 課題と方向性</p> <p>地産地消を向上させるためには、一定量の食材を確保することが課題となっています。 給食食材の確保を通じて、ゼロカーボンにつながるフードシステムの構築に当たり、農政部門と連携を図りながら取り組みます。</p>	

<p>(3) 食物アレルギー対応食提供事業（継続）</p> <p>「食物アレルギー対応マニュアル」及び「アレルギー対応食提供事業実施要綱」に沿ってアレルギー対応食を提供。アレルギーの理解を深める情報を発信し、対応食解除の取組みを推進</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを持つ児童生徒一人ひとりの症状に合った対応食を提供 ・成長期に必要な様々な食品を摂取できるよう、対応食解除に向けたアレルギーに対する情報発信 ・誤食防止や校内体制の充実 ・保護者、学校関係者等を対象に食物アレルギー講演会を開催 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>6-1 学校給食の充実</p> <p>6-2 食育の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>学校給食における「食物アレルギー対応マニュアル」を今年度改訂、発行し、学校、医療機関等、関係機関に配布しました。</p> <p>a 食物アレルギー状況把握のため、事前調査、保護者面談を実施し、情報収集を行い、児童生徒一人ひとりの症状に合った対応食を提供しました。</p> <p>b 対応食解除に向けたアレルギーに対する取組み及び情報発信を行い、12名が解除につながりました。</p> <p>c 家庭、学校、行政が情報共有し、誤食防止や学校内体制の充実を図りました。</p> <p>d 保護者、学校関係者等を対象に、食物アレルギー講演会（3年毎）を開催し、89名が参加しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>食物アレルギー講演会（3年毎）を開催し、講演会の動画をホームページに掲載することで、松本市の取組みや専門医の見解等を広く周知しました。（6-1）</p> <p>イ 課題と方向性</p> <p>児童・生徒の成長に応じた最低限の除去となるよう、保護者に適切な受診と食物経口負荷試験等を勧め、食べられるようになるための取組みを促しています。しかし、食物経口負荷試験等は何回も行うことが必要となる治療のため、解除に至るには時間を要します。</p> <p>保護者との面談を行い、対応食解除に向けた治療の取組みへの働きかけ及び情報発信を引き続き実施していきます。</p>	
<p>(4) 安全・安心な学校給食の提供（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理、危機管理を徹底し、ノロウイルス等の食中毒や異物混入等の事故を防止 ・事象事例の活用等により職場点検の強化 <p><具体的な進め方等></p> <p>調理員対象の研修会等を実施</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>6-1 学校給食の充実</p> <p>6-2 食育の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>a 令和4年4月に東部学校給食センター勤務の職員2名の新型コロナウイルス感染、濃厚接触者2名の特定を受け、松本市教育委員会の判断で、該当給食センター全職員の抗原検査を実施するため、東部学校給食センターの配食校（18校）の給食を停止しましたが、ノロウイルス等の食中毒や異物混入等による事故は発生していません。</p> <p>b 公務災害の発生件数が5件で、昨年度よりも2件減少しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>食品等選定委員会が市内の給食用食材加工業者の工場視察を行いました。衛生管理、危機管理（動線等）について、給食センター運営の参考とします。</p> <p style="text-align: right;">（6-1、6-2）</p> <p>イ 課題と方向性</p> <p>日常的にノロウイルス等の食中毒や異物混入、公務災害が生じないよう衛生管理、危機管理の徹底を図っていますが、公務災害が発生してしまいます。発生時の情報を課全体で共有することで発生防止に努めます。</p>	

<p>(5) 学校給食センターの再整備事業（継続） 波田及び梓川学校給食センターは老朽化による建替え、西部学校給食センターは大規模修繕が必要。学校給食センター全体の再整備方法の方針を決定し、基本計画を策定。 <具体的な進め方等> 再整備について、関係者への説明会を実施、意見を集約した後、基本方針を決定し、速やかに建設用地の選定、基本計画を策定</p>	<p>【第3次計画において関する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 学校給食センター再整備に向けて、複数の再整備プラン（案）をもとに検討を重ね、住民説明会等を7回開催し、説明会での意見等を反映した松本市学校給食センター再整備基本方針（センター方式での再整備、質の高い学校給食の実現、直営による運営）を策定し、建設用地については調整中です。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 再整備の進捗について、ホームページに掲載し、市民等へ周知しています。説明会では、当初、小中学校の保護者を対象とした説明会を5回開催予定でしたが、全市民向け、波田・梓川地区全体の説明会を追加で2回開催し、説明会等で出た意見を集約し、ホームページに掲載するなど市民へ周知しました。（6-1）</p> <p>イ 課題と方向性 庁内関係各部署と連携し、建設用地の選定を早急に進めます。</p>	

4 評価意見及び教育委員会の改善方針(取組方針)

<p>(1) 食育の推進</p>	
<p>ア</p>	<p>点検評価委員による評価意見 物価高で保護者負担を公費負担としたことを評価したい。栄養士の増員は人的資源として可能か。</p>
<p>イ</p>	<p>教育委員会の改善方針（取組方針） 県費の栄養教諭は配置基準で2名減員となるが、減員分2名を補った上で食育推進及び新入児童アレルギー対応食早期提供のために、さらに市費の栄養士を4名採用したいと考えています。</p>
<p>(2) 地産地消の推進</p>	
<p>ア</p>	<p>点検評価委員による評価意見 大量仕入れとなると地産地消では量の確保がむずかしい。分割納入なら地産地消ができるか。難しいなら、不揃いの食材でもよければ地元でも調達できるのでは。</p>
<p>イ</p>	<p>教育委員会の改善方針（取組方針） 令和4年11月に策定した再整備方針で2本献立にしたことで、3,000食の食材確保となるため、より食材の確保が容易になります。また、1ライン1,500食の調理の方針にしたことで、より小回りが利くため、規格外の農産物の使用が可能となります。 地産地消の推進を図るため、新センターでは、規格外の農作物を給食に使用できるよう設備などの整備を検討しています。 地元生産者から直接仕入れるため、運搬の手段、運搬に要する人員の確保に課題がありますので、引き続き検討していきます。</p>
<p>(3) 安全・安心な学校給食の提供</p>	
<p>ア</p>	<p>点検評価委員による評価意見 公務災害の内訳は。体制・環境によるものか、個人の不注意か。</p>
<p>イ</p>	<p>教育委員会の改善方針（取組方針） 指切傷など、個人の不注意が主なものです。</p>

令和4年度事務事業報告

課名：生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

生涯学習の施設整備や地域住民の主体的な学習活動の支援を行い、自治能力を高める学習活動の推進及び生涯学習による地域づくりを目指します。

地区公民館を総合的な地域づくりの拠点と位置づけ、地域課題と向き合い、地域住民が主体的に解決するための学習・実践を充実させ、松本らしい公民館活動を展開します。

2 生涯学習課・中央公民館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	<p>公民館事業におけるICT活用については、DX推進本部と連携し、デジタル活用を支援する人材の育成や初心者向けのスマホ講座などを実施しました。</p> <p>コミュニティスクール事業については、あり方検討会での検討などを踏まえ、国型のコミュニティスクールをモデル校(大野川小中学校)に導入することとしました。</p> <p>成人式のあり方について、市内高校生へのアンケートなどを実施し、従来どおり20歳の方を対象とすることとし、式典名を「ハタチの記念式典」へ変更し、開催しました。</p> <p>公民館等長寿命化事業として、建設から23年を経過したMウイングの中間改修工事に着手し、令和7年度までの4か年で工事を進めます。</p>
社会情勢への対応(任意)		<p>公民館講座の申込の電子申請や施設使用料のキャッシュレス化など、デジタル技術の導入を促進しました。</p> <p>町内公民館振興事業として、コロナ禍で各町会での事業が思うように実施できない中、市内の町内公民館活動の先進事例などの動画研修資料を作成し、各地区の町内公民館長会で研修を実施しました。</p>
事務事業の効率化(任意)		<p>コミュニティスクール事業については、令和5年度から地域学校協働活動推進員の配置やトライやるエクスクール事業費の統合などに着手することにより、学校の負担軽減や事業費の柔軟な執行ができるよう調整を図りました。</p> <p>奈川文化センター夢の森の中間改修工事に合わせ、同施設内に福祉ひろばを集約しました。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) DXを活用した多様な学びとコミュニティ創出事業(継続)</p> <p>いつでも誰でも学ぶことができる学習機会の充実、多世代かつ多様な住民が主体的に学び、つながりや住民自治を育むためのコミュニティづくりを推進</p> <p>ICT活用支援やメディアリテラシー教育の取組みを検討</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> 講座申込の電子申請や、施設使用料のデジタル決済などの取組みを推進 ICT活用の学習講座をより充実。また、地域のICT支援人材の発掘・育成を推進 オンライン上で集うことのできるオンライン公民館の運営を検討 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障</p> <p>3-2 互いを認め合い学び合う教育の推進</p> <p>4-1 社会教育活動の充実</p> <p>8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進</p> <p>8-3 地域づくりの推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p>	

<p>a デジタル技術導入の推進 講座の申込等について、電子申請ができるように整備しました。 施設使用料のキャッシュレス決済を導入しました。</p> <p>b ICT活用の学習講座等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマホ講座 初心者向けスマホ講座を各地区公民館で開催し、スマートフォンの基本的な操作を学ぶとともに、利便性を体験していただきました。 ・デジタル活用支援人材の育成 デジタル弱者を地域で支援する人材育成講座を開催し、受講生によるスマホ相談会を実施しました。 ・館報のデジタル化 紙面に二次元コードを積極的に掲載するとともに、公民館の YouTube チャンネルを作成し、動画での情報発信を行うことで、編集委員、住民へのデジタル化に対する関心を高めることができました。 <p>c デジタル公民館 オンラインを活用した居場所づくりやつながりづくりとして、市民団体ヨクスムマツモトと連携し、生涯学習情報や移住者向けのつながりの場に関する情報の提供を試行しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 公民館使用料に係るキャッシュレス化や公民館講座の申込の電子申請など、デジタル技術を導入することにより、学習方法の選択肢を広げることができました。 また、映像情報等を取り入れることにより、情報の発信量を大幅に増やし学習内容の充実を図ることができました。(2-4、3-2、4-1)</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>(ア) 新型コロナウイルス感染症が収束しつつあり、公民館事業も動き出す中で、デジタルを活用したつながりをどのように進めるかが課題となります。博物館や図書館とも連携し、デジタルを活用した学びの方策について、今後検討が必要です。</p> <p>(イ) 地域づくりにおいて重要な「健全な対話」のためには、倫理としてのリテラシー向上が重要であり、デジタル社会の進展に合わせたメディアリテラシー対策が必要です。</p>
<p>(2) 松本版コミュニティスクール事業（継続） 地域、保護者、学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し、連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進 ＜具体的な進め方等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクール運営委員会での話し合いを通して、地域の特性を生かした事業を展開 ・コミュニティスクール事業のあり方検討会で、国の制度導入に向けた研究や検討の実施 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実</p> <p>2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進</p> <p>8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 コミュニティスクール事業のあり方検討会等で、国の制度導入に向けて検討し、令和5年度にモデル校を設置し、その効果検証をしたうえで、今後の導入について検討するよう整理しました。また、モデル校への国制度導入に伴い、学校運営協議会規則を制定しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 国の制度導入に当たり、学校の負担軽減につなげるため、モデル校へ地域学校協働活動推進員の配置について検討しました。 また、モデル校の事業費については、学校と地域との連携事業費を柔軟に執行できるよう、コミュニティスクール事業費とトライやるエコスクール事業費を統合し、委託料として一括配当するよう調整をしました。(2-1、2-3、8-2)</p>	<p>イ 課題と方向性 令和5年度から、大野川小中学校をモデル校として、地教行法に基づく学校運営協議会の設置及び地域学校協働活動推進員の配置をします。モデル校の効果検証を踏まえ、今後</p>

の展開を検討します。	
<p>(3) 若者の居場所づくりと社会参画事業（継続）</p> <p>若者の魅力ある居場所づくりと環境づくりを進め、交流を通じて他者との関係性の構築や学び直し支援を進め、生きる力を培うことを支援。また、若者の社会参画を関係機関と連携支援<具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター連事業、魅力ある居場所づくり ・ひきこもりの若者も気軽に参加しやすい居場所づくり ・松本若者会議の実施 ・成人式の開催内容及び成人年齢の引下げに伴う成人式のあり方についての検討 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-2 青年期の遊びと学びの充実</p> <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障</p> <p>3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進</p> <p>4-2 リカレント教育の充実</p> <p>8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進</p> <p>8-3 地域づくりの推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>a コーディネーター事業はボードゲームイベントを5回開催し定着しつつあります。また、新事業として信濃むつみ高校教員の方々にコーディネーターを依頼し「多国籍なんなん交流会」を4回開催し、外国の文化を学ぶことができました。ヤングスクール事業は、若者の趣味やキャリアを学ぶ内容で年3回、合計38講座を開催しました。</p> <p>b ひきこもりの若者の居場所づくりの一環として、NPO法人ジョイフルとの共催により、けん玉体験会の開催、また、毎週日曜日になんなんひろば1階喫茶室を若者に開放する「若者カフェ」を開設しました。</p> <p>c 松本若者会議は、地元企業へのインターンシップを企画・提案する講座を開催し、1・2回目は、講座とミニワークで学生の参加者が多く（1回目14名、2回目7名）充実した内容となりました。3回目の実践講座への参加者が少なかったことが課題です。</p> <p>d 成人式のあり方については、市内高校生に対するアンケートを実施し、結果を参考に検討し、従来通り二十歳の方を祝い励ます式典とすることとしました。故郷松本の良さをアピールする内容で企画する方針となり、式典名は「ハタチの記念式典」に変更しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>若者が誰でも気軽に参加できる居場所づくりとして、ヤングスクールを中心とした各種講座による多様な学びの機会を提供し、不登校、引きこもりの若者も含めた、多様な人や社会とつながる機会を提供しました。（2-2、2-4）</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>(ア) 若者対象の事業で共通する課題である周知方法について、関係機関と連携し、可能な限り統一した媒体を作り、情報発信することが重要であると考え、現在若者会議のスタッフ内でも検討中です。</p> <p>(イ) ひきこもりの若者の居場所づくりについては「若者カフェ」の活性化（ボードゲームの設置、ヤングスクール会場に利用等）を来年度実施予定です。また「ひきこもり支援講座」を開催し、若者をはじめ一般市民の方々に若年層をはじめとしたひきこもりの特徴を知り、理解するための内容で検討中です。NPO法人ジョイフル、市の関係課、関連団体にも参加・協力を呼びかけていきます。</p>	
<p>(4) 公民館等長寿命化事業（継続）</p> <p>公民館等の長寿命化。当面は、設備機器（照明・トイレ）の中間補修を実施し、施設の機能維持・回復<具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は、奈川文化センター夢の森、Mウイングの中間補修工事を実施。特にMウイングは権利者の合意を得ながら4カ年の工事を計画的に実施 ・松南地区公民館の実施設計 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>

<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況</p> <p>奈川文化センター夢の森は、屋根・外壁補修の他、照明 LED 化、トイレ洋式化及び空調改修等を実施し、建設から 28 年経過し、老朽化した施設・設備等の環境整備を完了しました。Mウイング（中央公民館）も建設から 23 年経過していますが、大規模施設のため 4 か年計画で利用に配慮しつつ工事を実施します。1 年目となる本年度は、落下の危険性が指摘されていた外壁の補修、外灯照明の LED 化等のほか、故障して漏水していた給水ポンプを更新しました。このように公民館の利用環境は計画的に改善されています。</p> <p>加えて、松南地区公民館中間改修工事の実施設計も終え、次年度工事の準備も整いました。</p> <p>(1) 第 3 次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>奈川文化センター夢の森の中間改修工事に合わせて、同地区内の福祉ひろばを移転・集約しました。さらに、敷地内へ奈川診療所も移転・新築し、奈川地区の公共施設の集約が完了し、地区住民の利便性が一層向上しました。（4-5）</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>個別施設計画に基づき、当面は中間改修工事により、老朽化した施設・設備を更新していきます。</p>
--	---

<p>(5) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震事業（継続） 平成 30 年度から 6 カ年、耐震補強工事を実施 ＜具体的な進め方等＞ 国庫補助事業計画に基づき、実施 令和 4 年度 … 耐震補強工事（本館Ⅲ期） 令和 5 年度 … 耐震補強工事（本館Ⅳ期） また、令和 3 年度耐震補強工事において床下の蒸気配管保温材からアスベストが検出されたため、蒸気配管を全て除去 令和 3 年度 … 本館南棟東 1-4、1-5 会議室床下配管を除去 令和 4 年度 … 令和 3 年度除去箇所を除く全ての床下配管を除去</p>	<p>【第 3 次計画において関連する分野・方針】</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p> <p>9-2 文化遺産の保存と活用</p>
--	--

<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況</p> <p>a 耐震補強工事（本館Ⅲ期）を完了しました。</p> <p>b アスベストを含有している床下蒸気配管をすべて除去しました。</p> <p>(1) 第 3 次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>令和 5 年度（本館Ⅵ期）を実施し、平成 30 年度から 6 カ年計画で実施してきた耐震事業を終了します。（4-5、9-2）</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>防災施設等整備事業の計画策定を行います。</p>
---	---

4 評価意見及び教育委員会の改善方針(取組方針)

<p>(1) DX を活用した多様な学びとコミュニティ創出事業</p> <p>ア 点検評価委員による評価意見</p> <p>(7) 基本計画では「松本まるごと学都構想」を掲げた。生涯学習課が中心を担っていただきたい。DX 活用は事業の目的ではなく、多様な学びの手段に過ぎない。昨年度に比べて人の動き・学びの実像が見えにくい。</p> <p>(1) デジタル活用支援人材の育成は全国的な課題。デジタル活動が高齢者の学習制限にならないのか。流行に流されない恒常的なものを期待したい。</p> <p>イ 教育委員会の改善方針（取組方針）</p> <p>(7) いつでも、どこでも学ぶことができる学習の場を充実させるなど、まるごと学都構想の実現に向けて、図書館・博物館と協働し、具体的な連携事業を検討します。</p> <p>(1) これまでの学びの場に加え、ICT の活用により多世代かつ多様な住民が主体的に学ぶことができる場を提供します。また、デジタルデバイドの解消のための学習講座の開催を続けると共に、DX 推進本部等と連携し、地域でのデジタル活用支援人材の発掘・育成を行います。</p>
--

(2) 松本版コミュニティスクール事業	
ア	点検評価委員による評価意見 大野川のCSの効果検証をどういう観点で進めていくか。どこを評価して他地区への事業拡大を進めるのか。
イ	教育委員会の改善方針（取組方針） コミュニティスクール事業の在り方検討会などで、以下の観点から効果検証を行い、他地区への展開方法について検討します。 （主な観点） ・法に基づく学校運営協議会を設置したことにより、学校と地域の連携・協働は深まったか ・地域学校協働活動推進員を配置したことにより、学校の負担軽減が図れたか ・事業費を委託料方式にしたことにより、柔軟な事業運営につながったか
(3) 若者の居場所づくりと社会参画事業	
ア	点検評価委員による評価意見 松本若者会議については、外部に委託したと聞いている。次年度以降は生涯学習課としてどのような形で事業展開していく予定か。地域づくり課のユースサポート事業が高校との連携を進めているので、課としてどう連携していくのか。
イ	教育委員会の改善方針（取組方針） 松本若者会議は「大しごとく信州Advance 若者会議2022」を主催・企画しています。地域づくり課ユースサポート担当は、事業協力とともに、高校との連携事業を実施しており、両団体ともにまちづくりに興味のある高校・大学生をサポートするノウハウがあります。そのため、生涯学習課 青少年ホームは、両者をサポートする立場として参加・協力することで、連携を図ります。また、関係者で事業や情報を提供するための統一した媒体づくりを進めます。
(4) 重点目標以外	
ア	点検評価委員による評価意見 (ア) 第3次教育振興基本計画策定によって、事業展開が変わったか。 (イ) 5つの重点目標の他に生涯学習全体をとらえるような事業目標があったほうが好ましい。 (ウ) あがたの森の野外でもWi-Fiを利用できると、公園が学習の場となりやすい。
イ	教育委員会の改善方針（取組方針） (ア)・(イ) 第3次教育振興基本計画の策定により、若者と子どもへの事業を重点的に実施するほか、新たな切り口としてICTの活用などの取組みを進めます。今後は、地域全体での取組みにつながる展開を検討します。 (ウ) 所管課である公園緑地課に今回の意見を伝え、Wi-Fi導入の検討を依頼しました。

令和4年度事務事業報告

課名：中央図書館

1 事務事業の概要

<p>図書館は、市民にとって単に本を借りるという場所だけでなく、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心を支え、多種多様な情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。</p> <p>社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるとともに、新しいつながりや交流の拠点となるべく、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点としての図書館を目指します。</p>

2 中央図書館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな市民ニーズや社会の要請を踏まえ、地域の情報拠点となる図書館としてサービス充実を図るため図書館サービス計画の基本となる「松本市図書館未来プラン」を策定しました。 ・長野県と市町村による協働電子図書館に参加し、非来館型サービスの充実を努めました。 ・分館（あがたの森図書館を除く）にWi-Fiを設置し、自由に情報にアクセスできる環境の整備を進めました。
社会情勢への対応（任意）		<ul style="list-style-type: none"> ・自習スペースとして開放している3階第1・2会議室とロビースペースについて、より多くの市民に利用してもらえるようレイアウトを変更し、感染対策をしたうえで、座席数を増やしました。また、2階畳コーナーを若者学習スペースとしてリニューアルし、学習環境の整備を図りました。 ・感染対策として資料の消毒や館内消毒を継続的に実施しました。
事務事業の効率化（任意）		<p>図書館利用者の利便性と窓口業務の効率化を図るため、図書館利用者カードの新規登録と更新手続きのオンライン申請について検討を進めました。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 松本市図書館未来プランの策定（新規）</p> <p>図書館の現状と課題を改めて洗い出し、目指すべき将来像やその実現を図るための具体的な取組みと方向性を定め、新たな市民ニーズや社会の要請をふまえた図書館サービスの充実を図るため、「図書館未来プラン」を策定</p> <p><具体的な進め方等></p> <p>「松本市図書館未来プラン」を、10月を目途に策定</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況</p> <p>図書館サービスの基本計画である「松本市図書館未来プラン」を令和4年10月に策定しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>a 未来プランに定めたサービス充実の具体的な取組みに基づき、公民館と連携して講座を行いました。また、MLA（博物館・図書館・文書館）連携について、文書館主催の講座にパネリストとして参加しました。（4-3）</p> <p>b 松本城の世界遺産登録推進を図る取組みの一環として、秋の読書週間に城郭考古学者の千田嘉博氏を講師に招き、関係各課と連携し「松本城と世界の城」というテーマで講演会を開催しました。お城をテーマにした図書館ロビーでの展示や、図書館の「お城文庫」の資料の活用を図りました。（4-3）</p>	

<p>c 課題解決型図書館として実績のある札幌市から講師を招き、三の丸エリアプラットフォームメンバーを加えた意見交換と、図書館職員の資質向上のための研修を行いました。(4-3)</p>	<p>イ 課題と方向性 松本市図書館の基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を具現化するため、今後も市民への積極的な情報発信・提供を行い、未来プランに沿ったサービスの充実に努めます。</p>
<p>(2) 中央図書館の大規模改修(継続) 開館から30年が経過し、ハード面での課題が生じています。居場所・交流・勉強・趣味など市民ニーズに対応、利用者視点のゾーニングを実施、多様な空間の確保に努め、安全安心で快適な環境の整備、市民の利便性の向上のための大規模改修工事の内容検討 <具体的な進め方等> 劣化度調査を行い、未来プランの実現に必要な改修工事の検討</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 中央図書館の改修方針を検討するため、劣化度調査を実施しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 松本市図書館未来プランの施策の柱5では、多種多様なサービス提供のための施設整備や施設のユニバーサルデザイン化等、居心地の良い公共空間を提供するための具体的な取組みを定めました。また、改修方針の検討のためPFI導入庁内検討会議を開きました。そこで出た意見を反映し、改修の方向性を検討するため、課内検討会を立ち上げました。(4-5)</p>	<p>イ 課題と方向性 (ア) 令和5年度は中央図書館のアスベスト調査を行います。 (イ) 劣化度調査の結果や仮設図書館の方向性を踏まえ、未来プランの実現に必要な改修の検討を進めていきます。</p>
<p>(3) 電子図書館の導入とICTの利活用(新規) 来館しなくても情報にアクセスできる図書館サービスの充実 ・「電子書籍」を用いた電子図書館サービスを提供し、誰でも気軽に情報へアクセスできる環境を整備 ・市民の情報拠点として、迅速かつ正確で多種多様な情報を提供できる環境の整備 <具体的な進め方等> ・協働電子図書館事業について、令和4年8月の事業開始に向けて運営委員会に参加、準備 ・ICTを活用したオンラインデータベース増加の検討 ・分館にWi-Fi環境を整備 ・作業などの効率化による利用者の利便性向上を目的に、ICTタグの導入を研究</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 県と市町村による協働電子図書館へ参加しました。 b 市民の情報収集に役立つ新たなデータベースを導入しました。 c 分館(あがたの森図書館を除く)にWi-Fiを設置しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 県と市町村による協働図書館へ参加し、来館しなくても情報にアクセスできる環境の整備に努めました。(4-3) b 課題解決に役立つ新たな分野のデータベースの導入について検討しました。(4-3) c 分館(あがたの森図書館を除く)にWi-Fiを設置し、自由に情報にアクセスできる環境の整備を進めました。(4-3)</p>	

<p>イ 課題と方向性</p> <p>(ア) 利用者の利便性向上と業務の効率化のため、I C タグの導入について引き続き研究します。</p> <p>(イ) データベースの種類を拡充と利用促進のための周知方法について研究します。</p> <p>(ウ) 協働電子図書館は、引き続き利用者の需要等の把握に努めます。</p>	<p>(4) 第2次学都松本子ども読書活動推進計画の推進（継続） 子どもが読書に親しめる環境づくり、子ども読書活動を担う人材が情報共有、交流、協働して活動を高めていくための計画を推進 ＜具体的な進め方等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サードブック事業の具体的な実施方法の検討 ・ 中・高校生に向けて、ブックリストの作成等の支援事業 ・ 読書活動に意欲的にかかわる人材の養成、活躍の機会の創出 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実</p> <p>4-1 社会教育活動の充実</p> <p>4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況 サードブック事業については、実施方法等の検討を行い、令和5年度から実施が決まりました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>a サードブック事業実施に向けて、学校図書館司書も参加している子ども読書活動推進委員会作業部会において本の選定を行いました。（2-1）</p> <p>b 子ども読書活動推進委員と連携し、人材育成のため読み聞かせボランティア養成講座と子ども読書活動スキルアップ講座を計画的に実施しました。（1-2）</p>	<p>イ 課題と方向性</p> <p>(ア) 令和5年度からのサードブック事業実施にあたり、学校図書館司書との連携を図ると共に、事業の効果を検証していきます。</p> <p>(イ) 第2次学都松本子ども読書活動推進計画の最終年度となるため、評価・検証を行い、今後の活動に反映させます。</p> <p>(ウ) 中・高生に向けた、豊かな心を育み生きる糧となるような本との出会いのきっかけ作りとなる支援事業を引き続き進めます。</p>	

4 評価意見及び教育委員会の改善方針(取組方針)

<p>(1) 松本市図書館未来プランの策定</p> <p>ア 点検評価委員による評価意見 未来プランの完成度は高いと思います。他市町村や県、公民館など、他との連携が令和5年度以降、未来プランの実現に向けた取組みを期待したい。</p> <p>イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 未来プランに定めた具体的な取組みに基づき、博物館・美術館・文書館とのMLA連携を進めます。また、松本まるごと学都構想の視点から、公民館・博物館・図書館で話合いの場を設け、具体的な連携事業を検討します。</p>
<p>(2) 電子図書館の導入とICTの利活用</p> <p>ア 点検評価委員による評価意見</p> <p>(ア) 分館にインターネットを使った作業ができる空間があるのか。Wi-Fiの整備をしても空間がなければ活用にならない。高校生が勉強できるような空間の創出やイベントで活用できるような工夫を期待したい。</p> <p>(イ) あがたの森全体でWi-Fi環境が整い校外学習などで利用できると良い。</p> <p>(ウ) 図書館カードのオンライン申請を進めてはどうか。</p> <p>(エ) データベースの整備完了以降、次は利用をいかに増やすか。職員が率先して使用し利用者に進めること。</p>

<p>イ 教育委員会の改善方針（取組方針）</p> <p>(ア)(イ) 分館では、閲覧席を利用してご自分のスマートフォンやタブレットを使うことは可能です。また、中央図書館には3月末に学生専用の学習席としてティーンズコーナーを整備しました。あがたの森図書館は、令和5年度末の耐震工事終了後の移転に合わせて、学習専用スペース及びWi-Fiを設置する予定です。</p> <p>(ウ) 導入について研究を進めています。</p> <p>(エ) 職員の操作研修を行い、利用講座の開催を検討します。</p>
<p>(3) 重点目標以外</p>
<p>ア 点検評価委員による評価意見</p> <p>(ア) 中央図書館という課名がわかりにくい。条例としては松本市図書館。松本市図書館の方が組織名としては良いと思う。</p> <p>(イ) 「学校図書館司書」を「学校司書」に修正、学校との連携をさらに進めてもらいたい。</p>
<p>イ 教育委員会の改善方針（取組方針）</p> <p>(ア) 組織名の変更について、行政改革見直し検討に挙げています。</p> <p>(イ) 「学校司書」に修正します。令和5年度も学校司書との合同研修を予定しています。</p>

令和4年度事務事業報告

課名：文化財課

1 事務事業の概要

<p>行政と市民が連携して文化財の保存活用を図り、次世代へ引き継いでいくため、松本市文化財保存活用地域計画に位置付けた各種事業を積極的に進めるとともに、その成果を市民に分かりやすく伝える講座や学習会、SNS等による情報発信を積極的に行います。</p> <p>市域の文化財の中核をなす松本城を後世に確実に守り伝えるため、歴史的遺構や史跡内建造物等に関する調査・研究と復元・整備を計画的に実施するとともに、関連する歴史的資料の収集・保存・研究を進め、その成果を周知、活用します。</p> <p>歴史や文化を活かしたまちづくりを通じて、市民が地域に愛着や誇りを持ち、観光や産業といった経済振興にもつながるような、魅力ある地域づくりを目指します。</p>

2 文化財課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体による文化財の保存活用を図るため、まつもと文化遺産認定制度の周知と新規認定、補助金等による支援を図りました。 ・ SNSや動画投稿サイトによる文化財や発掘調査成果の情報発信を拡充したことにより、フォロワー数や再生回数が増大し、周知の効果を高めることができました。 ・ 市域の文化財の中核をなす国指定文化財の今後の保存活用に向け、整備基本計画策定や整備事業に着手しました。 ・ 松本城を将来に確実に継承していくための耐震・防災対策や堀浄化対策などの施策を予定通りに進め、成果を得ることができました。 ・ 松本城南・西外堀復元事業は、事業主体のお城まちなみ創造本部と協力し、発掘調査等を予定通り実施しました。
社会情勢への対応（任意）		<p>少子高齢化と価値観の多様化により、文化財の保存と継承がこれまで以上に厳しさを増す社会情勢にあるなか、SNS等を活用した情報発信など、若い世代にも地域の歴史や文化財に関心を持ってもらうための取組みを継続していきます。</p> <p>また、地域の文化財と関わる体験を通じて地域への愛着を高め育むことができるよう地域の取組みを支援していきます。</p> <p>三の丸エリアビジョンの策定などの新しいまちづくりに連携し、史跡松本城整備基本計画策定や松本城及びその周辺整備計画の見直しなど、史跡松本城の保存、活用、整備に関する取組みに着手しました。</p>
事務事業の効率化（任意）		<p>松本市公式ホームページに周知の埋蔵文化財包蔵地を掲載したことで、市民への埋蔵文化財の周知が図れると同時に、不動産・建築等関係者が文化財課に問い合わせることなく包蔵地の範囲等を確認することが可能になりました。</p> <p>松本城南・西外堀復元事業では、お城まちなみ創造本部と協力しながら、史跡整備のための協議・調整および発掘調査を実施します。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 文化財の魅力をも市民に周知理解を深めるための情報発信（継続）</p> <p>SNSやYouTube等を活用した情報発信を通じ、文化財の魅力や価値を幅広い世代の市民に周知</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS「まつもとの文化財」や市ホームページ等を活用し、市内文化財の情報を幅広く発信 ・ 埋蔵文化財の発掘調査成果について、現地説明会や報告会開催のほか、動画による配信を実施 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障</p> <p>8-3 地域づくりの推進</p> <p>9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信</p>
---	--

<p>・市ホームページから閲覧可能な発掘調査報告書の登録推進と周知拡大</p>	
<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況</p> <p>a SNS「まつもとの文化財」は年間337回の発信を行い、Facebook101件、Instagram148件のフォロワーを獲得しました。(9-1)</p> <p>b 発掘調査の現地説明会(2回実施、参加者延べ137人)や発掘報告会(参加者213人、動画再生回数延べ2,370回(前年度動画分含め)のほか、出土遺物の速報展(来館者1,002人)を開催しました。実地とインターネットの両面から成果を発信したことで、幅広い世代に向けて埋蔵文化財に対する関心を喚起する機会になりました。(2-4)</p> <p>c 埋蔵文化財発掘調査報告書について新たに2件のPDFデータを掲載し、市民や研究者等への学習の機会を提供しました。(2-4)</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 お城まちなみ創造本部と連携して、SNS上で松本市近代遺産をシリーズ化して紹介しました。(9-1) まつもと文化遺産の新規ロゴマーク投票の手段としてSNSを活用したことで、制度の周知を高めるだけでなくSNSのフォロワー拡大も図ることができました。 (8-3、9-1)</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>もっと知りたい、もっと深めたいという市民の幅広い興味や関心に応えられるよう、遊びや体験の要素を取り入れた親しみやすい情報発信に取り組んでいきます。</p>	
<p>(2) まつもと文化遺産活用事業(継続)</p> <p>「松本市歴史文化基本構想」及び「松本市文化財保存活用地域計画」に基づき、住民が地域の文化財を主体的に保存活用する取組みを支援、地域の活性化 <具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まつもと文化遺産保存活用協議会」で「まつもと文化遺産」の認定、引き続き補助金を支援 ・認定候補団体への助言、ロゴマークの活用による制度の周知 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況</p> <p>a 協議会を2回開催し、新たに第二地区と芳川地区の2団体をまつもと文化遺産に認定し、3団体に補助金を交付し、活動を支援しました。(8-3、9-2)</p> <p>b 既存のまつもと文化遺産2件(保存活用団体2団体)について活動状況の報告を受け、協議会から助言を行いました。(8-3、9-2)</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 ロゴマークを決定するに当たり、学校との連携により市内小中学校に投票を呼びかけるチラシを配布しました。(9-1) 公民館と連携し、主事会においてまつもと文化遺産の制度を周知するとともに、新規遺産の認定証授与式を町会長会等で行い、地域住民への周知を図りました。 (8-3、9-1)</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>身近な文化財の積極的な活用を通じて、子どもたちが地域に対する関心を高められるよう、地域の保存活用団体の取組みを支援していきます。</p>	

<p>(3) 小笠原氏城館群史跡整備事業（継続） 国史跡に指定された小笠原氏城跡の保存活用 <具体的な進め方等> ・史跡整備の具体的な内容を定める整備基本計画を令和 4～5年度の2か年で策定 ・史跡小笠原氏城跡の文化財的価値等を、現地講座、マ ップ、市ホームページ「松本の山城」等で周知</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・ 方針】 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 史跡小笠原氏城跡整備基本計画案について、策定委員会を設置・開催し、検討しまし た。林大城の現地講座を開催し、史跡の文化財的価値の周知を図りました。（8-3、 9-2） (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地区公民館主催の講座で林城が取り上げられ、文化財課が講師等で協力し、社会教育 分野との連携、市民の学びの場としての活用を図ることができました。 （8-3、9-1）</p>	
<p>イ 課題と方向性 昨年度策定した保存活用計画で明らかとなった史跡の課題を解決するため、早期に整備 に着手する必要があります。</p>	
<p>(4) 殿村遺跡史跡整備事業（継続） 平成22年度から発掘調査や虚空蔵山周辺の総合調査 を実施し、地域信仰の遺跡群として史跡指定を目指す <具体的な進め方等> ・調査指導委員会、文化庁、長野県教育委員会と史跡指 定に向けた調整の実施 ・殿村遺跡用地内の旧会田中学校プールの解体</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・ 方針】 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 史跡指定に向け、長野県教育委員会と協議を行いました。また、殿村遺跡用地内の旧 会田中学校プールの解体工事を実施しました。（9-2） (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 市民団体の学習会等で殿村遺跡、虚空蔵山城が取り上げられ、文化財課が講師等で協 力し、社会教育分野との連携、市民の学びの場としての活用を図ることができました。 （8-3、9-1）</p>	
<p>イ 課題と方向性 殿村遺跡は現地保存されており、活用に向けた整備等が必要です。総合調査で明らか になった殿村遺跡、虚空蔵山城の文化財的価値を基に、史跡指定に向けた取組みを進めます。</p>	
<p>(5) 史跡弘法山古墳再整備事業（継続） 規模や形状等を確認する発掘調査や周辺古墳群の調査 を行い、保存活用計画を策定 <具体的な進め方等> 調査委員会や県教委・文化庁の指導・助言を受け、古 墳の外形や墳丘の規模を確認する発掘調査を実施</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・ 方針】 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 弘法山古墳発掘調査を実施し、予定していた調査が完了しました。（9-2） (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地区公民館講座等で弘法山古墳が取り上げられ、文化財課が講師等で協力し、社会教 育分野との連携、市民の学びの場としての活用を図ることができました。 （8-3、9-1）</p>	

<p>イ 課題と方向性 東日本最古級の前方後方墳である弘法山古墳の文化財的価値を市民に知ってもらい、学びの場や観光に活用できるよう、整備に向けた取組みを進める必要があります。</p>	<p>(6) 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業（継続） 令和6年度の公開に向けた観察路・安全柵・案内板などの整備 ＜具体的な進め方等＞ ・観察路などの設計や用地測量を実施 ・魅力的な観光資源として活用されるよう、地域や関係機関と連携 ・公開後の活用に向け、旅館従業員や地元小学生対象の見学会を開催</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】 8-3 地域づくりの推進 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 整備計画に基づき、文化財の保存に配慮した観察路などの測量設計を実施しました。（9-2） b 整備後の活用に向けて、整備内容や案内の仕方などについて地元関係者と方向性を共有しました。（9-1） c 噴湯丘発掘体験を含む見学会を3回開催し、地元理解を深めました（参加人数：延べ37名）。（8-3、9-2） (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 地元小学校のクラブ活動や総合学習を活用し、現地で文化財に直接触れる体験学習を行い、地域の宝への愛着や文化財の保存活用に対する理解を深めることにつながりました。（8-3、9-1）</p>	<p>イ 課題と方向性 天然記念物の保全と観光活用を図りながら、令和6年度の公開に向けて整備区域の整備を進めます。</p>	<p>(7) 国宝松本城天守耐震対策事業（継続） 松本城の文化財的価値を損なわない耐震補強案を検討し、令和4年度中に耐震対策基本計画を策定、国庫補助を取り込みながら令和8年度から耐震工事を実施 ＜具体的な進め方等＞ 国宝松本城天守耐震対策専門委員会で耐震補強案の検討を行い、天守耐震対策基本計画を策定</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 天守建造物（木造部分）単体の耐震補強案（手法）の検討を進め、一定の目途がたちました。 令和2～3年度に実施した天守石垣や地盤等の調査の結果、松本城天守石垣の耐震能力が想定を下回ったこと、また、一部の石垣ではらみだしが確認されたことなどから、天守建造物と石垣の一体的な耐震補強方法について、国宝松本城天守耐震対策専門委員会で検討を進めました。 耐震対策に関する取組状況について庁内関係部署に情報提供を行い、工事期間中の市民生活や観光等に及ぼす影響に関する意見交換を行いました。（9-1、9-2） (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 天守石垣や地盤等の調査結果から、新たにわかった松本城の立地について、講座等の市民の学びの場で周知をはかり、松本城の歴史や保存活用に理解を深めてもらいました。（9-1、9-2）</p>	<p>イ 課題と方向性 天守の文化財的価値を損ねない耐震補強案の検討を行うよう、文化庁や有識者から厳格な対応を求められているため、天守建造物と石垣の一体的な耐震補強案及び耐震対策基本計画の策定期間に更なる時間が必要となりました。（策定期を令和4年度末から5年度末に延期）</p>	

<p>令和5年度末の耐震対策基本計画策定を目指し、国宝松本城天守耐震対策専門委員会内で協議を推進します。 工事による市民生活や観光等への影響を最小限とするよう、庁内外で検討を進めます。 今後予定する、松本城黒門の耐震対策工事と天守耐震対策工事の実施時期を調整します。</p>	
<p>(8) 松本城防災設備整備事業（継続） 国庫補助を活用し、松本城防災設備の見直しを実施 令和6年度までに建造物等の防災設備の更新・新設 <具体的な進め方等> 送水設備新設や、電気配管、配水管の敷設、受電設備の改修を実施。設備の設置に伴う本丸内の遺構確認</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 スプリンクラーに接続するポンプ室、貯水槽、発電機等の送水設備の新設、電気配管・排水管の敷設、受電設備の改修を実施しました。(9-2) (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 天守ナイトツアーなど、天守内を学びの場として活用する中で、新たに設置したスプリンクラー等の防災設備を見学してもらい、文化財保存への理解を深めてもらいました。(9-1、9-2)</p>	
<p>イ 課題と方向性 令和6年度の事業完了を目指し、これまでに引き続き国庫補助を活用しながら、既存ポンプや貯水槽等の設備更新を実施します。 天守建造物の解体が必要となる防災設備については、天守耐震対策工事をあわせて実施します。</p>	
<p>(9) 黒門・太鼓門耐震対策事業（継続） 耐震対策基本計画に基づき耐震工事に着手。大地震動時の被害が大きい太鼓門を先行して工事着手。黒門は太鼓門耐震工事完了後、来城者等に不都合が生じないように留意しながら事業実施 <具体的な進め方等> 太鼓門の一の門、二の門の耐震補強工事に着手</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 太鼓門一ノ門、二ノ門の耐震補強工事を実施しました。(9-2) (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 公民館と連携したまち歩き講座において、太鼓門耐震工事内容を紹介し、地域住民への周知を行いました。(9-1)</p>	
<p>イ 課題と方向性 太鼓門は、令和4年度に引き続き国庫補助を活用しながら、一ノ門の工事のほか、袖塀の工事を実施します。 黒門は、工事期間中の通行（本丸内への入場）制限が想定されることから、来場者への影響が最小限となるよう、天守の耐震工事と一体的に実施できるよう時期を調整します。</p>	
<p>(10) 堀浄化対策事業（継続） 基本計画に基づく工事の実施設計を行ったうえで、令和5年度から国庫補助を活用して松本城堀の堆積物除去工事を実施 <具体的な進め方等> 松本城堀の堆積物除去工事、工事のための実施設計を実施。堀清掃業務や薬剤の散布等、日常的な堀浄化業務を継続して実施</p>	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>

<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況 松本城の内堀、外堀及び総堀の堆積物除去（浚渫）に向け、工事の実施設計を行いました。令和5年度の工事着手に向けた文化庁との協議の中で、浚渫工事を含む堀浄化対策事業の事業効果の証明と事業期間の見直しを求められたことから、追加の堀総合調査を実施しました。（9-2）</p> <p>(1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 市民のまち歩き講座において、古文書に残る江戸時代の浚渫の様子や、今後予定している浚渫事業を紹介し、学びの場として活用する中で、事業を市民に周知しました。 (9-1、9-2)</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>実施設計に基づく工事の内容と、堀総合調査の結果及び浚渫後の堀水の維持・管理に関する堀浚渫等の計画内容を、令和4年度策定予定の史跡松本城整備基本計画に記載するよう、文化庁から指導を受けました。また、堀浚渫工事が、堀水や周辺環境に悪影響を及ぼすことのないよう事業期間の延長を求められました。 文化庁や有識者と協議しながら、国庫補助を活用し、令和5年度より、堀水水源の上流部となる内堀東側の浚渫工事に着手します。</p>	
<p>(11) 松本城南・西外堀復元事業（継続） 国庫補助を取り込みながら、幕末維新期の姿に南・西外堀の復元を実施 ＜具体的な進め方等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主管課と協力しながら、令和9年度の「水をたたえたお堀」復元を目標 ・ 令和4年度の用地取得完了を目指し、用地買収、家屋補償等の取組みを実施 ・ 南外堀の試掘を実施 ・ お城まちなみ創造本部と協力し、「平面整備」から「水をたたえた堀の復元」への転換に向けた調査・研究を推進 ・ 取組成果を周知・報告し、意見を伺う場の創出 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(7) 事業の達成状況 事業用地の取得率が90.3%に達しました。 代替地（旧医師会館跡地ほか）の一部整備を行いました。 復元する堀の範囲・形状を確認するため、南外堀跡地の一部の発掘調査を実施しました。 文化庁との協議の中で、水堀復元への事業方針変更についての理解を得ました。一方で、復元に必要な史資料の調査・研究や、追加の発掘調査、それらに基づく復元の詳細な事業方針・設計等を行うよう、また、それらの成果に基づく詳細な事業内容を史跡松本城整備基本計画に記載するよう強く指導を受けました。（9-2）</p> <p>(1) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 南外堀の発掘調査成果について、現地説明会や報告会等の市民の学びの場を通じ、市民に周知しました。（2-4、9-1、9-2）</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>事業用地取得及び代替地整備を進めます。 文化庁の指導に基づき、堀の範囲と形状を確認するため、南外堀跡は追加の発掘調査、西外堀は必要箇所の発掘調査をそれぞれ実施します。 主管課であるお城まちなみ創造本部に協力しながら、堀の復元（工事）に係る事業方針の策定を進めます。 外堀復元に向け、文化庁や有識者との協議を進めます。 堀総合踏査の結果等を踏まえた堀復元事業の取組事項を、史跡松本城整備基本計画に記載します。</p>	

4 評価意見及び教育委員会の改善方針(取組方針)

(1) 文化財の魅力を市民に周知し理解を深めるための情報発信
<p>ア 点検評価委員による評価意見 (ア) 「観光や産業への振興」の市外への発信の具体策が見えない。工夫して発信することが必要 (イ) SNSでの情報発信はほかの自治体と比べてどうなのか、先進事例を調べ、予算要求していく予定か。</p>
<p>イ 教育委員会の改善方針(取組方針) (ア) 現在、文化財の基本情報を中心に発信していますが、電話やメールの問合せから、SNSや公式ホームページを通じて、文化財に関心のある市外在住者への一定の周知はなされていると考えられます。好評を得ている文化財マップと連携した発信や、タイムリーで魅力ある情報の見せ方など、広い層に訴求力のある発信に取り組んでいきたい。 (イ) 岐阜県飛騨市など文化財情報発信の先進事例に比べると、広がりのある情報や多角的な情報の発信はまだ少ない状況です。コンテンツ作成に係る予算はなく、現状では職員のスキルに頼っている状況です。今後も職員のスキルアップを図るとともに、より表現力や訴求力を要求するコンテンツ作成は、専門性の高い業者への委託等、予算化も検討したい。</p>
(2) 国宝松本城天守耐震対策事業
<p>ア 点検評価委員による評価意見 松本城は世界、海外へ発信するべき、耐震工事で観覧できないことがマイナスとならないよう、耐震工場の現場を見せるなど、広報を進めてほしい。</p>
<p>イ 教育委員会の改善方針(取組方針) 先進地の事例(姫路城や熊本城)を参考に、工事期間中の現場見学など、対応できることを研究します。</p>
(3) 重点目標以外
<p>ア 点検評価委員による評価意見 学校のつながり、観光産業との連携や市内外からの支援を求めてもよいのではないか。</p>
<p>イ 教育委員会の改善方針(取組方針) 現在、文化財課では、見学会や速報展、出前講座、小学校の遠足受入れなど博物館と連携して事業を実施しています。文化財の中核となる松本城についても、松本城管理課、観光コンベンション協会と連携して宿泊付きナイトツアーなどを実施しており、学校への出前授業も年間35件ほど行っています。今後も、庁内関係課と連携し、学校教育や観光施策と連携した魅力ある発信に取り組みたいです。</p>

令和4年度事務事業報告

課名：博物館

1 事務事業の概要

博物館は、市域の歴史、民俗、産業、自然等の資料を収集保管し、市民の学習に供することにより松本市の発展に寄与することを目的とする社会教育機関です。平成12年に策定した「松本まるごと博物館構想」の理念のもと、多くの世代が気軽に学習に利用できる環境を整えるため、新博物館の建設を進めます。また、展覧会や講座のほか多様な情報発信を通して松本について学ぶ機会を提供し、市民の皆さんとともに学びの成果を地域の発展に活かしていきます。

2 博物館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	<p>基幹博物館の建築工事は、計画通り進捗し、完成しました。資料移転準備、開館記念特別展や開館記念事業の準備、指定管理者選定、コーディネーターの人選、旧博物館の解体準備も順調に進捗しています。</p> <p>国宝旧開智学校校舎は、保存活用計画を策定しました。耐震対策工事、防災設備整備事業は、ほぼ順調に進捗しています。</p> <p>博物館施設の管理運営のあり方を、関係課と共に検討しました。分館施設の事業の効果を検証し、見直しを行いました。</p>
社会情勢への対応（任意）		<p>松本まるごと博物館のホームページ上で、基幹博物館開館に向けて博物館紹介を学芸員が交代で行い、今後の博物館について積極的に情報発信を行いました。市民学芸員養成講座を継続的に開催するとともに、友の会、市民学芸員の会の学びに、学芸員が積極的に関わっていきます。</p>
事務事業の効率化（任意）		<p>市民参加によって行った手まりモビールのお披露目を開催しました。また、市民学芸員養成講座を引き続き開催しました。また、友の会及び市民学芸員の会を中心としたガイド案内募集を行いました。市民学芸員の会では、市域の歴史や民俗等、興味を持った学習会が多数立ち上げられています。友の会の部会も含め、学芸員も積極的に参加し、市民の学びに寄与しています。</p>

3 令和4年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 基幹博物館整備事業（継続）</p> <p>建築工事及び展示製作を進め、それぞれ7月と11月の完成目標。建物完成後の施設管理や条例等の整備</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事は内装や外構等の仕上げ工事を中心に進め、7月中の完成目標 ・展示製作は建物完成後から、展示室内の造作・造形物や展示ケース等の設置を開始、11月中の完成目標 ・指定管理者制度を導入。基本事項となる休館日、開館時間及び観覧料等を決定、条例等の改正 ・運営方法は直営（学芸業務）と指定管理者（管理運営業務）の混合とし、指定管理者については年度中に公募及び選定 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>基幹博物館の建築工事及び展示制作は、予定通り完成しました。指定管理者制度の導入、公募、選定及び条例等の改正も予定どおり進めました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>展示制作の中で、地域の小学生にモニタリングを実施し、学校連携を推進しました。</p>	

(4-5)	
イ 課題と方向性 現在、枯らし期間のため撤収している実資料を展示し、10月の開館までに、常設展示を完成させます。	
(2) 基幹博物館の開館準備（新規） (ア) 開館記念特別展の準備 (イ) コーディネーターの人選 (ウ) 令和5年秋の開館記念事業を計画 ＜具体的な進め方等＞ ・開館記念特別展の出展資料を確定し、必要経費を積算、関連事業の計画作成 ・コーディネーター候補者選定し、事前交渉を行い、最終候補者の絞り込み ・開館行事は他館の事例等を参考に実施計画で協議	【第3次計画において関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 基幹博物館の開館準備を順調に進めました。1階のにぎわい創出及び開館記念特別展の具体的な計画を作成し、コーディネーターを決定、開館行事の準備を進めました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 ・特別展の準備で企業連携を行い、社会還元の取組みを行いました。(4-5) ・開館行事の準備で、地域や高校、大学と連携しました。(4-5)	
イ 課題と方向性 運営支援業務の確実な実施に向けて準備を行います。	
(3) 国宝旧開智学校校舎保存活用事業（継続） (ア) 「学都」の礎である国宝旧開智学校校舎を適切に保存活用するための計画を策定、校舎の耐震対策工事、防災設備整備 (イ) 工事休館中は、旧司祭館・地元公民館等と連携し、旧開智学校校舎の紹介展示や耐震工事に関する情報を発信 ＜具体的な進め方等＞ ・国宝旧開智学校校舎保存活用計画を策定 ・校舎の耐震対策工事を実施 ・防災設備整備として、年度前半で実施設計、後半から工事着手 ・学都松本の象徴としての多様な情報を発信	【第3次計画において関連する分野・方針】 9-2 文化遺産の保存と活用
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 ・保存活用計画を策定し、耐震対策工事の実施並びに防災設備整備事業に着手しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 ・地元公民館との連携による工事見学会の実施により地域づくり意識が醸成されました(9-2) ・旧司祭館での校舎の紹介展示（紹介動画放映等）や工事見学会を行い、来館者・参加者に好評でした。(9-2) ・校舎の紹介展示や大学研究室による校舎の調査研究等により、歴史・文化財に触れる機会を創出し、その魅力・価値を発信しました。(9-2)	
イ 課題と方向性 ・保存活用計画に基づいた校舎の活用等を実施していきます。 ・耐震対策工事、防災設備整備事業を進めると共に、紹介展示等による魅力・価値の発信を行い、歴史文化に触れる機会の創出、文化財保護意識の醸成を図ります。	

<p>(4) 博物館施設の管理運営のあり方（継続）</p> <p>(ア) 分館を整理し、施設の管理運営のあり方を検討</p> <p>(イ) 文化財建造物系の施設に建築士を配置する仕組みづくりを検討</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分館を整理し、行政改革の取組みにおいて再編を検討 ・職員配置見直し、建築の専門職員の配置を検討 ・分館の指定管理者制度の拡充を検討 ・分館の事業見直し ・文化財施設等の管理運営を関係課と方針共有 ・学芸員及び建築士の計画的採用と人材育成を検討 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p> <p>9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分館の業務を整理し、施設の管理運営のあり方を検討しましたが、継続検討となっています。 ・分館の整理及び文化財建造物の建築士配置について、関係課と検討しました。 <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学芸員の資質向上のため、地域や社会教育団体に職員を派遣しました。（4-5） ・分館の指定管理者制度の導入の検討にあたり、地域との連携に積極的に取り組みました。（4-5） 	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>分館の整理及び建築士の配置について、関係課とともに、行革で取り組みます。</p>	
<p>(5) 現博物館施設の解体準備（新規）</p> <p>個別施設計画に基づき、現博物館施設の解体準備</p> <p><具体的な進め方等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本城整備研究会に報告、解体方法について史跡保護の指導を仰ぎます。 ・試掘調査の実施について関係課と協議 ・概算経費を算出し、実施計画で検討 ・不要備品の廃棄経費を算出、実施計画で検討 	<p>【第3次計画において関連する分野・方針】</p> <p>9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>松本城整備研究会、文化庁及び長野県教育委員会の助言・指導に基づき、解体方法を検討するための試掘調査を実施しました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>史跡松本城の保護を前提として解体方法を検討しました。（9-2）</p>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>具体的な解体方法については、次年度の設計業務委託の中で検討し、令和7年度までの解体撤去に向け、取り組みを進めます。</p>	

4 評価意見及び教育委員会の改善方針(取組方針)

<p>(1) 基幹博物館整備事業</p> <p>ア 点検評価委員による評価意見</p> <p>(ア) 松本まるごと博物館構想は素晴らしいが、市民は博物館があるのが当たり前になっているのではないか。現地を活かす事業が疎かになっていないか。新博物館が現地の宝の基幹になることが重要であり、それが重要事業ではないか。</p> <p>(イ) 市民学芸員は生涯学習の一環であることを含めて、学びの機会を提供しながら質を高め、特別感をもって博物館を支えられる組織にできないか。</p> <p>(ウ) 1階の賑わい創出に学生がアルバイトなどで関われないか。若者の参加の仕組みを検討いただきたい。</p>
--

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

- (ア) 新博物館は、導入展示で市内の宝を映像で紹介しています。また、常設展示は、松本城や城下町から広がる8つのテーマ展示となっており、常設展示を見てから街へ出かけて、現地を見に行くような構成となっています。新博物館の展示を活かすため、現在、市民学芸員を中心に、博物館内だけでなく街へつながる説明を行う常設展示案内ガイドを養成しています。
- (イ) 市民学芸員の自主的な学習会は、犀川通船、お蚕様、旧町名等、現在15グループあります。七夕人形グループは、学校、保育園、公民館等から要請があった場合、講座を開催しています。年度末には、1年間の活動を発表したり、街あるき等市民向け講座を開催したりする博物館まつりを毎年実施しており、既に博物館を支える組織となっています。
- (ウ) 今年度の市民学芸員養成講座に、高校生が参加しています。また、オープニングイベントでは、市内で活躍している高校生、大学生に声をかけ発表の場を設けました。新博物館では、高校生や大学生等の若者が、学校の文化祭だけでない発表の場として活用してくれるよう、今後、博物館から打診していく予定です。

第4章 教育振興基本計画の進捗状況

I 全体の件数

(単位：事業)

総事業数	246
-------------	------------

II 施策ごとの件数・達成状況

施策名 施策項目	事業数	指標数	指標達成率 (対目標値)		
			100%超	70~100%	70%未満
1 子育て	26	29	0	22	0
方針1 子育て支援の充実	11	11	0	10	0
方針2 乳幼児期の遊びと学びの充実	9	12	0	6	0
方針3 子どもの居場所づくりの推進	6	6	0	6	0
2 教育	55	59	5	26	26
方針1 学童期の遊びと学びの充実	13	14	2	6	6
方針2 青年期の遊びと学びの充実	4	4	0	1	3
方針3 教職員研修の充実と働き方改革の推進	7	7	1	3	3
方針4 多様な遊びと学びの機会の保証	23	26	2	14	9
方針5 子ども関係施設等の整備・充実	8	8	0	2	5
3 人権共生	17	17	1	12	4
方針1 子どもの権利保障と環境づくりの推進	6	6	0	4	2
方針2 互いを認め合い学び合う教育の推進	7	7	1	5	1
方針3 特別支援教育の充実	4	4	0	3	1
4 社会教育	43	49	4	29	9
方針1 社会教育活動の充実	11	15	2	10	3
方針2 リカレント教育の充実	7	7	2	2	3
方針3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実	16	16	0	11	1
方針4 平和祈念事業の推進	3	3	0	2	1
方針5 社会教育関係施設等の整備・充実	6	8	0	4	1
5 自然	7	7	0	5	2
方針1 環境教育活動の推進	7	7	0	5	2
6 食	16	20	0	15	1
方針1 学校給食の充実	6	8	0	4	0
方針2 食育の推進	10	12	0	11	1
7 スポーツ	19	19	0	7	3
方針1 市民皆スポーツの推進	7	7	0	4	0
方針2 スポーツの魅力の発信	6	6	0	2	2
方針3 スポーツ団体・リーダー育成の推進	5	5	0	0	1
方針4 スポーツ施設等の環境整備	1	1	0	1	0
8 地域	28	35	1	15	15
方針1 放課後の子どもの居場所づくりの推進	4	4	0	1	2
方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	6	7	0	4	3
方針3 地域づくりの推進	18	24	1	10	10
9 文化芸術・歴史	35	40	2	9	5
方針1 文化芸術・歴史の魅力の発信	7	9	1	4	0
方針2 文化遺産の保存と活用	19	20	0	1	3
方針3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進	9	11	1	4	2
合計	246	275	13	140	65

上記のうち、目標が数値管理に適さない指標は61指標

1 子育て

方針1 子育て支援の充実

通番	事業名	事業概要
1	子育て支援事業の推進	子育ての悩みを共有するなど、親子の交流や学びを通じた子育て支援を推進する事業
2	妊娠期の支援動画配信	妊娠期から母性・父性を育み、子育て不安を軽減するために情報提供を行う事業
3	育児学級	乳幼児期の成長発達における適切な情報提供と育児支援を行う事業
4	多言語版母子健康手帳の発行	英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語の8か国語の母子健康手帳を交付する事業
5	育児相談	保健センター、各支所・出張所での面接、電話やオンラインで、保護者の子育てに関する不安や悩みなどの相談を行う事業
6	子育て支援講座	小児（救急）医療にかかわる子育て支援講座等（「子どもが急病になったときの対応法」、「上手な病院のかかり方」など）を開催する事業
7	あるぶキッズ支援事業	発達障がいと診断された子ども等と保護者に対する相談事業、園や学校への巡回支援、あるぶキッズサポート手帳の配付等の支援を行う事業
8	子ども子育て安心ルーム事業	妊娠・出産から子育て期の切れ目のないきめ細かな子育て支援を行うために、こどもプラザ（筑摩、小宮、南郷、波田）への「子ども子育て安心ルーム」の設置、子育てコンシェルジュの配置、母子保健コーディネーターによる子育て相談・支援を行う事業
9	留守家庭対策事業	民間（12の学童クラブ）が実施している放課後児童健全育成事業に対する補助事業
10	児童館・児童センター整備事業	地域の子どもたちの遊びの拠点や放課後児童健全育成事業の実施場所を整備する事業
11	児童館管理運営事業	18歳までの子どもに健全な遊びの場を提供するために、市内26児童館・児童センターが留守家庭児童対策である「放課後児童健全育成事業」や未就園児とその保護者のための「つどいの広場事業」を実施する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
実施公民館数 (館)	35	35	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
提供している動画の種類 (種類)	5	5	100%	継続 (内容を随時更新する)	健康づくり課
離乳食に関する不安や疑問が解消された割合 (%)	84%	90%	94%	継続	健康づくり課
多言語版母子健康手帳を必要とする妊婦への交付率 (%)	100%	100%	100%	継続	健康づくり課
開催場所 (か所)	27	健康づくり課・保健センター5か所、地区22か所 27か所	100%	継続	健康づくり課
参加人数 (人)	45	継続	—	継続 (地域、団体等の要望により出前講座を開催するもの。近年はコロナ禍により開催が控えられていたことから現行体制で継続するもの)	福祉政策課
遊びの教室参加者の満足度 (%)	98%	100%	98%	継続	こども福祉課
子ども子育て安心ルームの設置カ所数 (か所)	4	4	100%	拡大	こども育成課
登録児童数 (人)	321	400	80%	継続	こども育成課
改築が必要な木造施設数 (館)	3	3	100%	継続 (個別施設計画、松本市公共施設再配置計画に基づき、他の公共施設の統合等を含めて整備計画を検討する。)	こども育成課
年間延べ利用者数 (人)	377,587	400,000	94%	継続	こども育成課

1 子育て

方針2 乳幼児期の遊びと学びの充実

通番	事業名	事業概要
1	ブックスタート事業	乳児を持つ親が読み聞かせを通して楽しいひとときをもってもらうために、10か月乳幼児健診時に絵本と絵本リストを贈る事業
2	セカンドブック事業	親子で絵本を楽しむ時間を通して子どもの心と言葉を豊かにしてもらうために、3歳児健診時に絵本と絵本リストを贈る事業
3	おはなし会の開催	中央図書館や各分館で子どもの年齢に応じた絵本や紙芝居などによる「おはなし会」を開催し、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介する事業
4	公立保育園・幼稚園の運営管理	全ての子どもの最善の利益を保障し、子ども・子育て家庭を地域社会全体で支援するために、家庭状況に応じた保育や幼児教育を提供する事業
5	私立保育園・認定こども園・幼稚園等に対する指導・助成	私立園の適正な運営の確保を目的として、指導監査する事業。経営の安定化、児童処遇の均衡、幼稚園教育の振興及び教育の充実を図るために各種助成金を交付する事業
6	特別保育の充実	延長保育、障がい児保育、一時預かり、訪問看護事業（医療的ケア児）、乳幼児情操教育事業、食育、アレルギー対応食の提供等の保育サービスを提供する事業
7	保育サポーター配置事業	高齢者が保育サポーターとして園児の遊び相手になることで、子どもの情緒の安定性や自主性の発達等を促し、思いやる気持ちや優しい心を育むことを目的とした事業
8	保育園・幼稚園施設整備事業	人口推計や社会動態に基づき、老朽化した施設・設備の計画的な改修・改築を行う事業
9	保育士等の研修	子どもの好奇心や興味を大切にしたい遊びや体験の機会を、一人ひとりの個性に応じて提供する保育・幼児教育の質の向上のため、保育士等の実務者研修や園長のマネジメント研修を実施する事業

方針3 子どもの居場所づくりの推進

通番	事業名	事業概要
1	子どもの未来応援事業	子どもの孤食や欠食を防ぎ学習支援や保護者支援を行うことで地域の中に子どもの健康と安全を守る居場所づくりを促進する事業
2	留守家庭対策事業	民間（12の学童クラブ）が実施している「放課後児童健全育成事業」に対する補助事業

--

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
配本数 (冊)	1,633	該当者のみへの配布のため、継続実施	—	継続	中央図書館
配本数 (冊)	1,652	該当者のみへの配布のため、継続実施	—	継続	中央図書館
実施回数 (回)	175	215	81%	継続	中央図書館
公立保育園就園児童数 (人)	3,994	4,000	100%	継続	保育課
公立幼稚園就園児童数 (人)	157	160	98%		
助成金(千円) 私立保育園	295,522	継続	—	継続	保育課
助成金(千円) 私立幼稚園	56,941				
—	継続	継続	—	継続	保育課
保育園配置人数 (人)	42	42	100%	継続	保育課
幼稚園配置人数 (人)	3	3	100%		
改築実施園 (園数)	45	45	100%	継続	保育課
延べ参加人数 (人)	1,951	継続	—	継続	保育課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
食事提供、学習支援、相談など を行う子どもの居場所カ所数 (カ所)	16	28	57%	継続	こども福祉課
登録児童数 (人)	321	400	80%	継続	こども育成課

1 子育て

通番	事業名	事業概要
3	児童館・児童センター整備事業	地域の児童の遊びの拠点や放課後児童健全育成事業の実施場所を整備する事業
4	児童館管理運営事業	市内26児童館・児童センターで、18歳までの子どもに健全な遊びの場を提供することを目的として、留守家庭児童対策である「放課後児童健全育成事業」や未就園児とその保護者のための「つどいの広場事業」を実施する事業
5	子どもの権利相談室「こころの鈴」運営事業	子どもの権利擁護に必要な支援を行うために、子どもの権利相談室「こころの鈴」が子どもの悩みや苦しみを受け止め、共に解決していくことを目指す事業
6	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」運営事業	様々な事情で学校に通うことができない子どもや悩みを抱えている子どものための居場所を提供し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、生活支援・学習支援・保護者支援を行う事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
改築が必要な木造施設数 (館)	3	3	100%	継続 (個別施設計画、松本市公共施設再配置計画に基づき、他の公共施設の統合等を含めて整備計画を検討する。)	こども育成課
年間延べ利用者数 (人)	377,587	400,000	94%	継続	こども育成課
こころの鈴通信発行回数 (回)	4	4	100%	継続 (通信発行以外にも効果的な周知に努め、研修等により相談員の質向上を図る。)	こども育成課
居場所利用者数 (人)	2,836	2,000	100%	継続 (引き続き、不登校状態にある市内の小中学校を対象都市、居場所の提供、学習のサポートや相談業務を実施する。)	こども育成課

2 教育

方針1 学童期の遊びと学びの充実

通番	事業名	事業概要
1	交通安全教室事業（子ども向け）	幼児（保育園・幼稚園等）や保護者を対象とした交通安全教室や啓発活動を行う事業
2	まつもとっ子元気アップ事業	不登校児童生徒に対する適応指導や相談支援の充実を図るために、「元気Up教育相談事業」の取組みを推進する事業
3	小学生自転車運転免許証交付事業	小学校4年生を対象に、正しい自転車の乗り方や法規等の基礎知識を習得し、交通安全意識の高揚を図る事業
4	バスの乗り方教室・電車の乗り方教室事業	環境にやさしい公共交通の大切さを小学生に学んでもらうことで、公共交通利用への意識を高める事業
5	学都松本推進事業	学都松本の推進を図るために協議会を設置し、学都松本推進事業の開催や学習活動に取り組む仕組みづくりを進める事業
6	エイズ・性感染症予防普及啓発事業	学校・企業・地域における性感染症（エイズ、HIV等）の正しい知識の普及啓発と予防活動を行う事業
7	学校の魅力化を推進する取組み	多様な学びの在り方の検討を通して、地域の物的・人的資源や特性を生かした魅力ある学校づくりを推進していく取組み 先進的な学校変革の取組みを支援するリーディングスクールMatsumotoサポート事業や、特色ある学校への区域外通学を可能とする小規模特認校制及び松本デュアルスクールを実施
8	中学生職場体験の受け入れ事業	中学生の職場体験として受け入れ、学芸員の仕事を体験してもらうなど、博物館に親しみ、学芸員としてのキャリアを伝えていく事業
9	メディアリテラシー教育事業	市内小中学校の児童生徒や保護者を対象に、インターネット・スマートフォン等の適切な使い方やルールづくりについて学ぶ講座を開催する事業
10	青少年薬物乱用防止事業	市内小中学校の児童生徒を対象に、酒やたばこの害、薬物乱用の恐ろしさ、薬全般の正しい知識等を学ぶための講座を開催する事業
11	まちかど保健室運営事業	心や体、性に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる場所としてまちかど保健室を運用し、青少年支援の充実を図る事業
12	青少年相談窓口設置事業	青少年の様々な問題（不登校、いじめ、非行等）で悩む保護者や子どもを対象に、相談員による電話相談・面接を行う事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
開催回数 (回)	138	115	120%	継続	自転車推進課
相談件数 (件)	19	20	95%	継続	学校教育課
実施小学校 (校)	30	30	100%	継続	自転車推進課
実施小学校 (校)	12	16	75%	継続	公共交通課
学都推進事業 参加者数 (人)	268	500	54%	継続 社会教育施設を利用するなど学都 を実感する市民の増加を目標とする	教育政策課
講座等実施回数 (回)	108	100	100%	継続	健康づくり課
リーディングスクール実践校 (校)	0	16	0%	継続	教育政策課
制度による区域外就学者数 (人)	16	25	64%		
受入人数 (人)	17	10	170%	継続	博物館
小学校講座実施校数 (校)	21	26	80%	継続	こども育成課
小学校講座実施学校数 (校)	22	26	84%	継続	こども育成課
広報回数 (回)	0	12	0%	継続	こども育成課
広報まつもと等での周知 (回)	0	12	0%	継続	こども育成課

2 教育

通番	事業名	事業概要
13	防災教室	小学校の全校集会、避難訓練の際に訪問して防災教育を行い、子どもたちの災害対処力の向上を図る事業

方針2 青年期の遊びと学びの充実

通番	事業名	事業概要
1	まちかど保健室運営事業	心や体、性に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる場所としてまちかど保健室を運用し、青少年支援の充実を図る事業
2	私立学校補助事業	私立高等学校の奨学と振興を図る事業
3	松本市育英資金奨学金事業	意欲と能力がある学生が、経済的理由により進学を断念することがないように、高等学校修学に関する奨学資金を貸与する事業
4	青少年相談窓口設置事業	青少年の様々な問題（不登校、いじめ、非行等）で悩む保護者や子どもを対象に、相談員による電話相談・面接を行う事業

方針3 教職員研修の充実と働き方改革の推進

通番	事業名	事業概要
1	教職員の研修	松本市独自の研修の内容と方法で、教職員の研修を行う他、「教科等研究推進教員」を市独自に委嘱し、日常の授業や指導に役立てる研修、「子どもと教職員の温かな接点づくり」を目指した研修を行う事業
2	部活動指導員配置事業	教職員の負担軽減と中学生の部活動環境の充実のために、部活動指導員、地域アスリート、学生アスリートを配置する事業
3	学校教育情報化推進事業（教員のICT活用指導力向上）	日々進化するICT環境に適応し、継続的な学びを実現するために、ICT支援員の配置などにより、教員のスキルアップ向上を図る事業
4	学校教育情報化推進事業（校務の情報化推進）	児童生徒と向き合う時間や教材研究等の時間を確保し、教員の校務負担の軽減を図るため、校務に係る情報システム等の整備を進める事業
5	教員業務支援員配置事業	教員が児童生徒への指導や教材研究に注力できるよう、授業以外の諸業務を補助的に行う教員業務支援員を配置する事業
6	スクールロイヤー配置事業	学校で発生する諸問題に対して、教育や福祉、子どもの権利等の視点を取り入れ、法的観点から学校に助言する弁護士を配置する事業
7	松本版コミュニティスクール事業	「松本版コミュニティスクール」の仕組みを活用し、地域・保護者・学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
開催回数 (回)	4	6	67%	継続	危機管理課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
広報回数 (回)	0	12	0%	継続	こども育成課
補助交付数 市内設置校 (校)	6	6	100%	継続	学校教育課
奨学生 (人)	39	75	52%	継続	学校教育課
広報まつもと等での周知 (回)	0	12	0%	継続	こども育成課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
松本市独自の教職員研修 (実施講座数)	35	85	41%	拡大	教育政策課 学校教育課
配置校数 (校)	8	18	44%	継続	学校教育課
ICT支援員の配置数 (人) ※基準：概ね4校につき1名	12	11人以上	109%	継続	学校教育課
ICTを活用した校務負担軽減の 取り組み件数 (件)	1件 (学校と保護 者とのコミュニ ケーションシステ ム導入)	5件 (1件×5年)	20%	継続	学校教育課
配置校数 (校)	県費で通常学級概 ね7学級以上の小 中学校へ配置 小学校:22校、中 学校:15校	小学校:25校 中学校:16校 山間小規模小中併 設校:3校	84%	継続	学校教育課
配置校数 (校)	市内小中学校を5 ブロックに分け、 各ブロックに担当 弁護士を1人配置 小学校:28校、中 学校:19校	市内小中学校を5 ブロックに分け、 各ブロックに担当 弁護士を1人配置 小学校:28校、中 学校:19校	100%	継続	学校教育課
事業の実施	44	44運営委員会の全 てにおいて見守り 活動、あいさつ運 動の取組み	100%	継続	生涯学習課・中央公民館

2 教育

方針4 多様な遊びと学びの機会の保証

通番	事業名	事業概要
1	自立支援教員・中学校学力向上推進教員等配置事業	自立支援教員・中学校学力向上推進教員の支援を通して、子どもの社会的自立を目指す事業
2	トライやるエコスクール事業	特色ある学校づくりの一環として、地域の歴史・文化・自然等の活用による教育実践活動や環境教育の充実を図る事業
3	学校教育情報化推進事業	「GIGAスクール構想」におけるICT環境の整備充実を図る事業
4	授業用校用備品充実整備事業	学力の向上と豊かな心の育成を図るために、授業用備品等の充実を図る事業
5	夏休み・水の研究お助け隊	小学生の親子を対象として、飲料水の作られ方や家庭排水の処理・再生の仕方に関する学びの機会を提供する事業
6	まつもと広域ものづくりフェア	子どもたちにもものづくりや理工学への関心を持ってもらうために、松本市、塩尻市、安曇野市の行政や商工団体を中心とした実行委員会が、松本広域の次世代を担う人材育成を図る事業
7	ものづくり人材育成事業	若年層にもものづくりの楽しさを伝えるために、松本市ものづくり人材育成連絡会と連携し、小学校での木工教室や中学校の職場体験学習の情報誌作成等を行う事業
8	園児を対象とした参加型環境教育事業	園児の食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、保育園・幼稚園の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした参加型環境教育を実施する事業
9	小学校環境教育事業	子どもたちの食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、食品ロスをテーマとした環境教育を行い、家庭への波及効果を促す啓発事業
10	学都松本推進事業	学都松本の推進を図るために協議会を設置し、学都松本推進事業の開催や学習活動に取り組む仕組みづくりを進める事業
11	教育文化センター各種事業	サイエンス教室やICT・プログラミング関連講座、天文・プラネタリウム関連講座等を幅広い世代に実施する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
配置人員 (人)	自立支援教員：43人 学力向上推進教員：18人	自立支援教員：49人 学力向上推進教員：19人	90%	継続	学校教育課
実施率 (%、全50校)	100%	100%	100%	継続	学校教育課
一人一台端末等ICT機器の使用割合 (%)	(国調査実績)ほぼ毎日 小学校5年生：42.9% 中学校1、2年生：47.4%	ほぼ毎日 小学校：100% 中学校：100%	45%	継続	学校教育課
小学校整備費用 (千円)	73,281	現状維持	100%	継続	学校教育課
中学校整備費用 (千円)	52,973		100%		
参加者組数 (組)	21 (オンライン方式)	12 (対面方式)	—	継続 (開催方法をオンライン方式から対面方式に見直し)	下水道課
来場者数 (人)	2,200	2,500	88%	継続	商工課
木工教室実施回数 (回)	2	3	67%	継続	労政課
園児の意識変化の割合 (%)	62.2%	65%	96%	継続	環境・地域エネルギー課
実施小学校数 (校)	29	30	97%	継続	環境・地域エネルギー課
学都推進事業 参加者数 (人)	268	500	54%	継続 社会教育施設を利用するなど学都を実感する市民の増加を目標とする	教育政策課
参加人数 (人)	2,658	2,500	106%	継続	教育政策課

2 教育

通番	事業名	事業概要
12	多様なニーズに応じた学習機会の創出事業	オンライン講座、キャリア教育の充実、学び直しへの支援など、多様なニーズに応える学習機会の創出を通して、まちづくりに貢献する人材を育成していく事業
13	「学びの森いんふおめーしょん」発行	生涯学習に関するイベント情報や地域で活動する団体の情報等を生涯学習情報誌としてまとめ、年4回全戸配布する事業
14	生涯学習支援登録制度	市民の生涯学習活動を支援するために、専門分野の知識を持つ指導者や自発的に活動している団体・グループを登録し、その情報を市民に提供する事業
15	青少年ホーム事業	職業的スキルや人間力を育成するための各種講座やイベントなど、若者が主体的に社会貢献活動に取り組むプログラムを実施する事業
16	南部老人福祉センター管理運営事業	教養の向上、レクリエーション、健康増進のために、各種教養講座やプラチナ大学等を地域の高齢者を対象に実施する事業
17	交通安全教室事業（高齢者向け）	地区高齢者クラブ等を対象とした交通安全教室や啓発活動を行う事業
18	プラネタリウム・天文関連事業	プラネタリウムの投映や市民参加型の講座、天体観測ドーム等を活用した天体観測会等を実施する事業
19	出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」	市民の学習機会の充実を図るとともに、市民と職員が対話を通じて相互理解を深め「市民が主役」の市政の推進と市民の生涯学習によるいいまちづくりを目指す事業
20	市内遺跡発掘報告会	遺跡発掘の成果に関する報告会や現地説明会等を開催し、市民の埋蔵文化財に対する理解と関心を高める事業
21	学校の魅力化を推進する取組み	多様な学びの在り方の検討を通して、地域の物的・人的資源や特性を生かした魅力ある学校づくりを推進していく取組み 先進的な学校変革の取組みを支援するリーディングスクールMatsumotoサポート事業や、特色ある学校への区域外通学を可能とする小規模特認校制及び松本デュアルスクールを実施
22	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」運営事業	様々な事情で学校に通うことができない子どもや悩みを抱えている子どものための居場所を提供し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、生活支援・学習支援・保護者支援を行う事業
23	学都松本寺子屋事業	子どもたちの学習習慣の定着や基礎学力及び自己肯定感の向上を図るため、学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供し、地域の大人が子どもたちを支える仕組みを整えるもの。

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
実施公民館数 (館)	35	35	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
発行部数 (部)	56,000	56,000	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
指導者数 (人)	139	187	74%	継続	生涯学習課・中央公民館
青少年ホーム事業 参加人数 (人)	1,062	1,700	62%	継続	生涯学習課・中央公民館
延べ利用者数 (人)	11,664	24,000	49%	継続	高齢福祉課
開催回数 (回)	58	103	56%	継続	自転車推進課
プラネタリウム観覧者及び関連 事業参加者数 (人)	12,432	12,500	99%	継続	教育政策課
天体観測室利用者数 (人)	501	500	100%	継続	教育政策課
開催回数 (回)	380	430	88%	継続	生涯学習課・中央公民館
動画視聴回数 (人)	3,799	2,100	181%	継続 (会場での報告会開催と、動画配 信を実施)	文化財課
リーディングスクール実践校 (校)	0	16	0%	継続	教育政策課
制度による区域外就学者数 (人)	16	25	64%		
居場所利用者数 (人)	2,836	2,000	100%	継続 (引き続き、不登校状態にある市 内の小中学校を対象都市、居場所 の提供、学習のサポートや相談業 務を実施する。)	こども育成課
実施団体数	8	25	32%	拡大	教育政策課

2 教育

方針5 子ども関係施設等の整備・充実

通番	事業名	事業概要
1	青少年の居場所づくり事業	放課後や休日に気軽に立ち寄り仲間と一緒にスポーツをしたり、交流の輪を広げたりすることができる場や機会を保障する事業
2	小中学校新・増・改築事業	教室不足対応や校舎・体育館の老朽化対応等のために、施設の新・増・改築を行う事業
3	小中学校プール整備事業	老朽化が著しいプールの改築・改修や民間水泳プールの活用による教育環境の改善や施設耐久性の確保を図る事業
4	小中学校長寿命化改良事業	構造体の耐久化とインフラ設備の更新、多様な学習内容に応じた環境整備を行う事業
5	小中学校トイレ改修事業	児童生徒の生活環境の改善を図るために、トイレの洋式化・乾式化等の整備を図るとともに、バリアフリーに対応した多目的トイレの増築・改修を行う事業
6	放課後子ども教室	小学校の余裕教室や校庭等を利用し、地域住民の参加を通して放課後の子どもの居場所を確保する事業
7	児童館・児童センター整備事業	地域の児童の遊びの拠点や放課後児童健全育成事業の実施場所を整備する事業
8	児童館管理運営事業	市内26児童館・児童センターで、18歳までの子どもに健全な遊びの場を提供することを目的として、留守家庭児童対策である「放課後児童健全育成事業」や未就園児とその保護者のための「つどいの広場事業」を実施する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
利用者数 (人)	1,173	6,000	20%	継続 (青少年の実情を踏まえ、継続実施に加え拡充を検討したい。)	こども育成課
対象校 (校)	0	0	—	継続	学校教育課
改築率% (校/校)	1	68.2% (30/44)	61% (27/44)	継続	学校教育課
改修率 (校/校)	0	9.5% (2/21)	0% (0/21)	継続	学校教育課
改修率 (校/校)	12	100% (27/27)	52% (14/27)	継続	学校教育課
延べ利用児童数 (人)	3,515	6,000	58.58%	継続 (支援員の確保ができず、H30年度以降2校で休止となっているため、再開または、他小学校区での実施について、松本市放課後子ども総合プランに基づき検討していく。)	こども育成課
改築が必要な 木造施設数 (館)	3	3	100%	継続 (個別施設計画、松本市公共施設再録計画に基づき、他の公共施設の統合等を含めて整備計画を検討する。)	こども育成課
年間延べ利用者数 (人)	377,587	400,000	94%	継続	こども育成課

3 人権共生

方針1 子どもの権利保障と環境づくりの推進

通番	事業名	事業概要
1	子どもの権利啓発事業	子どもの権利条例の基本理念に基づき、子どもに関わる全ての大人が連携し、協働して、全ての子どもにやさしいまちづくりを進めるために、子どもだけでなく、子どもに関わる大人も含め、市民全体に、子どもの権利に対する理解が広がるよう、積極的に普及・啓発に取り組む事業
2	子どもの権利相談室「こころの鈴」運営事業	子どもの権利擁護に必要な支援を行うために、子どもの権利相談室「こころの鈴」が子どもの悩みや苦しみを受け止め、共に解決していくことを目指す事業
3	まちかど保健室運営事業	心や体、性に不安を抱える中高生や保護者などが気軽に相談できる場所としてまちかど保健室を運用し、青少年支援の充実を図る事業
4	青少年相談窓口設置事業	青少年の様々な問題（不登校、いじめ、非行等）で悩む保護者や子どもを対象に、相談員による電話・面接を行う事業
5	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」運営事業	様々な事情で学校に通うことができない子どもや悩みを抱えている子どものための居場所を提供し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、生活支援・学習支援・保護者支援を行う事業
6	多文化共生プラザ運営事業	多文化共生による地域づくり拠点である「松本市多文化プラザ」を運営し、地域住民に対する啓発や外国人住民の自立や交流を図る事業

方針2 互いを認め合い学び合う教育の推進

通番	事業名	事業概要
1	女性センター事業	男女共同参画社会の形成のための啓発、女性の能力の開発や就業支援等を実施する事業
2	トライあい・松本事業	女性労働者等の生活の向上や、福祉の増進を図るために、各種の相談・指導・講習等を実施する事業
3	企業人権啓発推進事業	企業における人権啓発推進リーダーを育成していくために、人権テーマの専門講師による研修会を実施する事業
4	多文化共生プラザ運営事業	多文化共生による地域づくり拠点である「松本市多文化共生プラザ」を運営し、地域住民に対する啓発や外国人住民の自立や交流を図る事業
5	メディアリテラシー教育事業	市内小中学校の児童生徒及び保護者を対象に、インターネット・スマートフォン等の適切な使い方やルールづくりについて学ぶ講座を開催する事業
6	メディアリテラシーのための教育の取組み	デジタル格差解消の一環として、メディアリテラシー講座等を実施する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
パンフレット等配布回数 (回)	2	2	100%	継続 (少々気から大人(保護者)まで、段階に応じた子どもの権利の周知・啓発に努める。)	こども育成課
こころの鈴通信発行回数 (回)	4	4	100%	継続 (通信発行以外にも効果的な周知に努め、研修等により相談員の質向上を図る。)	こども育成課
広報回数 (回)	0	12	0%	継続	こども育成課
広報まつもと等での周知 (回)	0	12	0%	継続	こども育成課
居場所利用者数 (人)	2,836	2,000	100%	継続 (引き続き、不登校状態にある市内の小中学校を対象都市、居場所の提供、学習のサポートや相談業務を実施する。)	こども育成課
利用件数 (件)	1,573	8,650	79%	継続	人権共生課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
講座数 (講座)	19	24	79%	継続	人権共生課
講座数 (講座)	20	20	100%	継続	人権共生課
参加者数 (人)	100	100	128%	継続	人権共生課
利用件数 (件)	1,573	8,650	79%	継続	人権共生課
小学校講座実施校数(校)	21	26	80%	継続	こども育成課
実施公民館数 (館)	19	35	54%	継続	生涯学習課・中央公民館

3 人権共生

通番	事業名	事業概要
7	日本語を母語としない児童生徒支援事業 (松本市子ども日本語教育センター)	日本語を母語としない児童生徒に対する支援を行っていくために、田川小学校内に松本市子ども日本語教育センターを設置し、日本語教育に関する相談業務、コーディネート業務、日本語教育支援員等による学校派遣授業を実施する事業

方針3 特別支援教育の充実

通番	事業名	事業概要
1	特別支援教育支援員配置事業	小中学校に在籍する障がいのある子どもに対する支援を行っていくために、「特別支援教育支援員」を配置し、特別支援教育の充実を図る事業
2	日本語を母語としない児童生徒支援事業 (松本市子ども日本語教育センター)	日本語を母語としない児童生徒に対する支援を行っていくために、田川小学校内に松本市子ども日本語教育センターを設置し、日本語教育に関する相談業務、コーディネート業務、日本語教育支援員等による学校派遣授業を実施する事業
3	教職員の研修	松本市独自の研修の内容と方法で、教職員の研修を行う他、「教科等研究推進教員」を市独自に委嘱し、日常の授業や指導に役立てる研修、「子どもと教職員の温かな接点づくり」を目指した研修を行う事業
4	あるぶキッズ支援事業	発達障がいと診断された子ども等と保護者に対する相談事業、園や学校への巡回支援、あるぶキッズサポート手帳の配付等の支援を行う事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
支援を必要とする児童生徒への 日本語教育の実施率 (%)	100%	100%	100%	継続	学校教育課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
配置人員 (人)	79	80	98%	継続	学校教育課
支援を必要とする児童生徒への 日本語教育の実施率 (%)	100%	100%	100%	継続	学校教育課
松本市独自の教職員研修 (実施講座数)	35	85	41%	拡大	教育政策課 学校教育課
遊びの教室参加者の満足度 (%)	98%	100%	98%	継続	こども福祉課

4 社会教育

方針1 社会教育活動の充実

通番	事業名	事業概要
1	教育文化センター各種事業	サイエンス教室やICT・プログラミング関連講座、天文・プラネタリウム関連講座等を幅広い世代に実施する事業
2	多様なニーズに応じた学習機会の創出（再掲）	オンライン講座やキャリア教育の充実、学び直しへの支援など、多様なニーズに応える学習機会を創出し、まちづくりに貢献する人材の育成につなげる事業
3	地域課題学習等による地域づくりの推進	地域課題の解決や地域づくり人材の育成を推進するために、公民館を中心に地域づくり学習会などを実施する事業
4	大学・専門学校等との連携	地域課題の解決や地域づくり人材の育成を推進するために、大学との共同研究等を進めるとともに、各種専門学校の専門性を人材育成に活用するため、補助金交付等を行う事業
5	公民館報の発行	隔月で年間6回、公民館活動の実施状況、お知らせ等の情報を提供する事業
6	公民館運営審議会の運営	総合的な地域づくり拠点としての公民館の在り方など、公民館運営・機能等に関する審議を行う事業
7	公民館委員会活動の充実	地区公民館活動の推進を図るために、公民館委員会の活動を充実させ、市民の事業参画を図る事業
8	未来へつなぐ私たちのまちづくりの集いの開催（公民館研究会・地域づくり市民活動研究会合同開催）	地域住民、市民活動団体、職員が一堂に会して、公民館活動の検証や地域課題等について学び合い、お互いの理解を深めることで、松本らしい地域づくりを推進していく事業
9	メディアリテラシー教育事業	市内小中学校の児童生徒及び保護者を対象に、インターネット・スマートフォン等の適切な使い方やルールづくりについて学ぶ講座を開催する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
参加人数 (人)	2,658	2,500	106%	継続	教育政策課
実施公民館数 (館)	10	35	29%	継続	生涯学習課・中央公民館
実施公民館数 (館)	35	35	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
社会教育実習等の受入れ (人)	5	7	71%	継続	生涯学習課・中央公民館
発行状況	全戸配布	全戸配布	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
開催回数 (回)	0	4	0%	継続	生涯学習課・中央公民館
延べ参加人数 (人)	0	80	0%		
実施公民館数 (館)	35	35	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
参加人数 (人)	430	400	108%	継続	地域づくり課 生涯学習課・中央公民館
小学校講座実施校数 (校)	21	26	80%	継続	こども育成課

4 社会教育

通番	事業名	事業概要
10	町内公民館業務の振興	町内公民館活動の充実を図るために、委託料を支出する事業
11	町内公民館と地区公民館の連携強化	町会や地区の抱える課題を掘り下げ、方策を議論する意見交換や研修、相談業務等の充実を図る事業

方針2 リカレント教育の充実

通番	事業名	事業概要
1	思春期の子どもたちと向き合うための講座	成人への移行期間として、身体的・精神的・社会的に成長していく思春期の子どもたちに対する大人の関わり方を学ぶ講座を実施する事業
2	青少年ホーム事業（再掲）	職業的スキルや人間力を育成するための各種講座やイベントなど、若者が主体的に社会貢献活動に取り組むプログラムを実施する事業
3	展覧会開催事業	松本の自然や歴史文化に対する市民の関心を高め、人の交流・観光に資するための、資料の収集・調査研究からなる企画展・特別展を開催する事業
4	学都松本・博物館関連事業	ボランティアや市民との協働連携事業、学校連携事業、講座の開催、研究報告書作成等を行う事業
5	女性センター事業	男女共同参画社会の実現のために、啓発や女性の能力開発・就業支援等を実施する事業
6	トライあい・松本事業	女性労働者等の生活の向上や福祉の増進を図るために、各種の相談・指導・講習等を実施する事業
7	図書館ビジネス支援	仕事や起業・創業活動に必要な利用者の判断を支援するための資料や情報を提供する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
委託料 (実施率)	95%	100%	95%	継続 (世帯数に応じて対応)	生涯学習課・中央公民館
1～ 200世帯：30,000円 (実施率)	95%	100%	95%		
201 ～ 400世帯：31,000円 (実施率)	95%	100%	95%		
401世帯～：32,000円 (実施率)	100%	100%	100%		
実施公民館数 (館)	35	全35館	100%	さらなる充実	生涯学習課・中央公民館

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
延べ参加人数 (人)	-	120	0%	開催曜日等を変更して実施してみたが、参加者数が少ないため、子ども向けの講座や相談窓口の開設を継続し、大人向けの講座については、検討していく。	こども育成課
青少年ホーム事業 参加人数 (人)	1,062	1,700	62%	継続	生涯学習課・中央公民館
企画展数 (本)	8	5	160%	継続	博物館
開催回数 (回)	16	6	260%	市民と協働で博物館活動を行うための市民学芸員養成講座を開催する。	博物館
講座数 (講座)	19	24	79%	継続	人権共生課
講座数 (講座)	20	20	100%	継続	人権共生課
ビジネス支援に関する企画・展示 (回)	0	年4回以上	0%	拡大	中央図書館

4 社会教育

方針3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実

通番	事業名	事業概要
1	図書館資料整備事業	より新しい情報や市民の求める資料等を的確かつ迅速に提供できるように資料整備を行う事業
2	レファレンス（調査相談）対応	利用者の求める資料や情報を提供するために窓口相談体制を整備し、調査研究や課題解決のための支援を行う事業
3	図書館資料の貸出	図書館ネットワークにより、市内の図書館全11館の資料をどこの図書館でも貸出・返却できるように、所蔵していない資料については他の図書館等からの相互貸借により提供できるようにする事業
4	インターネット利用サービス	インターネットによる蔵書検索や資料予約ができる他、貸出状況が確認できるサービス等を行う事業
5	オンラインデータベース提供サービス	中央図書館にインターネットが利用できるパソコンを設置し、新聞記事等のデータベースを図書館で利用できるようにする事業
6	大学図書館との連携	地域の大学図書館と連携して、利用者サービスの拡大を図る事業
7	公民館図書室との連携	公民館図書室（奈川、四賀公民館など）と連携し、図書館からの貸出資料を公民館図書室で返却できるようにするなど、利用者サービスの向上を図る事業
8	団体貸出	地区公民館や市の施設等に図書館資料の団体貸出を行い、身近な地域で図書館資料が利用できるようにする事業
9	障がい者サービス	図書館利用に支障がある方に、本の宅配サービスや朗読サービス、デージー図書郵送貸出を行う事業
10	ブックスタート事業	乳児を持つ親が読み聞かせながら楽しいひとときをもってもらうことを目的として、10カ月乳幼児健診時に絵本と絵本リストを贈る事業
11	セカンドブック事業	親子で絵本を楽しむ時間を通して子どもの心と言葉を豊かにしていくことを目的として、3歳児健診時に絵本と絵本リストを贈る事業
12	おはなし会の開催	中央図書館や各分館で、子どもの年齢に応じた絵本や紙芝居などによる「おはなし会」を定期的で開催し、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介する事業
13	講演会・講座等の開催	親しみやすい図書館となるように、各種講座、講演会、図書館コンサート、図書館まつり等を開催する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
市民一人当り蔵書数 (冊)	5.6	5.7	98%	継続	中央図書館
相談件数 (件)	9,215	10,700	86%	拡大	中央図書館
貸出冊数 (冊)	1,524,000	1,625,000	94%	拡大	中央図書館
インターネットによる予約件数 (件)	211,859	223,090	95%	継続	中央図書館
データベース (種類)	8	10	80%	拡大	中央図書館
—	・信州大学医学部 附属病院患者図書 室との連携 ・信州大学付属図 書館との連携	1校増	—	拡大	中央図書館
連携する公民館数 (館)	2	3	67%	拡大	中央図書館
貸出団体数 (団体)	52	52	100%	団体図書のあり方を検討中のため 現状維持	中央図書館
宅配利用者数 (人)	57	70	81%	拡大	中央図書館
配本数 (冊)	1,633	該当者のみへの配 布のため、継続実 施	—	継続	中央図書館
配本数 (冊)	1,652	該当者のみへの配 布のため、継続実 施	—	継続	中央図書館
実施回数 (回)	175	215	81%	継続	中央図書館
実施回数 (回)	43	51	84%	継続	中央図書館

4 社会教育

通番	事業名	事業概要
14	貴重資料保存活用事業	中央図書館が所蔵する「山岳文庫」を始めとする貴重資料を市民に周知するとともに保存活用を行う事業
15	地域資料の充実	地域住民の生活と密着した知識や情報を提供し、調査研究を支え支援するための地域資料を収集する事業
16	図書館施設の維持管理	利用者が安全で快適に図書館を利用できるように、施設の整備改修を計画的に行い、より利用しやすくする事業

方針4 平和祈念事業の推進

通番	事業名	事業概要
1	広島平和記念式典参加事業	松本市平和都市宣言の願いを踏まえて、松本市内の中学校代表が、原子爆弾による被爆地広島を訪れ、平和記念式典に参加するとともに、被爆体験者の講話や平和記念資料館等の見学を通して、戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさ、平和の尊さを実感し、平和意識の高揚を図る事業
2	親子平和教室	市内小学校高学年から中学生の親子を対象に、松本市の戦争の歴史を学ぶこと等を通じて「平和の大切さ」や「命の尊さ」を親子で考え、平和の連鎖を広げる事業
3	松本ユース平和ネットワーク	10代後半～20代を対象に、学習や発信活動を通じて平和に対する知識を深め、松本から世界へ平和を発信できる人材を育成する事業

方針5 社会教育関係施設等の整備・充実

通番	事業名	事業概要
1	図書館施設の維持管理	利用者が図書館を安全で快適に利用できるように、施設の整備改修を計画的に行う事業
2	町内公民館整備補助事業	住民自治を促進する町内公民館に対して、建設・改修補助金を交付する事業
3	重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業	重要文化財旧松本高等学校の耐震基礎診断や保存活用計画に基づく耐震補強工事を行う事業

--	--	--	--	--	--

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
貴重資料の保存活用	・山岳文庫 8,754 冊	・山岳文庫 8,994 冊 ・松本藩関係の和 漢籍燻蒸処理の完 了	97%	継続	中央図書館
地域資料数 (冊)	52,511	56,711	93%	継続	中央図書館
—	—	計画的な施設改修	—	継続 中央図書館は長寿命化改修工事に むけて事業を拡大	中央図書館

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
参加者数 (人)	19	23	83%	継続	平和推進課
参加者数 (組)	7	10	70%	継続	行政管理課
参加メンバー数 (人)	6	10	60%	継続	平和推進課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
—	—	計画的な施設改修	—	継続 中央図書館は長寿命化改修工事に むけて事業を拡大	中央図書館
新築 (件)	0	町会からの申請に 対し助成	0%	継続	生涯学習課・中央公民館
増・改築 (件)	1		100%		
改修 (件)	97		100%		
耐震化事業進捗状況金額ベース (%)	82%	100%	82%	継続 (耐震工事完了R5予定)	生涯学習課・中央公民館

4 社会教育

通番	事業名	事業概要
4	公園整備事業	市民の潤い・やすらぎ・ふれあいの場、災害時の避難場所としての役割を果たすために、緑の基本計画に基づき、景観や地域の特性、住民の要望に配慮しながら、総合的・体系的な公園整備を図る事業
5	教育文化センター整備事業	新たな施設を、不思議を探り、持続可能な未来を切り拓く、子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「学都ラボ」として再整備をする事業
6	基幹博物館整備事業	松本まるごと博物館構想の拠点となる基幹博物館について、基本構想・計画に基づき、松本城周辺整備計画等と整合を図りながら整備を進める事業



指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
1人当り公園面積 (㎡)	14.67	20	73.35%	継続	公園緑地課
-	基本計画を見直し、施設整備の方向性を定めた	工事着工	—	継続	教育政策課
整備等の状況	建築工事完了 展示製作業務完了	整備事業の完了	—	令和5年度秋に開館 令和6年度に工損補償完了	博物館

5 自然

方針1 環境教育活動の推進

通番	事業名	事業概要
1	食品ロス削減事業	ごみの減量と食育の推進の観点から、年中児対象の親子歯科教室や出前講座等で、食品ロス削減啓発用パンフレットを配布し、食品ロス削減に向けた主体的な取組みを促進する事業
2	エコスクール事業	市民が地域の環境資源に関する知識を深めながら、環境意識の向上を図るために、自然観察会等の体験型環境学習の機会を提供する事業
3	地区公民館環境講座	子ども世代から大人世代までの全ての世代を対象に、市民団体等と連携しながら、地域の身近な問題から地球規模の問題までを主体的に学ぶ機会を提供する事業
4	環境教育支援事業	環境分野の専門性を持つ企業・団体等が講師となる「環境学習プログラム」の情報提供を通して、小中学校等における環境教育を支援する事業
5	トライやるエコスクール事業	子どもたちのアイデアを取り入れながら、地域の自然・歴史・文化等の特色ある地域資源を活用し、学校ぐるみで取り組む教育実践を支援する事業
6	園児を対象とした参加型環境教育事業	園児の食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、保育園・幼稚園の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした参加型環境教育を実施する事業
7	小学校環境教育事業	子どもたちの食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、食品ロスをテーマとした環境教育を行い、家庭への波及効果を狙う事業



指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
パンフレット配布数 (部)	2,000	5,000	40%	継続	環境・地域エネルギー課
講座参加人数 (人)	225	330	68%	継続	環境・地域エネルギー課
実施公民館数 (館)	35	35	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
事業実施数 (回)	43	45	96%	継続	環境・地域エネルギー課
実施率 (%、全50校)	100%	100%	100%	継続	学校教育課
園児の意識変化の割合 (%)	62.2%	65%	96%	継続	環境・地域エネルギー課
実施小学校数 (校)	29	30	97%	継続	環境・地域エネルギー課

6 食

方針1 学校給食の充実

通番	事業名	事業概要
1	学校給食における食育・地産地消	学校給食における新鮮で安全・安心な地元食材の使用を通じた食文化や環境に関する学びや、栄養教諭による学校訪問等により、子どもたちが生涯を通じて健やかに過ごせる心と体を育む取組みを推進するもの
2	食物アレルギー対応食提供事業	「食物アレルギー対応マニュアル」等に沿って、対象児童生徒に安全なきめ細かい対応食を提供し、食育における機会の均等化を図るとともに、医師と連携した食体験を広げる対応食解除の取組みを実施する事業
3	安全・安心な学校給食の提供	給食センター職員の食中毒や感染症罹患等により給食を提供できないことのないようリスク管理を行うとともに、徹底した衛生管理の下、安全・安心で美味しい学校給食を提供するもの
4	子ども・若者農業体験支援事業	農業体験や加工体験を通して、地域の農業、伝統文化、バランスの取れた食事の重要性を理解してもらい、地産地消を推進する事業
5	学校給食センター再整備事業	成長期の児童生徒に栄養バランスのとれた美味しい給食を提供するとともに、安全・安心に加え、安定したセンター運営を行うために学校給食センターの再整備を行う事業
6	生活習慣病予防の取組み	栄養教諭による学校訪問等の食習慣に関する指導や、食育だよりによる周知などにより、生活習慣病を知り、予防する取組みを推進するもの

方針2 食育の推進

通番	事業名	事業概要
1	学校給食における地産地消を通じた食育	学校給食における新鮮で安全・安心な地元食材の使用を通して食文化や環境に関する学びや、栄養教諭による学校訪問等により、子どもたちが生涯を通じて健やかに過ごせる心と体を育む取組みを推進するもの
2	1日2食は3皿食べよう～1・2・3でバランスごはん～	1日のうち2食以上で主食・主菜・副菜の3つのお皿を揃えて食べることにより、子どもの頃から望ましい食事バランスや量を学んでいくことを推進するもの



指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
主要野菜15品目の長野県産食材使用率(重量ベース)	29.5%	30.0%	98.3%	継続	学校給食課
小学校学校訪問数(校)	25	25	100%		
中学校学校訪問数(校)	16	16	100%		
提供児童生徒数(人)	169	継続	—	継続 (対応食解除への取組みとともに)	学校給食課
感染症等により、給食を提供できなかった日数	1	0	—	継続	学校給食課
農業体験した子ども・若者数(延べ人数)	7,539人	8,100人	93%	継続	農政課
再整備基本方針のスケジュール(案)に基づいた整備箇所数(か所)	0	0	—	継続 (令和9年度に1箇所目の新センター稼働を目指します)	学校給食課
—	「1学校給食における食育・地産地消」で実施	—	—	統合 食育推進における具体的な取組みの一つとして取り扱う。	学校給食課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
主要野菜15品目の長野県産食材使用率(重量ベース)	29.5%	30.0%	98.3%	継続	学校給食課
小学校学校訪問数(校)	25	25	100%		
中学校学校訪問数(校)	16	16	100%		
乳幼児健診の該当者への情報提供割合(%)	100%	100%	100%	継続	健康づくり課

6 食

通番	事業名	事業概要
3	おいしく食べよう具だくさんみそ汁運動	具だくさんのみそ汁にすることで主菜と副菜を一杯で揃えられることを学び、子どもの頃からバランスの良い食習慣の定着を図ることを推進するもの。特に、1歳6か月健診で保護者に対して情報提供し、生活に取り入れられるよう周知する。
4	よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～	子どもの頃からよくかんでおいしく食べるための指導を通じて、将来の生活習慣病予防や口腔状態の保持・増進につなげることを推進するもの。特に、3歳児健診で保護者に対して情報提供し、生活に取り入れられるよう周知する。
5	おそとで「残さず食べよう！30・10運動」	外食時の食べ残しによる食品ロスを減らすために、乾杯後、最初の30分間とお開き前10分間は自席で料理を楽しむ“おそとで”「残さず食べよう！30・10運動」を推進する運動
6	おうちで「残さず食べよう！30・10運動」	家庭から発生する食品ロスを減らすため、毎月10日は「もったいないクッキングデー」、毎月30日は「冷蔵庫クリーンアップデー」として、“おうちで”「残さず食べよう！30・10運動」を推進する運動
7	子ども・若者農業体験事業	農業体験や加工体験を通して、地域の農業、伝統文化、バランスの取れた食事の重要性を理解してもらい、地産地消を推進する事業
8	園児を対象とした参加型環境教育事業	園児の食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、保育園・幼稚園の年長児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした参加型環境教育を実施する事業
9	小学校環境教育事業	子どもたちの食べ物に対する「もったいない」意識など、環境意識の醸成を図るために、食品ロスをテーマとした環境教育を行い、家庭への波及効果を狙う事業
10	健康づくり学習の推進事業	生活習慣病の予防や健康管理等に関する専門知識を学ぶ講座を開催する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
1歳6か月健診での周知率 (%)	92%	100%	92%	継続	健康づくり課
3歳児に対する周知率 (%)	91%	100%	91%	継続	健康づくり課
「残さず食べよう！」推進店・事業所認定数	376	391	96%	継続	環境・地域エネルギー課
おうちで「残さず食べよう！30・10運動」を認知し、実践する人の割合 (%)	22%	35%	63%	継続	環境・地域エネルギー課
農業体験した子ども・若者数 (延べ人数)	7,539人	8,100人	93%	継続	農政課
園児の意識変化の割合 (%)	62.2%	65%	96%	継続	環境・地域エネルギー課
実施小学校数 (校)	29	30	97%	継続	環境・地域エネルギー課
実施公民館数 (館)	35	35	100%	継続	生涯学習課・中央公民館

7 スポーツ

方針1 市民皆スポーツの推進

通番	事業名	事業概要
1	健康づくり学習の推進事業（再掲）	生活習慣病の予防や健康管理等に関する専門知識を学ぶ講座を開催する事業
2	学校体育施設開放事業	地域住民の体育・スポーツ活動の場として、学校体育施設を登録団体に計画的に開放する事業
3	各種スポーツ大会の開催	生涯体育の観点から、地区体育協会と連携を図りながら、各種スポーツ大会を開催する事業
4	パラスポーツ普及啓発事業	誰もがスポーツに関心を持ち、生涯スポーツ・パラスポーツを通じた共生社会の実現の一助とする事業
5	スポーツ推進委員事業	スポーツに深い理解と熱意のある方をスポーツ推進委員として委嘱し、地域スポーツに関する指導・助言や実技指導を行う事業
6	競技会・大会開催補助事業	競技スポーツの振興と充実を図るために、市内で開催されるブロック大会以上の競技大会に対して、開催補助金を交付する事業
7	大会出場祝金の交付事業	スポーツの振興を図るために、ブロック大会以上の各種競技会に出場する市民に対して、祝い金を交付する事業

方針2 スポーツの魅力の発信

通番	事業名	事業概要
1	パラスポーツ普及啓発事業	誰もがスポーツに関心を持ち、生涯スポーツ・パラスポーツを通じた共生社会の実現の一助とする事業
2	姉妹都市親善スポーツ交歓大会の開催	姉妹都市提携を記念して、市民相互の親睦とスポーツ交流により親交を深めるために、スポーツ交歓大会を開催する事業
3	都市間交流事業	文化・観光交流協定に基づく文化・観光交流の一環として、スポーツ交流事業を実施する事業
4	プロスポーツ賑わい創出事業	プロスポーツを応援・観戦することにより、「みる」スポーツの機会を創出する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
実施公民館数 (館)	35	35	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
登録団体数 (団体)	345	継続	—	利用状況を見ながら団体数を維持	スポーツ事業推進課
実施地区数 (地区)	29	35	83%	継続	スポーツ事業推進課
参加人数 (人)	642	800	80%	パラスポーツの普及啓発のため、 より多くの市民に認知、参加して いただくよう取組を継続、拡大し ていく必要あり	スポーツ事業推進課
委員数 (人)	90	90	100%	継続	スポーツ事業推進課
大会数 (件)	9	継続	—	競技スポーツの振興と充実を図る ため事業継続	スポーツ事業推進課
交付人数 (人)	1,302	継続	—	スポーツの振興を図るため事業を 継続	スポーツ事業推進課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
ホームページ閲覧数 (回)	1,946	7,400	26%	継続	スポーツ事業推進課
参加人数 (人)	89	継続	—	今後も交歓大会を継続	スポーツ事業推進課
参加人数 (人)	115	継続	—	今後も都市間スポーツ交流を継続	スポーツ事業推進課
松本山雅FCパブリックビューイ ング開催時における市民観戦者 数	なし	廃止	0%	事務事業の見直しにより廃止	商工課

7 スポーツ

通番	事業名	事業概要
5	松本マラソンの開催	大規模スポーツイベントの開催を通じて、ボランティアが大会を支えて生まれる一体感ややりがいを広く発信し（「支える」スポーツ）、スポーツへの関心を高めることで地域活性化や交流促進につなげていくとともに、「するスポーツ」の機会の創出を通して、健康づくりへの意識を高めスポーツの魅力を伝える事業
6	女子野球タウン推進事業	女子野球タウン認定を契機に、本市、全日本女子野球連盟、スポーツ団体等が連携、協力しながら女子野球の普及・振興をはじめ、女子野球を活用した女性スポーツの推進及びジェンダー平等の実現を目指し、地域活性化を図るもの

方針3 スポーツ団体・リーダー育成の推進

通番	事業名	事業概要
1	スポーツ団体に対する団体補助事業	スポーツ団体との連携を図るために団体運営補助金を交付し、生涯にわたって健康で生きいきと暮らせる市民皆スポーツのまちづくりを進める事業
2	競技大会実行委員会に対する支援事業	競技スポーツの振興と充実を図るために、実行委員会に対する大会運営の財政的支援を行い、市民皆スポーツのまちづくりを進める事業
3	プロスポーツ地域交流活動促進事業	プロスポーツ選手が市内中学校部活動を指導し、「子どものスポーツ活動の推進」を図る事業 ※3年で市内中学校を1巡（R3～5）
4	部活動指導員配置事業	教職員の負担軽減と中学生の部活動環境の充実のために部活動指導員や地域アスリート、学生アスリートを配置する事業
5	中学校部活動地域移行	休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの国の「部活動改革推進期間」に合わせ、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ団体及びプロスポーツとの連携や活用等により、地域における受け皿の整備や指導者の質及び量の確保等によるスポーツ環境の整備を進めていくもの

方針4 スポーツ施設等の環境整備

通番	事業名	事業概要
1	スポーツ施設整備改修事業	誰もが生涯にわたって身近な場所で、手軽にスポーツに親しむことができ、いつでも、どこでも体力づくりや健康づくりに参加できるための施設整備を計画的に進める事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
ボランティア人数 (人)	1,792	2,000	90%	継続	スポーツ事業推進課
松本市の女子野球人口 (人)	76	90	84%	継続	スポーツ事業推進課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
交付団体数 (団体)	74	継続	—	生涯スポーツの推進を図るためスポーツ団体への補助事業を継続	スポーツ事業推進課
支援団体数 (団体)	1	継続	—	競技スポーツの振興を図るため大会実行委員会への財政支援を継続	スポーツ事業推進課
満足度 (5段階評価)	4.8	—	—	R5で事業終了	スポーツ事業推進課
配置校数 (校)	8	18	44%	継続	学校教育課
公認スポーツ指導者資格取得補助金交付件数 (件)	—	31	—	指導者の確保が課題となることから今後も継続した支援が必要	スポーツ事業推進課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
施設、設備の更新改修	5施設に係る事業	計画的に実施	100%	継続	スポーツ施設整備課

8 地域

方針1 放課後の子どもの居場所づくりの推進

通番	事業名	事業概要
1	放課後子ども教室	小学校の余裕教室や校庭等を利用し、地域住民の参加を通して放課後の子どもの居場所を確保する事業
2	児童館・児童センター整備事業	地域の児童の遊びの拠点や放課後児童健全育成事業の実施場所を整備する事業
3	児童館管理運営事業	市内26児童館・児童センターで、18歳までの子どもに健全な遊びの場を提供することを目的として、留守家庭児童対策である「放課後児童健全育成事業」や未就園児とその保護者のための「つどいの広場事業」を実施する事業
4	青少年の居場所づくり事業	放課後や休日に気軽に立ち寄り仲間と一緒にスポーツをしたり、交流の輪を広げることができる場や機会を保障する事業

方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

通番	事業名	事業概要
1	まつもと子どもスマイル運動	地域や家庭において大人が積極的に子どもと関わりを持ち、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指し、「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身に付けた大人が、子どもの登下校時の見守りや、声かけ・あいさつ等を行う事業
2	松本版コミュニティスクール事業（再掲）	「松本版コミュニティスクール」の仕組みを活用し、地域・保護者・学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進する事業
3	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」運営事業	様々な事情で学校に通うことができない子どもや悩みを抱えている子どものための居場所を提供し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、生活支援・学習支援・保護者支援を行う事業
4	青少年育成センター運営事業	青少年の健全育成と非行防止のために、市街地や地域での街頭補導・環境浄化等を行ったり、隔月1回発行する「育成センターだより」を通じた広報活動を行う事業
5	地区の皆さん等と語る会	市民ニーズや新たな取組みを始めた学校・家庭・地域の意見を教育施策に反映させるために、教育委員が市民や児童生徒等と様々な教育課題について意見交換することを通して、地域に密着した教育行政の推進を図る事業（R4年度は新型コロナにより休止）
6	学校の魅力化を推進する取組み	多様な学びの在り方の検討を通して、地域の物的・人的資源や特性を生かした魅力ある学校づくりを推進していく取組み 先進的な学校変革の取組みを支援するリーディングスクールMatsumotoサポート事業や、特色ある学校への区域外通学を可能とする小規模特認校制及び松本デュアルスクールを実施

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
延べ利用児童数 (人)	3,515	6,000	59%	継続 (支援員の確保ができず、H30年度以降2校で休止となっているため、再開または、他小学校区での実施について、松本市放課後子ども総合プランに基づき検討していく)	こども育成課
改築が必要な木造施設数 (館)	3	3	100%	継続 (個別施設計画、松本市公共施設再配置計画に基づき、他の公共施設の統合等を含めて整備計画を検討する。)	こども育成課
年間延べ利用者数 (人)	377,587	—	—	継続	こども育成課
利用者数 (人)	1,173	6,000	20%	継続 (青少年の実情を踏まえ、継続実施に加え拡充を検討したい。)	こども育成課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
登録者数 (人)	1,299	1,500	87%	継続 (地域全体で子どもを見守ることで、子どもが笑顔で安心して過ごせるまちを目指す。)	こども育成課
事業の実施 (運営委員会数)	44	44運営委員会の全てにおいて見守り活動、あいさつ運動の取組み	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
居場所利用者数 (人)	2,836	2,000	100%	継続 (引き続き、不登校状態にある市内の小中学校を対象都市、居場所の提供、学習のサポートや相談業務を実施する。)	こども育成課
たより発行部数 (部)	1,750	1,830	96%	継続	こども育成課
開催回数 (回)	0	3	0%	継続	教育政策課
リーディングスクール実践校 (校)	0	16	0%	継続	教育政策課
制度による区域外就学者数 (人)	16	25	64%		

8 地域

方針3 地域づくりの推進

通番	事業名	事業概要
1	子ども会育成連合会支援事業	伝統行事や夏祭りなど、地区ごとに子ども会活動を行っている各地区育成会の活動を支援する事業。地域のリーダーの育成と資質向上のために、ジュニアリーダー会の活動を支援する事業
2	地域課題学習等による地域づくりの推進（再掲）	地域課題の解決や地域づくり人材の育成を推進するために、公民館を中心に地域づくり学習会などを実施する事業
3	大学・専門学校等との連携（再掲）	地域課題の解決や地域づくり人材の育成を推進するために、大学との共同研究等を進めるとともに、各種専門学校の専門性を人材育成に活用するため、補助金交付等を行う事業
4	市民活動サポートセンター事業	市民活動に関わる人材や団体を育成し、市民活動を推進するためのセミナーや講座の開催、団体間や様々な活動のネットワーク化を図るための交流会等の開催のほか、助成金やイベントなどの情報提供や相談業務を行う事業
5	公民館報の発行（再掲）	隔月で年間6回、公民館活動の実施状況、お知らせ等の情報を提供する事業
6	公民館運営審議会の運営（再掲）	総合的な地域づくり拠点としての公民館の在り方など、公民館運営・機能等に関する審議を行う事業
7	公民館委員会活動の充実（再掲）	地区公民館活動の推進を図るために、公民館委員会の活動を充実させ、市民の事業参画を図る事業
8	未来へつなぐ私たちのまちづくりの集いの開催（公民館研究会・地域づくり市民活動研究会合同開催）	地域住民、市民活動団体、職員が一堂に会して、公民館活動の検証や地域課題等について学び合い、お互いの理解を深めることで、松本らしい地域づくりを推進していく事業
9	町内公民館業務の振興（再掲）	町内公民館活動の充実を図るために、委託料を支出する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
チビッ子カーニバル参加人数 (人)	—	700	—	継続	こども育成課
実施公民館数 (館)	35	35	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
社会教育実習等の受入れ (人)	5	7	71%	継続	生涯学習課・中央公民館
累計登録団体数 (団体)	239	367	65%	継続	地域づくり課
センター利用者数 (人)	12,324	22,000	56%		
発行状況	全戸配布	全戸配布	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
開催回数 (回)	0	4	0%	継続	生涯学習課・中央公民館
延べ参加人数 (人)	0	80	0%		
実施公民館数 (館)	35	35	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
参加人数 (人)	450	400	113%	継続	地域づくり課 生涯学習課・中央公民館
委託料 (実施率)	95%	100%	95%	継続 (世帯数に応じて対応)	生涯学習課・中央公民館
1～200世帯：30,000円 (実施率)	95%	100%	95%		
201～400世帯：31,000円 (実施率)	95%	100%	95%		
401世帯～：32,000円 (実施率)	100%	100%	100%		

8 地域

通番	事業名	事業概要
10	地域づくり推進事業	市と地域組織との関係の整理、地区の事務局体制の検討、地区の課題の把握、市民や職員の意識啓発等を行い、地域の仕組みづくり、庁内関係部署の連携強化、地区における行政支援の体制づくりを推進する事業
11	町内公民館と地区公民館の連携強化（再掲）	町会や地区の抱える課題を掘り下げ、方策を議論する意見交換や研修、相談業務等の充実を図る事業
12	白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業	保存活用計画に基づき、教育や観光の面から地域振興に寄与できるよう整備に取り組む事業
13	まつもと文化遺産活用事業	松本市歴史文化基本構想・松本市文化財保存活用地域計画に基づき、地域の指定・未指定文化財の保存活用を図る事業
14	松本藩領ミュージアム	中信地区（江戸時代の松本藩領）を対象として歴史・民俗系博物館と連携しながら、松本平の歴史・文化を学ぶ事業
15	教育委員と他団体との意見交換等	PTA連合会等の関係団体や外部団体、附属機関に対して、教育委員会の取組みを説明し、各種団体と意見交換を行う事業
16	学校の魅力化を推進する取組み	多様な学びの在り方の検討を通して、地域の物的・人的資源や特性を生かした魅力ある学校づくりを推進していく取組み 先進的な学校変革の取組みを支援するリーディングスクールMatsumotoサポート事業や、特色ある学校への区域外通学を可能とする小規模特認校制及び松本デュアルスクールを実施
17	子どもの権利啓発事業	子どもの権利条例の基本理念に基づき、子どもに関わるすべての大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めるために、子どもだけでなく、子どもに関わる大人も含め、市民全体に、子どもの権利に対する理解が広がるよう、積極的に普及・啓発に取り組む事業
18	ユースサポート事業	高校生や大学生等の若者が地域や多様な人と関わる機会を創出し、地域への愛着や関心を高めるとともに、まちづくり等において活躍できるよう若者の活動を総合的に支援する。

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
実施内容	・センター強化モデルを4地区から8地区に拡大	・モデル4地区の取組みによる地域づくりセンター強化の検証 ・地域の現状や社会情勢等を踏まえた地域づくり実行計画の見直し	—	拡大	地域づくり課
実施公民館数(館)	35	全35館	100%	さらなる充実	生涯学習課・中央公民館
令和5年度整備完了	観察路等の整備に向けた測量設計を実施	—	—	令和2年度から、保存活用計画に基づく保存整備事業に移行	文化財課
まつもと文化遺産の認定数	7	11	64%	継続	文化財課
講座・バス見学等の開催回数(回)	0	4	0%	実施方法について検討しながら継続実施	博物館
団体数(団体)	2	3	67%	継続	教育政策課
リーディングスクール実践校(校)	0	16	0%	継続	教育政策課
制度による区域外就学者数(人)	16	25	64%		
パンフレット等配布回数(回)	2	2	100%	継続 (幼少期から大人(保護者)まで、段階に応じた子どもの権利の周知・啓発に務める。)	こども育成課
探究学習支援連携高校数(校)	2	6	33%	拡大	地域づくり課

9 文化芸術・歴史

方針1 文化芸術・歴史の魅力の発信

通番	事業名	事業概要
1	美術・博物館資料の収集事業	松本市美術館・松本市立博物館の収集方針に基づき、かけがえのない美術遺産・博物館資料を収集し、次世代に引き継ぐ事業
2	展覧会開催事業	国内外の優れた美術や郷土に密着したテーマの展示など、地域の総合美術館としての特色を生かした展覧会を開催する事業
3	まつもと市民芸術館の自主事業	市民福祉の増進や文化芸術の振興のために、創造発信型事業、鑑賞・招へい型事業、教育普及・育成・市民参加型事業、アウトリーチを行う事業
4	博物館施設全体事業の広報	広報まつもと、まるごと博物館行事案内等に関わる広報事業
5	松本城歴史資料保存事業	藩主戸田家関係文書（徳川林政史研究所所蔵）や早稲田大学図書館特別資料室所蔵水野家記録の複写の入手など、松本城の調査研究のために必要な古文書・絵図の収集・保存・活用を図る事業
6	松本城各種行事運営事業	松本城の魅力向上による誘客促進や市民の松本城への愛着を醸成していくために、松本城を会場とする各種行事（夜桜会、薪能、古式砲術演武、お城祭りなど）を開催する事業
7	展覧会開催事業	松本の自然や歴史文化に対する市民の関心を高め、人の交流・観光に資するための、資料の収集・調査研究からなる企画展・特別展を開催する事業

方針2 文化遺産の保存と活用

通番	事業名	事業概要
1	文化財記録保存事業	市内の無形民俗文化財や近代化遺産等、今後失われるおそれや変容のおそれがある文化財の現状を記録し、保存・伝承を図る事業
2	指定文化財保存等活動団体補助事業	指定文化財を地域で保存していくための活動を行っている団体に対して、補助金を交付する事業



指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
作品購入数 (点)	3	継続	—	継続	美術館
寄贈数 (点)	11	継続	—	継続	
寄贈数 (点)	163	継続	—	継続	博物館
企画展数 (本)	4	継続	—	継続	美術館
事業数 (事業)	32	35	91%	継続	文化振興課
配付部数 (部)	600	600	100%	広報の方法についてアソシエイト プロデューサー及び指定管理者と 協議しながら継続	博物館
徳川林政史研究所所蔵戸田 家文書の複写の入手 (%)	100	早稲田大学図書館特別資料室所蔵水野家記録の 複写の入手	100%	継続	文化財課
参加人数 (人)	50,000	70,000	71%	継続	松本城管理課
企画展数 (本)	8	5	160%	継続	博物館

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
-	1	継続	—	継続	文化財課
補助金交付件数 (件)	15	継続	—	継続	文化財課

9 文化芸術・歴史

通番	事業名	事業概要
3	文化財指定等推進事業	貴重な文化財について国・県・市の文化財指定等を進め、保存活用を図る事業
4	文化財建造物の耐震診断	市が所有する国・県・市指定の文化財建造物の耐震診断や耐震対策の実施・指導を行う事業
5	文化財保存活用推進事業	文化財パトロール、文化財の環境整備、講演会等を松本市地域文化財連絡協議会に委託して推進する事業
6	市所有文化財保存整備事業	市が所有する文化財の保存整備を計画的に実施する事業
7	文化財修理事業	指定文化財の保存のための修理に対して、補助金を交付する事業
8	史跡弘法山古墳再整備事業	国史跡弘法山古墳について、保存活用計画等の策定を経て再整備を行う事業
9	南・西外堀復元事業	「松本城およびその周辺整備計画」や「松本市歴史的風致維持向上計画」に基づき、都市計画道路内環状北線整備事業と一体的に南・西外堀を復元する事業
10	石垣修理事業	平成14年～15年度に実施した史跡松本城石垣現況調査の結果に基づき、危険度の高い石垣から修理を計画的に進める事業
11	松本城天守耐震対策事業	平成26～28年度に実施した耐震診断結果に基づき、松本城天守の耐震対策工事を実施する事業
12	堀浄化対策事業	松本城の堀内の堆積物除去（しゅんせつ）に計画的に取り組み、松本城の歴史的景観の向上を図る事業
13	松本城黒門・太鼓門耐震対策事業	地震時の来場者の安全確保を目的に、松本城黒門・太鼓門の耐震診断を実施し、その結果に基づく耐震対策を行う事業
14	松本城防災設備整備事業	防災に対する取組みを強化するために、松本城の防災設備の見直しを図る事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
国・県・市の指定等文化財の件数 (件)	372	385	97%	拡大 (追加)	文化財課
耐震基礎診断を完了した市所有の国・県・市指定文化財建造物の件数 (件)	1	6	17%	継続	文化財課
講演回数 (回)	2	継続	—	継続	文化財課
整備地区 (地区)	4		—		
—	3	継続	—	継続	文化財課
補助金交付件数 (件)	3	継続	—	継続	文化財課
保存活用計画策定（令和7年度）を経て、整備基本計画策定（令和9年度）	保存活用計画策定に向け、発掘調査を実施	整備基本計画策定に着手	—	継続 (保存活用計画で定める保存活用の基本方針等に基づき、整備基本計画を策定)	文化財課
—	—	継続	—	継続	文化財課
—	—	—	—	令和12年度以降 第2次史跡整備基本計画で 検討	文化財課
—	基本計画の検討	耐震対策工事 実施設計の完了	—	継続	文化財課
—	堀浚渫工事 実施設計	内堀の浚渫完了 外堀の浚渫着手	—	継続	文化財課
—	太鼓門一の門・ 二の門の 耐震対策	太鼓門耐震対策 の完了	—	継続	文化財課
—	送水設備の 新設・更新	防災設備整備工 事の完了	—	令和6年度完了予定	文化財課

9 文化芸術・歴史

通番	事業名	事業概要
15	松本城世界遺産登録推進事業	世界遺産登録のために、必要な調査研究や市民への普及啓発を実施する事業
16	旧開智学校校舎耐震対策事業	旧開智学校校舎の耐震対策工事を実施し、文化財の保存・整備を図る事業
17	旧開智学校校舎防災設備整備事業	旧開智学校校舎防災計画に基づき、防災設備の改修・整備を行う事業
18	小笠原氏城館群史跡整備事業	国史跡小笠原氏城跡（井川城跡、林城跡）について、整備基本計画の策定を経て整備を行う事業
19	殿村遺跡史跡整備事業	殿村遺跡について、史跡指定、保存活用計画の策定を経て整備を行う事業

方針3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進

通番	事業名	事業概要
1	まつもと演劇祭	まつもと演劇連合会等で構成された実行委員会に補助金を交付する事業
2	国際音楽祭事業	「楽都」松本としての実践活動である「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」への共催・支援協力を行うとともに、独自の関連事業を展開し、音楽文化の発展と地域の振興を図る事業
3	教育普及事業	参加・体験型のワークショップや講座など、子どもから大人まで美術の実践のきっかけを提供する事業
4	市芸術文化祭	市内で市民芸術・文化活動を専門的に行っている団体・個人が互いの活動を披露する機会を設ける事業
5	子ども交流事業	松本市の子どもたちが、子どもの権利を推進している自治体の子どもたちと意見交換や異なる文化や自然に触れる体験を通して、互いの交流を深める事業
6	子ども情報誌「集まれ松本キッズ」の発行	子どもの体験活動や家庭教育に関する情報を掲載した子ども向け情報誌を発行する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
—	カテゴリー I b (I b) 提案地方公共団体を中心に、当面、主題に関する学術的な調査研究を十分に行い、主題及びこれに基づく資産構成に関して一定の方向性が見えた段階で、関係地方公共団体により作業を進めるべきもの	世界文化遺産暫定一覧表に記載	—	継続	文化振興課
進捗率 (%)	50	100%	50%	令和6年度に事業完了	博物館
進捗率 (%)	10	100%	10%	令和6年度に事業完了	博物館
整備基本計画に基づく史跡整備の実施	整備基本計画策定に着手	整備基本計画に基づく史跡整備を実施	—	継続 (整備基本計画で定める整備項目を計画的に実施)	文化財課
国史跡指定を経て保存活用計画を策定 (令和9年度)	史跡指定に向け県教育委員会と協議を実施	保存活用計画策定に着手	—	継続 (文化庁、県教委との協議を行い、地元の理解を得ながら史跡指定、保存活用計画策定を進める)	文化財課

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
公演数 (公演)	18	45	40%	継続	文化振興課
OMFを鑑賞して、自分も音楽などの文化・芸術活動をやってみたいと思った人の割合 (%)	66.8%	67%	99.7%	継続	国際音楽推進課
講座数 (講座)	58	継続	—	継続	美術館
利用人数 (人)	3,642	継続	—	継続	美術館
入場者数 (人) 実行委員会参加数 (団体) (個人)	18,402	23,000	80%	継続	生涯学習課・中央公民館
実施回数 (回)	1	2	50%	継続 (県内外の子どもたちと引き続き交流を深め、子どもの成長を促し、松本のまちづくりを考えるきっかけとする。)	こども育成課
発行回数 (回)	6	6	100%	継続 ※紙での配布をやめ、市の公式ホームページへ掲載し、情報発信していく。	こども育成課

9 文化芸術・歴史

通番	事業名	事業概要
7	わら細工と昔の遊び道具作り講座	伝統的な遊びや技術・文化の継承とものづくりへの関心を高めてもらうために、地元の住民を講師に迎えて、しめ縄作り等の体験学習を行う事業
8	地域文化事業の振興	市民の主体的・日常的な文化活動を促進・支援し、創作活動の発表の場と鑑賞の機会拡充を図るとともに、各種文化事業の実施や団体主催事業の後援など、市民文化の普及と向上を図る事業
9	松本城学びと研究事業	松本城の歴史的・文化財的価値の理解を図るために、松本城講座、天守床磨き、夏休み子ども勉強会などの学習の機会を提供する事業

指標	実績 (R4)	目標 (R8)	達成率	方向性	担当課
開催回数 (回)	3	2	150%	継続	博物館
参加人数 (人)	51	55	93%		
実施公民館数 (館)	35	35	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
学習機会の実施回数 (回)	0	6回	0%	継続	松本城管理課

教育委員会資料
5. 7. 27
学校教育課

議案第 2 号

松本市立小中学校等市費教員設置要綱の一部改正について

1 趣旨

松本市教育委員会組織規則の一部改正により、中間教室の名称を教育支援センターに変更したことに伴い、「松本市立小中学校等市費教員設置要綱」の一部を改正することについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 第1条中、「中間教室」を「教育支援センター」に改める。
- (2) 別表（第4条関係）中、「中間教室適応指導員」を「教育支援センター指導員」に改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年8月1日

担当

学校教育課 課長 清沢 卓子

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33-4397



学びに、遊びや体験を。



子どもが主人公 学都松本のシンボル

松本市立小中学校等市費教員設置要綱(平成29年教育委員会告示第10号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○松本市立小中学校等市費教員設置要綱</p> <p>平成29年3月31日 教育委員会告示第10号</p> <p>改正 令和2年3月26日教育委員会告示第11号 改正 令和5年3月23日教育委員会告示第4号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、松本市立小学校及び中学校(以下「市立小中学校」という。)並びに<u>中間教室</u>(教育委員会が、小中学校の不登校児童生徒を対象に、<u>集団適応指導</u>、学習指導、教育相談等_____を行うことを目的として、市立小中学校以外に設置する教育の場をいう。以下同じ。)の教育の充実を図るため、市立小中学校、<u>中間教室</u>等(以下「市立小中学校等」という。)に市費教員を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「市費教員」とは、市立小中学校等において教育事務に従事する教育職員(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第2条第1項に規定する教育職員をいう。)のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員以外の職員で、教育委員会が市の負担において設置する職員をいう。</p> <p>(身分)</p> <p>第3条 市費教員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</p>	<p>○松本市立小中学校等市費教員設置要綱</p> <p>平成29年3月31日 教育委員会告示第10号</p> <p>改正 令和2年3月26日教育委員会告示第11号 改正 令和5年3月23日教育委員会告示第4号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、松本市立小学校及び中学校(以下「市立小中学校」という。)並びに<u>教育支援センター</u>(教育委員会が、小中学校の不登校児童生徒を対象に、<u>集団適応指導</u>、学習指導、教育相談等<u>社会的自立に向けた支援</u>を行うことを目的として、市立小中学校以外に設置する教育の場をいう。以下同じ。)の教育の充実を図るため、市立小中学校、<u>教育支援センター</u>等(以下「市立小中学校等」という。)に市費教員を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「市費教員」とは、市立小中学校等において教育事務に従事する教育職員(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第2条第1項に規定する教育職員をいう。)のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員以外の職員で、教育委員会が市の負担において設置する職員をいう。</p> <p>(身分)</p> <p>第3条 市費教員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</p>

(名称及び職務)

第4条 市費教員の名称及び職務は、別表に定めるところによる。

(任用)

第5条 市費教員は、教育委員会が任用する。

(任用期間)

第6条 市費教員の任用期間は、1会計年度の範囲とする。

(服務)

第7条 市費教員は、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

2 市費教員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市費教員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 市費教員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会及び学校長の指示に従わなければならない。

5 市費教員は、職務遂行に必要な資質の向上に努めなければならない。

(報酬)

第8条 市費教員に対する報酬は、月額とする。

(研修)

第9条 第7条第5項に規定する資質の向上のため、市費教員は、教育委員会が実施する研修に参加しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別

(名称及び職務)

第4条 市費教員の名称及び職務は、別表に定めるところによる。

(任用)

第5条 市費教員は、教育委員会が任用する。

(任用期間)

第6条 市費教員の任用期間は、1会計年度の範囲とする。

(服務)

第7条 市費教員は、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

2 市費教員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市費教員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 市費教員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会及び学校長の指示に従わなければならない。

5 市費教員は、職務遂行に必要な資質の向上に努めなければならない。

(報酬)

第8条 市費教員に対する報酬は、月額とする。

(研修)

第9条 第7条第5項に規定する資質の向上のため、市費教員は、教育委員会が実施する研修に参加しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別

に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日教育委員会告示第11号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

名称	職務
自立支援教員	1 不登校児童生徒の社会的自立支援に関する こと。 2 その他教育委員会が指示すること。
中学校学力向上推進 教員	1 児童生徒の学力向上のための授業改善に関 すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
複式学級対応教員	1 山間小規模校における複式学級解消に関す ること。 2 その他教育委員会が指示すること。
不登校支援アドバイ ザー	1 不登校児童生徒への対応に係る指導・助言に 関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
中間教室適応指導員	1 <u>中間教室</u> へ通う児童生徒に対する <u>適応指導</u> に 関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
学びの改革推進支援 教員	1 学校システム改革、授業改革等リーディング スクールにおける学びの改革の推進に関するこ と。 2 その他教育委員会が指示すること。

に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日教育委員会告示第11号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

名称	職務
自立支援教員	1 不登校児童生徒の社会的自立支援に関するこ と。 2 その他教育委員会が指示すること。
中学校学力向上推進 教員	1 児童生徒の学力向上のための授業改善に関す ること。 2 その他教育委員会が指示すること。
複式学級対応教員	1 山間小規模校における複式学級解消に関す ること。 2 その他教育委員会が指示すること。
不登校支援アドバイ ザー	1 不登校児童生徒への対応に係る指導・助言に 関すること。 2 その他教育委員会が指示すること。
教育支援センター指 導員	1 <u>教育支援センター</u> へ通う児童生徒に対する <u>社 会的自立に向けた支援</u> に関する こと。 2 その他教育委員会が指示すること。
学びの改革推進支援 教員	1 学校システム改革、授業改革等リーディング スクールにおける学びの改革の推進に関するこ と。 2 その他教育委員会が指示すること。

議案第 3 号

小学校教科用図書の採択について

1 趣旨

令和6年度から使用する松本市立小学校の教科用図書を、下表のとおり採択するものです。

2 経過

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき、松本市、塩尻市、東筑摩郡及び安曇野市地区では、同一教科書を使用することとされています。令和5年7月25日に開催された松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会において、同地区で使用する教科用図書が選定され、別紙のとおり、同協議会から採択に係る通知を受けたものです。

3 採択する教科用図書

教科・種目	発 行 者
国 語	光村図書出版株式会社
書 写	光村図書出版株式会社
社 会	東京書籍株式会社
地 図	株式会社帝国書院
算 数	株式会社新興出版社啓林館
理 科	一般社団法人信州教育出版社
生 活	一般社団法人信州教育出版社
音 楽	株式会社教育芸術社
図画工作	日本文教出版株式会社
家 庭	開隆堂出版株式会社
体育（保健）	東京書籍株式会社
外国語（英語）	光村図書出版株式会社
道 徳	光村図書出版株式会社

4 参考資料

- (1) 小学校教科用図書調査研究結果報告書（8月31日まで非公開）【資料1】
- (2) 松塩筑安曇地区における採択教科書一覧表【資料2】

担当	学校教育課
課長	清沢 卓子
電話	33-9846



5 松塩筑安曇教採協第11号
令和5年7月25日

松本市教育委員会 様

松塩筑安曇地区教科用図書採択
研究協議会 会長 伊佐治 裕子



令和6年度から使用する小学校教科用図書の採択について（通知）

令和6年度から使用する小学校教科用図書については、当協議会において調査研究を行った結果、第2回協議会において下記のとおり選定いたしました。

つきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、当協議会において種目ごとに選定した教科用図書を、速やかに採択されるよう通知します。

なお、貴教育委員会における採択終了後、別紙報告書の提出をお願いします。

記

1 松塩筑安曇地区教科用図書採択研究協議会で選定した教科用図書

教科・種目	発行者
国語	光村図書出版株式会社
書写	光村図書出版株式会社
社会	東京書籍株式会社
地図	株式会社帝国書院
算数	株式会社新興出版社啓林館
理科	一般社団法人信州教育出版社
生活	一般社団法人信州教育出版社
音楽	株式会社教育芸術社
図画工作	日本文教出版株式会社
家庭	開隆堂出版株式会社
体育（保健）	東京書籍株式会社
外国語（英語）	光村図書出版株式会社
道徳	光村図書出版株式会社

2 協議会選定日

令和5年7月25日（火）

【小学校】

平成16年度採択

国語	光村図書出版
書写	光村図書出版
社会	光村図書出版
地図	帝国書院
算数	新興出版社啓林館
理科	信濃教育会出版部
生活	信濃教育会出版部
音楽	教育芸術社
図画工作	日本文教出版
家庭科	開隆堂出版
体育(保健)	学習研究社

平成20年度採択

国語	光村図書出版
書写	光村図書出版
社会	光村図書出版
地図	帝国書院
算数	新興出版社啓林館
理科	信濃教育会出版部
生活	信濃教育会出版部
音楽	教育芸術社
図画工作	日本文教出版
家庭科	開隆堂出版
体育(保健)	学習研究社

平成22年度採択

国語	光村図書出版
書写	光村図書出版
社会	光村図書出版
地図	帝国書院
算数	新興出版社啓林館
理科	信濃教育会出版部
生活	信濃教育会出版部
音楽	教育芸術社
図画工作	日本文教出版
家庭科	開隆堂出版
体育(保健)	東京書籍

平成26年度採択

国語	光村図書出版
書写	光村図書出版
社会	東京書籍
地図	帝国書院
算数	新興出版社啓林館
理科	信濃教育会出版部
生活	信濃教育会出版部
音楽	教育芸術社
図画工作	日本文教出版
家庭科	開隆堂出版
体育(保健)	東京書籍

平成29年度採択

道徳	光村図書出版
----	--------

令和元年度採択

国語	光村図書出版
書写	光村図書出版
社会	東京書籍
地図	帝国書院
算数	新興出版社啓林館
理科	信州教育出版社
生活	信州教育出版社
音楽	教育芸術社
図画工作	日本文教出版
家庭科	開隆堂出版
体育(保健)	光文書院
外国語(英語)	光村図書出版
道徳	光村図書出版

【留意事項】

- 1 平成20年度は、新たに検定を受けた教科書がなかったため、協議会を開催せずに採択を実施
- 2 安曇野市の体育(保健)は、平成16年以降東京書籍を使用
- 3 平成22年度以降は、採択地区の統合により安曇野市も同様の教科書を使用

報告第 1 号

松本市立小学校、中学校結核対策委員会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3条に基づき、委員を新たに委嘱することについて報告するものです。

2 設置目的

児童生徒の結核感染防止、感染者及び発病者の早期発見・早期治療、患者発生時の対応の3つの結核対策を進めるにあたり、学校保健と地域保健が円滑な連携を図り、結核対策をさらに充実・強化するため、委員会を設置しています。

3 委員名簿（案）

裏面のとおり

4 任期

令和5年8月1日から令和6年7月31日まで

5 設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 松本市保健所長
- (2) 結核対策の専門家
- (3) 学校医
- (4) 学校長
- (5) 養護教諭

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当	学校教育課
課長	清沢 卓子
電話	33-9846

令和5年度 松本市立小学校、中学校結核対策委員会 委員名簿（案）

選出区分	所属・職名等	氏名	在任期間等
松本市保健所長	松本市保健所 所長	つかだ しょうた 塚田 昌大	再任 (2期2年)
結核対策の専門家	松本市医師会 感染症対策委員 医療法人抱生会丸の内病院 生活習慣病センター長	ごみ えいち 五味 英一	再任 (20期20年)
学 校 医	松本市医師会 学校保健衛生委員長 田中医院 院長	たなか ひさし 田中 久	新任
学 校 長	松本市立田川小学校 校長	きむら れいこ 木村 令子	再任 (2期2年)
養 護 教 諭	松本市立山辺中学校 養護教諭	いとう ゆき 伊藤 由希	新任

※ 松本市附属機関等の設置等に関する要綱（以下、「要綱」という。）第4条第1項第7号に、委員の在任期間等は、「就任時3期（中途補充は4期とする。）又は6年を超えないものとする。」と定められていますが、五味 英一氏は、「専門的な知識、経験を有する者が他に得られない等特別な事情があると認められる場合（要綱第4条第2項第2号）」に該当するため再任するものです。

報告第 2 号

岡田小学校における事故について

1 趣旨

岡田小学校での草刈り作業中に発生した物損事故について、報告するものです。

2 事故の概要

(1) 発生日時

令和5年7月9日(日)午前9時頃

(2) 発生場所(位置図:次ページのとおり)

松本市大字岡田町435番10 岡田小学校の北側住宅敷地内

(3) 当事者及び被害の状況

ア 相手方 松本市大字岡田町在住 男性(40代)

人身 なし

物損 車両右側リアドアガラス及び右側リアドアの損傷

イ 当方 岡田小学校 会計年度任用職員

(4) 事故の状況

ア 当方職員が岡田小学校北側職員駐車場において刈払機を使用して草刈り作業を行っていたところ、跳ねた小石が上記場所に駐車していた相手方自動車に当たり、右側リアドアガラス等を損傷したもの

イ 令和5年6月26日(月)に同様の事故があったばかりであり、6月30日(金)に研修会を開催し、飛散防止対策についての徹底を図ってきましたが、対策の不徹底と不注意により事故を起こしてしまったもの(相手方自動車から20メートル程度離れた場所から作業を始めましたが、当該自動車まで約11メートルの場所に近づいたことに気が付かず、作業を続けたもの)

3 再発防止対策

(1) 度重なる事故を受け、7月13日(木)に施設管理職員を緊急招集し、教育次長から訓示を行うとともに、これまでの事故の検証を行う研修会を開催しました。

(2) ナイロンコードとチップソーの使い分けや刃先を地面に当てないなどの基本的な操作方法を徹底するとともに、ベテランの職員が1対1で経験年数が浅い職員への指導を行います。

(3) 学校敷地内の危険個所の洗い出しを行い、危険な場所での作業は2人一組で行うなど具体的な対策を確認します。

4 今後の対応

(1) 相手方には、誠意を持って対応します。

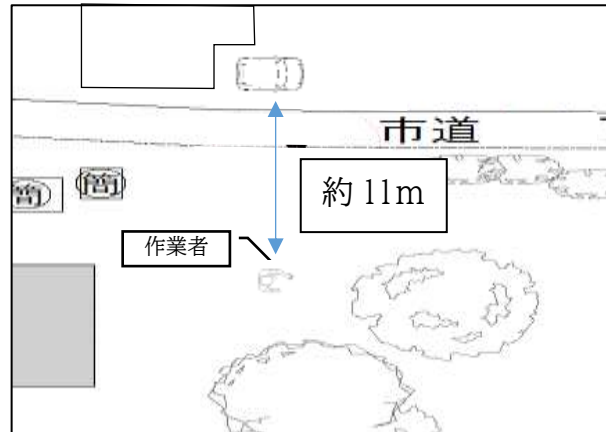
(2) 次期開催の経済文教委員協議会へ報告します。

担当
学校教育課 学校施設担当課長
丸山 丈晴
電話 33-9847

【岡田小学校 敷地位置図】



【拡大図】



【現場状況写真】



【被害車両 状況】



教育委員会資料
5. 7. 27
学校給食課

報告第 3 号

自動車事故について

1 趣旨

波田中学校に給食を配送する際、校内で発生した公用車による自動車事故について報告するものです。

2 事故の概要

(1) 発生日時

令和5年7月7日（金）午後0時5分頃

(2) 発生場所（位置図：次ページのとおり）

松本市波田10286番1 波田中学校内

(3) 事故の状況

上記日時場所において、当方車両が給食を配送するため、波田中学校コンテナ室前に停車しようとしてバックした際、当該コンテナ室付近に駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両が損傷したもの

(4) 被害の状況

ア 相手方 伊那市在住 男性（50代）

(ア) 人身 なし

(イ) 物損 左側リアスライドドアの損傷

イ 当方 波田学校給食センター 男性職員 主査補

(ア) 人身 なし

(イ) 物損 被害なし

3 今後の対応

(1) 相手方には、誠意を持って対応します。

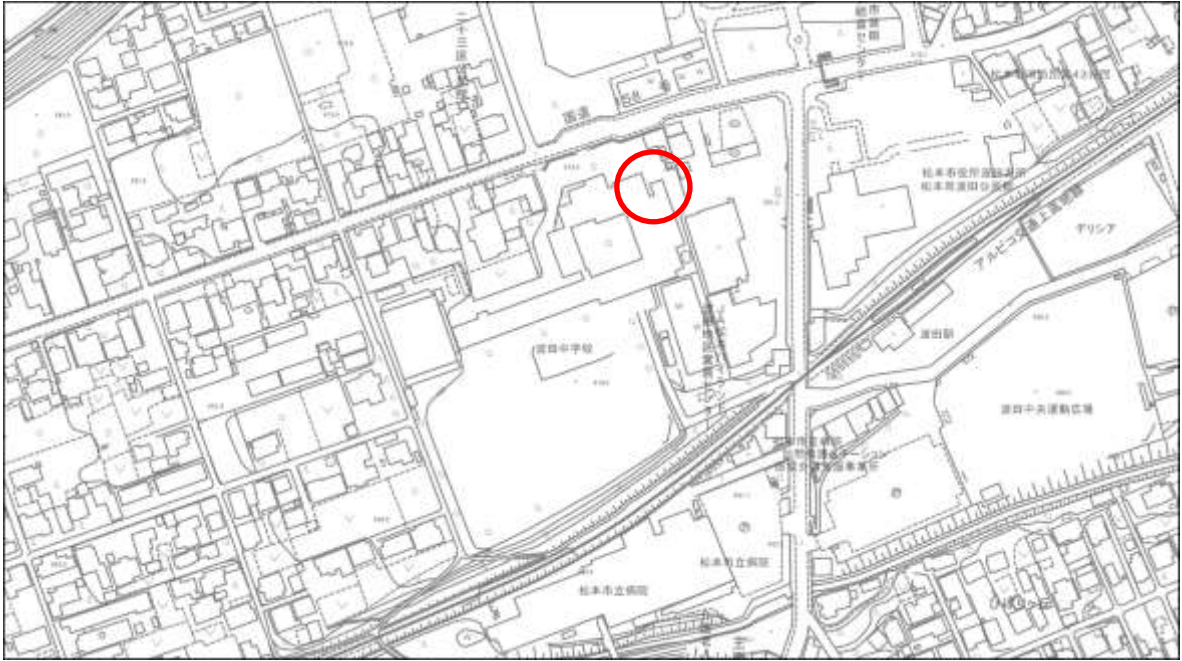
(2) 本事故を教訓に、今後同様の事故を起こさないよう事故の防止を図るとともに、安全運転の徹底について改めて職員に指導しました。

(3) 次期開催の経済文教委員協議会へ報告します。

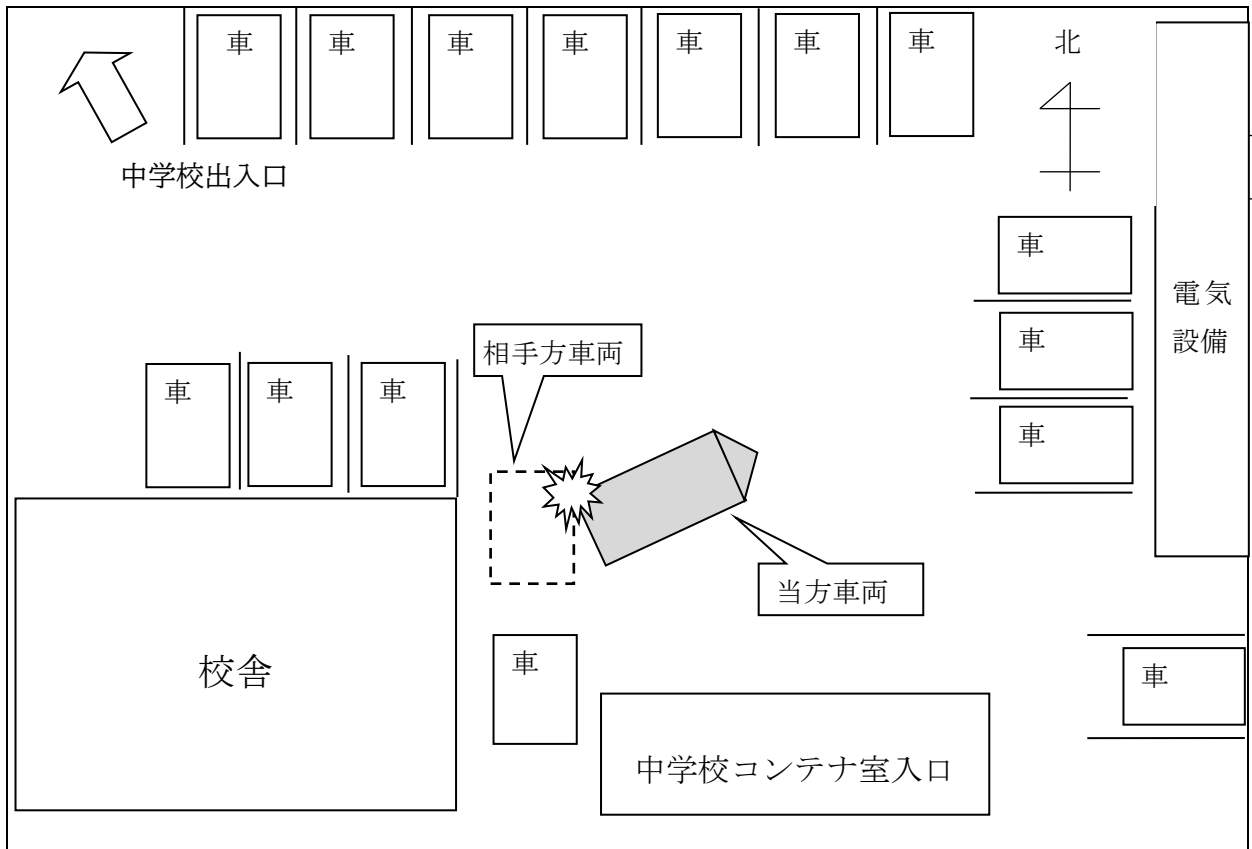
担当	学校給食課
課長	三代澤 昌秀
電話	45-1120



位置図



現場概略図



【現場状況写真】



【相手方車両 状況】



学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について

1 趣旨

学都松本子ども読書活動推進計画の効果的な実施及び継続的な推進を行うため、学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という）に基づき、委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者の選任方法

(1) 学校教育関係者等（設置要綱第3条第2項第1号から第3号）

関係課、関係団体に推薦を依頼

(2) 有識者（設置要綱第3条第2項第4号）

子ども読書活動に精通した関係者へ就任を依頼

(3) 公募による市民（設置要綱第3条第2項第5号）

3 委員名簿

裏面名簿のとおり

4 任期

委嘱の日から2年間

第1回学都松本子ども読書活動推進委員会（8月開催予定）で委嘱

5 設置要綱（抜粋）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 推進計画の評価、検証に関すること。

(2) 子どもの読書活動の推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 子ども読書活動を推進する者

(4) 有識者

(5) 公募による市民

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

担当 中央図書館

館長 藤森 千穂

電話 32-0099



学都松本子ども読書活動推進委員名簿（案）

要綱第3条 第2項区分	氏 名		所属団体・役職等	在任期間等
第1号 学校教育関係者	1	はまなか ひろし 濱中 浩	松本市校長会（高綱中学校長）	新任
	2	やまぎき あやか 山崎 彩矢香	今井小学校司書	新任
第2号 社会教育関係者	3	ゆい みさこ 由井 三佐子	松本市社会教育委員	新任
	4	こいわい しげと 小岩井 成人	城北公民館長	再任 (2期目)
第3号 子ども読書活動を推 進する者	5	たにぐち かずえ 谷口 和恵	松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡 会	再任 (2期目)
	6	なかじま やよい 中島 弥生	さくら保育園長	新任
第4号 有識者	7	とよしま さおり 豊嶋 さおり	おはなしの会 すがのっくる代表 JPIC読書アドバイザー 絵本専門士	再任 (3期目)
第5号 公募による市民	8	こしたか れいこ 越高 令子		再任 (3期目)
	9	しみず りえ 清水 理恵		再任 (2期目)

報告第 5 号

国宝松本城天守耐震対策専門委員会委員等の委嘱について

1 趣旨

国宝松本城天守耐震対策専門委員会委員及び指導助言者の任期満了に伴い、国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱第3条及び第7条の規定に基づき、委員等を委嘱することについて報告するものです。

2 委員定数

8名以内

3 指導助言者定数

若干名

4 選任の方針

国宝松本城天守の耐震対策の調査・検討を行う上で必要な、各分野における高度な専門的知識と城郭の歴史等に対する深い見識を有する者を選任したい。

5 委嘱予定者

国宝松本城天守耐震対策専門委員会委員及び指導助言者名簿（案）（別紙1）

※委嘱にあたっては、これまでの委員、指導助言者を再任したい。

6 任期

令和5年（2023年）9月1日～令和7年（2025年）8月31日
（2年間）

7 根拠規定

国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱（別紙2）

担当	文化財課城郭整備担当
課長	竹内 靖長
電話	31-3369



国宝松本城天守耐震対策専門委員会委員及び指導助言者名簿（案）

1 委員

	氏名	役職	備考
1	わたなべ さだお 渡邊 定夫	東京大学名誉教授	再任（H29～） 【都市計画】 （4期目）
2	かわい なおひと 河合 直人	工学院大学建築学部建築学科 教授	再任（H29～） 【建築構造】 （4期目）
3	おおくぼ たけゆき 大窪 健之	立命館大学理工学部環境都市工学科 教授	再任（H29～） 【都市防災】 （4期目）
4	ごとう おさむ 後藤 治	工学院大学総合研究所 理事長・教授	再任（H29～） 【保存修復】 （4期目）
5	にしがた たつあき 西形 達明	関西大学 名誉教授	再任（R2～） 【石垣構造】 （3期目）
6	はしもと たかお 橋本 隆雄	国土館大学理工学部理工学科 教授	再任（R2～） 【石垣構造】 （3期目）
7	ふじた かおり 藤田 香織	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授	再任（H29～） 【建築構造】 （4期目）
8	まつだ まさひろ 松田 昌洋	信州大学工学部建築学科 助教	再任（H29～） 【建築構造】 （4期目）

※備考欄の【 】は精通（専門）する分野、（ ）は委嘱開始年

※松本市附属機関等の設置等に関する要綱第4条第1項第7号に、委員の在任期間等は、「就任時3期（中途補充は4期とする。）又は6年を超えないものとする。」と定められていますが、現在の委員の全員が、「専門的な知識、経験を有する者が他に得られない等特別な事情があると認められる場合（要綱第4条第2項第2号）」に該当するため選任

2 指導助言者

	氏名	役職
1	にしおか さとし 西岡 聡	文化庁文化資源活用課 震災対策部門（建造物）文化財調査官
2	いちかわ ただし 市川 格	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 指導主事

○国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱

平成29年6月28日

教育委員会告示第17号

改正 令和2年8月27日教育委員会告示第37号

令和3年3月25日教育委員会告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、国宝松本城天守の適切な耐震対策を専門的な見地から検討するため、国宝松本城天守耐震対策専門委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国宝松本城天守耐震対策事業に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員は、文化財及びその耐震対策に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

- 2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。
- 3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月28日から施行する。

附 則 (令和2年8月27日教育委員会告示第37号)

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日教育委員会告示第7号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。